

須賀川町会
所史料目録

福島県須賀川市教育委員会

まえがき

江戸時代における私たちの須賀川は、奥羽街道屈指の宿場町であり、物資の集散や文化の交流がしげく、大きな発展を遂げました。

須賀川町は白河領でしたが、城下町のそれとは趣を異にした須賀川町人の自由な活躍により、町会所の自治組織が充実し、庶民の福祉や金融方面においても、すこぶる先進的な道を歩みました。そうしたなかでも主導的役割を果たしたのが、相楽氏・市原氏・内藤氏等の町人郷士の家々でした。これらの旧家に所蔵されてきた古文書が、現当主の方々の好意によって公開された結果、私たちはさきに『須賀川市史』第三卷（近世篇）を世に問うことができました。そして私たちの祖先が築いた自治都市の見事さについては世の高い評価をいただきました。

ここに須賀川市が、昭和五十三・五十四・五十五年の三か年にわたり、文化庁はじめ関係諸機関の御支援御指導と市原家・内藤家・相楽家の御好意のもとに「古文書等緊急調査事業」を遂行してきたのも、もとより学界の要請に基づいてのことでございます。

幸い、これらの古文書等の整理・分類にあたっては、東京大学史料編纂所教授阿部善雄先生の御指導を受けることができ、先生の学問的究明と努力により、多年の懸案であった『須賀川町会所史料目録』を上梓することができたことは、誠に喜びに堪えません。

また、この事業に参加された目録作成委員会（代表 竹内憲治）・市史編さん室（代表 鈴木武夫）の皆様や、印刷にあたった和田印刷所に対し、衷心よりお礼を申し上げます。

昭和五十六年三月三十一日

凡 例

一、この目録集は、近世における須賀川町会所関係の古文書および古帳簿について、その目録を作成したものである。したがって市原文書・内藤文書・相楽文書は、その町会所関係の史料に限って目録が掲出されている。

一、須賀川町会所 会所とは公務を執行する施設をいうものであり、藩機構においても町方においても、そのような呼称が存在した。

須賀川町にあっては古く須賀川町目付相楽氏宅がそれに充てられていた。この時期には、白河藩の指令を布達するための会席という性格を帯びるにとどまった。そのうち遅くとも享保六年までには須賀川四か町（本町・中町・北町・道場町）の町役人の寄合の場所すなわち町会所が設けられており、そこで町役人たちの合議がおこなわれるようになった。

しかしさらに自治体的政務と財政の確立が進むにつれて、『須賀川市史』第三卷（近世篇）が示すように、全く自治体としての町政執行の場所という性格をもつに至った。その位置は若干の変遷を経たのち、馬場町の地に移動し、明治維新を迎えた。一方、このような四か町共同の町会所のほかにも、各町にあって、その町の政務が執行された庄屋宅も、同様に会所とよばれた。

一、市原文書

市原良彦氏所蔵（須賀川市宮先町）

市原氏は近世において塩惣問屋・酒造業・米穀商を営み、大いに発展した家であるが、その歴代は道場町の庄屋・検断を勤め、また幕末には市原組および須賀川町の大庄屋にも任命されており、須賀川町および道場町の自治活動の中心となつた。他方白河藩・守山藩等の郷士に任用されるとともに、

内用達商人として藩財政に関与する所大であった。

一、内藤文書

内藤昌孝氏所蔵（須賀川市古館）

内藤氏は近世において米穀商・呉服商等を営み、巨富を築いた家であり、中町に居を構えていた。五代盛昌の赤子養育金支給の慈善事業は著名であるが、その歴代のうちには白河藩より高年寄・郷士・内用達等に任命されるとともに、加役代官にも任命された者もあり、正代官に代わって須賀川町政を統轄している。

一、相楽文書

相楽節子氏所蔵（須賀川市本町）

相楽氏は白河結城氏の流れを汲む名家であり、近世においては、白河藩より首席郷士・代官・火消役・目付等の要職に任命され、須賀川町に重きをなしてきたが、その家格・家禄は時代の推移とともに若干の変更をまぬかれなかった。

一、今回の目録作成にあつては、一点一点の史料の内容を摘出し、且つそれぞれの史料の政治史的・経済史的背景を重視し、それら史料の存在意義と利用価値に則した分類項目を立てることに留意した。今後近世史料の分類目録は、このようにあるべきだと学界において志向されている。

各文書については、整理番号・日付・差出人・宛書および数量の順にこれを示し、簿冊についても同様であるが、できるだけその原題をとどめることにした。ただし形状と寸法はあえて掲げることがなかった。

なお、この目録の作成の作業を担ったのは間宮礼子・村越幸司・内藤喜久子・渡辺恵美・大久保多佳の五氏である。

目次

市原文書目録

藩政

公共施設……………一
 訴訟……………一
 諸取締……………三
 目付・郷士等任命……………八
 その他……………八

内用達

内用達身分……………八
 白河藩信託……………三
 高田藩信託……………三

町会所の自治

政務……………三
 町役人……………四
 町益金造出……………四
 道場町町内行財政……………四

町益金歳出

町益金歳出……………四
 公益金融……………四
 各町町益金……………四

中町

中町……………六
 その他の村……………六
 街道交通……………六

往來問屋

往來問屋……………六
 助郷……………六
 信仰……………六

祭礼

祭礼……………六
 神社……………六
 商品流通……………六

廻米と払米

廻米と払米……………六
 馬産……………一〇

目次

御救金……………一
 士分借入……………一
 許認可……………七
 郷学所……………八

仕送金及び時借……………八
 守山藩信託……………三
 白河藩財政再建……………三

困糶……………四
 町益金由緒・歳出及び預託……………四

町益無尽……………四
 町内行政……………四

北町……………六

宿駅……………六
 定橋その他……………六

太々講……………六

塩取引……………二
 商取引……………二

無尽

三益講……………二
 中宿河岸場無尽……………二
 その他の無尽……………二

内藤文書目録

藩政

古城跡と諸施設……………二
 士分借入……………二
 許認可……………二
 内用達……………二

内用達身分……………二

町会所の自治……………二

政務……………二
 町益金由緒及び預託……………二

街道交通……………二

往來問屋……………二

信仰……………二

祭礼……………二

商品流通……………二

廻米と払米……………二

無尽……………二

三益講等……………二

相楽文書目録……………二

藩政……………二

諸取締……………二
 条目・許認可……………二
 郷学所……………二

守山領内無尽……………二
 八幡飛脚組合講……………二

御救米・他藩公訴……………二
 諸取締……………二
 目付・郷士等任命……………二

仕送金・時借……………二

町役人……………二

宿駅・飛脚……………二

太々講……………二

藩札……………二
 郷士・目付等任命……………二

目次

内用達	一三	仕送金・時借	一三
内用達身分	一三	町益金由緒及び預託	一三
町会所の自治	一三	宿駅	一四
政務	一三	太々講	一四
街道交通	一三		
往来問屋	一四		
助郷	一四		
信 仰	一四		
祭礼	一四		

市原文書目録

藩政

公共施設

ホ一 釈迦堂川川岸場普請諸入費明細帳

明治 三・十 河岸役所

一冊

釈迦堂川川岸普請の諸入用費調べ。

ホ二 須賀川河岸場石工職引揚願書

明治 三・十 岩瀬郡梓衝村石

須賀川宿普請御

工儀左衛門、他 用掛役所

河岸場に蔵を建てるに至り石工職が不要となつたため、その引揚の件。

御救金

カ一 白河藩役所下渡金受取証文

文化十三・正 堤村庄屋久野勇

一通

蔵、他

白河藩役所より金八十五兩を下渡され、この内五十兩を江持村が

三十五兩を堤村が受取る。

カ二 白河藩役所救金借用証文

文政 八・三 吉田忠之右衛門

市原隆右衛門

一通

他

白河藩役所より須賀川町類焼の者へ手当禱代金百五十兩を借用した

もの。

カ三 類焼救金願書

申・五 道場町高年寄太

代官所

一通

田勘十郎

道場町大火類焼のため救金を願ひ出したもの。

市原文書目録

カ四 下渡米返納覚書

申・七 浜尾組大庄屋山

一通

川茂十郎

年貢米四十俵三斗九升などを返納したもの控。

カ五 当辰七十歳より七十六歳迄男女元調書上帳

明治 元・十二 道場町検断庄屋

一冊

市原信平他

七十歳より七十六歳までの男女身元調べ。

訴訟

コ一 借用金訴状

天保十一・十一 下宿村源七、他 大庄屋所

一通

・二十

浜尾組下宿村清吉外十九名が須賀川市原良平より十五兩を借用した件。

コ二 新発田領北上村無宿吉太郎裁許請書

文久 二・七 須賀川宿宿役人

一冊

・二十三 惣代庄屋信平、清水源次郎様役

他 所

コ三 二本松藩家中市川平助訴状

飲食代金借受けの件。

六冊

士分借入

チ一 士分借用証文

寛政 七・二

佐藤軍右衛門、市原貞右衛門

一通

他

・二

市原貞右衛門

一通

他

四兩の借用

チ二 士分借用証文

文化 二・十一

奥村太郎兵衛

市原貞右衛門

一通

二十兩の借用

チ三 士分借用証文

文化 五・十一

秋田右近

市原貞右衛門

一通

夏物成米を担保とした十五兩の借用。

チ四 士分借用証文

文化 五・十二

白河家中宮崎伝
六郎

市原貞右衛門

一通

五兩の借用

チ五 士分借用証文

文化 六・三

立見作十郎

市原貞右衛門

一通

屋敷頼焼につき入用金十五兩の借用。

チ七 士分借用金指引覚

文化 六・六

琴田半兵衛、他

市原貞右衛門

一通

・十九
十七兩二分の借用。

チ八 士分借用証文

文化 六・九

秋田長山

市原貞右衛門

一通

・二十八
十兩の借用

チ九 士分借用証文

文化 六・十二

宮崎伝六郎

市原貞右衛門

一通

・十三
十兩の借用

チ一〇 士分借用証文

文化 六・十二

立見作十郎

市原貞右衛門

一通

十兩の借用

チ二 士分借用証文

文政 二・十二

三春家中早川半
蔵

市原貞右衛門

一通

五十兩の借用

チ三 士分借用証文

文政 十・三

野口五太夫

市原権右衛門

一通

十兩の借用

チ三 士分借用証文

文政 十三・三

黒岡七九郎

市原権右衛門、
他

一通

且那方要用につき百兩を当座借用する。

チ四 士分借用証文

文政 十四・八

秋田帯刀家中今
泉与惣右衛門

市原貞右衛門

一通

秋田帯刀勝手向要用のため三十兩を借用する。

チ五 士分借用証文

天保 三・九

青山伝次郎

市原良平

一通

百兩の借用

チ六 士分借用証文

天保 三・十一

秋田将曹家中横
山才作

市原権右衛門

一通

且那先代要用につき二十兩を借用する。

チ七 士分借用証文

午・十二

南條源司

安藤三郎右衛門、

一通

・二十六
二十兩の借用。

他

チ六 士分借用証文

未・四 野口理兵衛

市原貞右衛門

一通

・二十九

五百三十七兩二分の借用。

チ九 士分借用証文

天保 三・閏六 南條源司

市原貞右衛門

一通

・二十四

三十兩の借用。

チ六 士分借用証文

文化 六

三春家中深間内
吉助

市原貞右衛門

一通

借入金返済の約定。

諸取締

ネ二 柳沼虎蔵訴訟諸事控

安政 四・六

検断藤井惣左衛門、他

代官所

一冊

柳沼虎蔵の居屋敷に対する訴訟。表紙に「柳沼虎蔵訴状ニ付諸事控」とある。

ネ三 柳沼虎蔵済口証文

安政 六・三

須賀川本町一丁目八幡町の柳沼虎蔵居屋敷を金四百七十兩で売渡し示談とする。

一通

ネ四 中町平之丞屋敷訴状案

巳・十

市原貞右衛門

代官所

一通

平之丞屋敷の売券についての境界争い。

市原文書目録

ネ五 白河藩差紙

(年代不詳)

須賀川中町平之丞屋敷売券故障の件。

一通

ネ九 藤井惣左衛門鯉放流一件上申書案

戊・八 市原隆右衛門

代官所

一通

清水尻池・濁り池・釜池・白山池・丸田池に鯉を放つ。

ネ八 藤井惣左衛門鯉放流一件取調願書

(年代不詳)・八 北郷 兩人

市原隆右衛門

一通

・十六

藤井惣左衛門池々へ鯉を放ち、小前難渋のため取調を要請する件

ネ四 盗難手控

文久 四・正 市原信平、他

代官所

一冊

盗難・強盗などの諸事件の報告控。

ネ六 無宿亀吉盗賊一件書類

慶応 二・十一 北町

十二通

ネ五 盗品書上

(年代不詳)

盗品数三百二十七品の内訳、襦袢・単物・風呂敷包など。

二冊

ネ七 盗品調査

(年代不詳)

二冊

越後国新発田領新津在北神村善兵衛伴無宿吉太郎の盗品調査。

一綴

ネ三 鍛戟変死強盗怪我一件手控

安政 六・正 大庄屋頭取市原 隆右衛門、他

代官所

一冊

代官所宛諸事件報告書の控。

ネ六 贖金一件書類

文久 二・正 奥州道中検断信 百瀬章蔵

十通

平、他
北町喜助賈金作り事件について、関東取締出役百瀬章蔵の届出書類。

ネ二 大谷鉄蔵書附写

亥・八 大谷鉄蔵 須賀川役人中 二通

・三
須賀川上州屋甚平・栄助の召捕りと処罰の件。

ネ二 不斗出届出調書

丑・三 代官所 一通

本町四人、道場町二人の欠落ち。

ネ三 浪人一件覚

酉・七 大庄屋頭取市原 代官所 一通

隆右衛門、他

浪人への賄分の請求書。

ネ三 浪人一件支出書類

一冊

浪人一件の支出と町役人立替分の差引調べ。

ネ三 白河藩郡奉行及元締達書

子・七 郡奉行・元締 代官中 二冊

博愛法度の申渡書。奥書によれば、代官から会所に宛てられ、それを道場町・北町各町役人が請書をしたもの。

ネ三 検分覚書

天保 四・正 北町要助、他 多羅尾鞆負代官 二通

・十七 所原田繁太郎、他

中町金四郎方宿泊人死亡檢死書及び本道外科兼医松清の容体書。

ネ四 検分覚書

天保 四・正 北町要助、他 多羅尾代官手代 一通
・十七 原田好太郎、他
道場町傷害事件の被害者の検分結果報告書。

ネ三 変死宿泊人所持品目録

文久 二・八 北町城直借家木 露見多助 一通

・二十五 賃宿寸蔵、他

ネ三 死亡宿泊人埋葬一件書類

文久年間 須賀川町医師玄 露見多助、他 四通

貞、他

ネ三 死亡宿泊人仮埋葬願書

渡り職人常吉の容体書・死亡届・埋葬届。 本町曹洞宗長松 田口八十七、他 一通

戊・八 院

ネ三 宿泊人死亡届書案

戊・八 大庄屋頭取市原 代官所 一通

・朔日 隆右衛門、他

ネ三 宿泊人死亡届書

慶応 四・三 庄内藩家中齋藤 市原信平、他 一通

元吉

酒井左衛門尉領分川村百姓惣太の病死届書。

ネ元 茂兵衛密夫殺害一件申渡書

天保 四・五 須賀川町百姓茂 奉行所 一通

・十三 兵衛、他

吟味の結果、御構なしを仰せつけられる。

ネ四 水死相对死旅人死去村引合仮埋本葬手控

嘉永 三? 明治 五 一冊

ネ三 相對死一件書類

安政 二 檢断庄屋市原信

一冊・四通

旅籠屋辰藏宅にて柳屋松吉抱の飯盛女たきと吉藏が相對死した事件の顛末。

ネ三 斃死檢分葬送願一卷手控

弘化 四 檢断藤井七郎右衛門、他

一冊

文久 元

出火・相對死・旅人止宿病一件などの報告控。

ネ三 代官吟味書

丑・十 蛇石村善次右衛門、他

一冊

須賀川宿兼吉抱の下女出奔の件。

ネ三 代官吟味書

丑・十 塩沢村仙助

一冊

飯盛女を養女にする件。

ネ三 須賀川町檢断庄屋届書

亥・八 檢断庄屋吉田寛 代官所

一通

女郎逃亡一件の報告書。

ネ三 飯盛下女逃亡一件書状案

(年代不詳)・九 庄屋安藤廉藏、三春領滝村割元 田村庄之丞、他

三通

ネ三 飯盛女養女願書

(年代不詳)

三通

ネ三 為取替内済一札

市原文書目録

嘉永 七・四 北町 兼吉、他 飯盛女を養女とする件。 三通

ネ三 檢分仮埋葬届書案

文久 二・八 常吉女房ちよ、田口八十七、他 一
・九 他

渡り鍛冶職人常吉死骸の檢分及び仮埋葬届。

△六 座頭届書案示談

未 代官所 二通

ネ三 博奕一件手控

未・七 名主見習市原宗 白河県出張役所 一冊

本町磯七の罪状その他。

ネ一 江持村組頭長百姓等橋乱暴届書

未・六 堤村庄屋久野左 大庄屋所 一通

ネ三 四ヶ町大概類焼諸調

文政 八・正 道場町吉藏方より出火。 七通

道場町吉藏方より出火。

ネ三 類焼絵図面控

文政 八・正 白河藩役所へ提出したものの控。藤井惣右衛門が認めた。 一通

ネ三 須賀川四ヶ町焼失家数書上帳

文政 八・正 檢断庄屋吉田忠 代官所 一冊

・二十五 之右衛門、他 本家合計二百十七軒、借家合計百五十六軒、他に本陣・番所など

が焼失した。

ネ 五 井上才兵衛家守伝兵衛借家人丈六居宅出火調書

安政 五・正

絵図一

・十九

焼失家々絵図面、役所宛の諸届書、類焼人調など。

・八通

ネ 五 道場町馬場要吉宅裏土蔵上家出火届並見分書諸調書

安政 六・四 会所

六通・

・二十

出火原因・被害状況等の検分調書。

二綴

ネ 五 北町藤田屋長兵衛宅出火類焼調一卷

慶応 元・閏 惣役人

栗原安左衛門

五冊・

五・四

五通・

絵図一

類焼人への米稗手当願書、類焼人調、代官所よりの指示等。

ノ 一 北町焼失家数書上帳

慶応 元・五 大庄屋頭取市原

代官所

一冊・

・五 隆右衛門、他

絵図一

本家三十一軒その他。ほかに焼失家調絵図面一葉を添える。

ネ 五 出火一卷手控

子・八

一冊

北町彦右衛門土蔵より出火一件、金徳寺出火一件、その他の出火についての届書控。

ミ 三 酒造米調書案

子・八

二通

丑・七

酒造用米の子八月より丑七月までの酒方調べ。

ミ 三 寅年米調下書

寅

酒造米代金の調査。

一冊

ミ 七 質屋別質草調書

(年代不詳)

取扱人金右衛門、他

十通

中屋・玉木屋・大星屋・十一屋などの質草調べ。

ミ 六 質屋吟味書

戌

佐藤屋与左衛門・大坂屋半蔵など質屋の検査の件。

一冊

ネ 六 中町居屋敷訴訟一札

文政 九・五

藤井惣右衛門、市原庄五郎

一通

・二十七

他

中町屋敷についての訴訟事件の確認書類。

ネ 一〇 借用金利息竹林引当覚書

文化 七・十二 蜷川長蔵、他

市原喜三郎

二通

丈八借用金利足分として竹林を切取る。他書状一通。

ネ 三 風与出入帰村届書

卯・一 茂兵衛、他

会所

一通

欠落人茂兵衛家内一同、宇都宮在七井町に居住、今度立戻る。

ネ 七 茶屋遊四人連喧嘩届書

戌・八 北町茶屋吉蔵

茶屋遊び四人連れの喧嘩行為の覚書。

ネ 四 石川無宿幸吉罪状書

一通

ネ三 宿泊人死亡一札

文久 二・四 山形藩家中小林 須賀川宿役人中、二通

鉄太郎、他

山形藩家中杉山房右衛門急死、宿藤兵衛方で勝誓寺に埋葬する。

ネ二 宿泊人埋葬願書

文久 二・八 植野村勘次 井上才兵衛、他 二通

・二 植野村百姓栄太郎の病死についての埋葬願。

ネ一 宿泊人埋葬願書

文久 二・八 常吉女房ちよ 役元 二通

・九

渡り職人常吉、北町倉吉方で雇職人熊次郎と口論の上喧嘩となり死亡する。

ネ四 菊次郎たつ変死届書

酉・十二 菊次郎女房ゆき 役元 四通

・十八

北町西裏道場町家守長蔵の畑中で菊次郎・たつ共に死亡する。

ネ七 籠送り出願書

卯 清七こと了念 須賀川宿役人 一通

下向途中に森宿村で「中風之症」を類似籠送りを出願する。

ネ六 旅籠宿泊人行方不明一件届書案

(年代不詳) 旅籠宿泊人の行方不明についての調査書。 一通

ネ四 飛入死一件示談書

元治 二・三 道場町大槻茂右 会所 四通

・六 衛門、他

信州上田宿卯兵衛が当町借家中に女房ますが井戸へ飛入り溺死し

た事件。

ネ三 仮埋葬願書案

文久 二・八 北町借家金吾、長松院役家 一通

・九 他

渡り鍛冶職常吉死骸の仮埋葬願。

ミ一 許認可

市原貞右衛門書状

享保 三・十一 市原貞右衛門 須賀原瀬兵衛、一通

・十三 他

塩問屋設立許可についての礼状。

ミ三 江原太次兵衛書状

(年代不詳)・十一 江原太次兵衛 藤井弥右衛門、一通

・十一

市原貞右衛門の塩問屋指定に対する礼の酒に対する礼状。

ミ二B 塩問屋役申渡書

享保 七・三 佐野武右衛門 須賀川道場町庄 一通

市原貞右衛門へ塩問屋を命ずる。 屋市原貞右衛門

ミ三 小前惣代願書

寅・六 小前惣代源兵衛、代官所 一通

他

本町魚問屋株増金の出願。奥書に検断・庄屋の連署あり。

マ六 西宮修復料願書

子・三 須賀川道場町大 代官中 三通

宮司三嶋木越中

奥書に役人惣代検断藤井金之助の名あり、ほかに三嶋木越中宛の

代官からの呼出状を添える。

目付・郷土等任命

八四 白河藩郡代申渡書

享保 六・二 郡代所

相楽七郎右衛門、一通 他

藤井と相楽を共に目付に任じ代官・目付・町役人間の管掌關係を示達する。奥に町人の請書を継ぐ。

八二 目附役任命申渡書写

子・八 早川茂左衛門

須賀川檢断中、一通 他

相楽七郎右衛門を須賀川中目付役に任命する。

八七 大庄屋役任命申渡書

天保 六・四 梅 覚兵衛、他

役人藤井半右衛門 一通

須賀川組大庄屋に任命する。

郷学所等

三一 元方役所下渡金覚書

文化 九 坂路豊六、他 市原貞右衛門

一通

金三兩二分を郷学所へ下付されたことの報告書。

ノ三 御用書面書留帳

慶応 二・正

一冊

困窮者手当金・町役人由緒書上、代官所宛届書等の留書。

内用達

内用達身分

タ三 口上書

(文化八)・八 市原貞右衛門

二通

タ四 献金覚書

(文政九)・九 常松次郎右衛門、

一通 他

常松次郎右衛門・市原権右衛門による一万兩献金の覚書。入封以來内用達に、さらに御仕送御用を命ぜられたとある。

タ三 口上書案

(年代不詳)・九 常松次郎右衛門、

一通 他

内用達六名が連名して、入封以來の多額の財政援助のため内用達の者が難渋する旨を訴える。

ハ五 市原家由緒書(断簡)

文化 四

一通

市原家が道場町檢断・庄屋・郷土格御内用達に就任した由緒。

ハ三 勝手方用向申渡書

(年代不詳)

米二十俵ずつを贈る旨の申渡。

市原良平 一通

仕送金及び時借

タ一 御用調達御取次金控帳

安永 八・十二

一冊

白河藩に対するもの。裏表紙に「常松与一右衛門」とある。

ス三 未年大積帳

文化 八・五

一冊

松平家白河藩の文化八年における歳入歳出。市原家が松平家白河藩に対し月々の仕送りを行っていたことが、「一、金貳千両市原喜三郎方月割金御返済」という記事からわかる。

タ二 先納金借用証文

文化十一 常松半左衛門、二本松領遠藤太 一通

他 右衛門

白河藩領主台所入用金に差支え金百両を借用したもの。

オ一 御勝手御仕送金通帳

文政 九 勘定所 常松次郎右衛門、一冊

他

仕送金通帳の初期のもの。月々の仕送金が十二月中収納米金をもつて清算されていた。正月から八月まで総額五千百十九兩の仕送りを受けている。

オ二 御勝手御仕送金通帳

天保 二・十二 勘定所 常松次郎右衛門 一冊

天保二年一月から九月までの月々の仕送金の明細を示す。

オ三 巳年御勝手御仕送金通帳

天保 三・十二 勘定所 市原権右衛門 一冊

天保三年十二月より同四年正月までに総額金三千二百三十二兩の仕送りを受けている。

オ五 御仕送金調帳下書

天保 七・九 一冊

他の御仕送金調帳と違い、「桑折陣屋御用金拝借」など才覚金による仕送りが行われており、天保七年の七割近くの大凶作が内用達をも疲弊させていたことがわかる。

タ九 御役所差引覚

御仕送金出入控

天保 九 一冊

「御役所差引覚」では、天保九年の常松・市原両家仕送金と返済金の差引帳となっている。

タ三 仕送人願書

市原文書目録

(天保九)・九 仕送共 一通

御内用達自身疲弊しており、天保二年の暮には「御仕送勘定之節御請も難仕」状態である。かわりに九百十二兩の献金を出願している。

タ五 白河藩年賦金受取証文

天保十一・四 市原権右衛門 勝手方役人中 一通

年賦金五百両を勝手方へ貸した内の四百両返済の受取証文。

タ六 白河藩御用金明細書

天保十一 常松惣右衛門、勘定所 一通

御用金六百二十五兩の内訳、年賦返済を願い出ている。

タ七 高割御才覚利付先納並御返済割渡帳

天保十一・十二 須賀川道場町 一冊

道場町割請金一兩一朱余の個人別の割当て。

タ八 高掛利付御才覚金割合帳

天保十五・十一 一冊

道場町への割当てであり、個人別に割合が記載されている。巳年より二十五か年賦となっている。

タ五 御仕送金調書

文久 三・五 市原朗助、他 一冊

市原・常松両家の仕送金明細書。

タ三 衆議積金会仕法帳

文政 九・九 元方常松次郎右衛門、他 一冊

衆議積金趣意書。奥書に「勘定所」とある。

タ二 白河藩勝手入用金借用証文

九

文政 十・五 牛久保統蔵、他 市原権右衛門、一通
衆議積金より三百兩を借用する。 他

タ三 白河藩才覚金借用証文写

万延 元・九 常松榮左衛門、高田領小作田村 一通
他 関根沢右衛門

領主台所入用金に差支え須賀川町地蔵米当戌年収納米代金百兩を
前借した天保九年の証文写。

タ四 白河藩才覚借金返済催促状

万延 元・九 高田領前田川村 常盤彦之助、他 一通
矢吹儀右衛門、他

天保九年須賀川町地蔵米収納米代金五十兩を前借し、才覚金にあ
っていたもの。

ユ三 関根沢右衛門口上書写

万延 元・九 高田領小作田村 常盤彦之助、他 一冊
関根沢右衛門

須賀川町収納米のうち前売代金を先納したもの。

タ三 白河藩才覚借金返済催促状

万延 元・九 高田領下小山田 常盤彦之助、他 一通
村水野勇右衛門、他

天保九年の須賀川町地蔵米収納米代金百兩を前借し、才覚金にあ
っていたもの。

タ三 御役所差引覚書

(年代不詳) 一冊
常松氏市原氏その他の者の仕送金の差引調べ。

タ三 御用金差引調

桑名役所に宛てた文化八年以降の差引調べ。 三冊

タ三 御用金差引調

(年代不詳) 一冊
西丸火災による御用金などの差引調べ。

タ三 白河藩勘定所借用仮証文

巳・十 勘定所 市原貞右衛門 一通

江戸表で金二百五十兩を借用したもの。

タ二 市原権右衛門借用証文

巳・三 市原権右衛門 勘定所 一通

白河藩勘定所より要用金に差支え金十五兩を借用したもの。

タ二 安藤三蔵等口上書

辰・九 安藤三蔵、他 元方役所 二冊
白河藩の財政援助依頼に対し、用立金返済の願書。

タ二 石垣普請金借用証文

子・七 青木清左衛門 市原総司 一通
石垣普請のため金十五兩を借用したもの。

タ二 白河藩用立金差引覚書

子・三 一冊
文化八年八月から文政年間までの献納金その他の差引明細書、差
引合計千三百五十五兩となっている。

タ二 三春藩用立金差引調

文化 六・六 須藤武八、他 市原権右衛門 一通

・二十八

御用金百七兩の差引高金五十七兩余。

タ三 三春藩返済金受取証文

文化 十・十一 安藤辰三郎 市原喜三郎 二通

・二十七

金十五兩の返済受取。安藤辰三郎書状が添えてある。

タ三 三春藩御用金受取証文

文政 八・十一 猪狩一郎兵衛 三保寛兵衛、他 一通

・九

須賀川市原権右衛門方へ渡金百五十兩の受取。

タ三 三春藩御用金差引覚書

文政 八・十二 琴田半兵衛、他 市原権右衛門 一通

金百十五兩借用のうち差引高金四十兩を当暮までに返済とある。

タ三 三春藩借用証文

天保 二・九 岡田終藏、他 道場町検断市原 一通

正五郎、他

三春藩勝手方入用のため金四千七百三十兩を借用したもの。奥印

に「秋田勘解由・赤松四郎五郎」の名がある。

タ三 三春藩内用金調書

天保 三・十一 中津川族 市原権右衛門 一通

御内金と利子はそれぞれ四千七百三十兩と二百三十九兩である。

タ三 三春藩御用金借用証文

天保 七・十 秋田信濃守内小 須賀川市原権右 一通

宮山順四郎、他 衛門

三春藩主勝手方入用のため金百二十五兩を借用したもの。奥印に

「秋田平右衛門・赤松四郎五郎・草川七左衛門」の名がある。裏

書に嘉永元年返済とある。

タ三 三春藩御用金借用証文（前欠）

市原文書目録

天保 七・十 秋田信濃守内小 須賀川市原権右 一通

宮山順四郎、他 衛門

三春藩主勝手方入用のため二百三十九兩を借用したもの。奥印に

「秋田平左衛門・赤松四郎五郎・草川七左衛門」の名がある。

タ三 三春藩借用金差引調書

子・十二 琴田半兵衛、他 市原権右衛門、 一通

他

三春藩の借用金の差引計算。

タ三 三春藩借用金差引調書

丑・十二 琴田半兵衛、他 市原権右衛門 一通

・二十八

払米との差引計算。

タ三 三春藩御用金差引調書

（年代不詳）・十 琴田半兵衛、他 市原権右衛門 一通

借用金差引合計は八百五十七兩とある。

タ三 三春藩御用立金調

明治 四 市原朔助 白河県 一冊

旧藩時代に三春藩へ用立てた金額。

ユ三 才覚金元利調書

酉・五 米方 市原朔助 一通

元利二百十五兩。

ユ三 才覚金元利調書

（年代不詳）・十一 米方 市原朔助 一通

・二十九

才覚金元利二百兩とある。小笛治平他三人連名の書状。

ユ三 掛金借用証文

安政 四・七 中山市太 御米方 一通
 市原朔助の掛金八兩三分を借用したものの。
 守山表御借財新古調書 一冊
 寛政 二 平沢平太夫

借金先の名前・金額・利子を明細に調査したもの。総計は三千三百八十七兩余とある。

タ四 守山藩御用金借用証文 一通
 文化 四・十二 櫻村新左衛門 市原貞右衛門

御為登金に差支え八十五兩を借用したもの。

タ四 守山藩役所取扱金借用証文 一通
 文化 十四・十二

金四百兩を借用したもの。

タ四 守山藩御用立金調 一冊
 明治 三 元白河県支配岩 白河県
 代国岩瀬郡須賀 川宿市原朔助

市原氏の用立金。

タ四 旧守山藩御用金内訳届出書 一冊
 明治 五・七 竹内庄太郎、他 福島県出張役所

貸金の内一部返済とある。

タ四 三春守山兩藩御用立金調 一冊
 明治 四・十二 元白河県支配須 賀川宿市原朔助

市原氏の用立金。

タ四 旧三春藩並守山藩調達金に関する答書

明治 五・九 第五大区小二区 大蔵省出張負債 一冊
 ・二十七 須賀川宿市原文 取調掛
 次郎、他
 残金二百四十兩とある。

ツ一 長沼陣屋借用証文 一通
 文化 六・十二 善方常左衛門 市原貞右衛門

領主屋敷台所入用金に差支え二百兩を借用したもの。

タ四 長沼藩年賦返済金受取証文案 一通
 文化 七・八 善方常左衛門 市原貞右衛門

先年安藤三郎右衛門より金八十兩を借用し、そのうちの五兩返済の受取。

ツ二 長沼陣屋借用証文 一通
 文化 七・十二 善方常左衛門、 市原貞右衛門
 他

三百兩の借用。

ツ三 市原貞右衛門願書 一通
 未・十一 市原貞右衛門 白河役所

白河役所へ長沼陣屋の借金を引合うことを出願する。

オ六 溝口氏借入金一札 一通
 文化 二・正 師橋又三郎、他 常松亀吉

溝口氏知行所払米代金不足につき借入金返済延期を願い出たもの。

タ四 演舌 一通
 (年代不詳)

二本松藩御用立年賦返済の繰延べのため、市原権右衛門への願書。

タ 五 山川氏用達金調書

文化 九・四

合計二百三十一兩三分。

タ 五 獻納金覚書

慶応 二・七

総額四百十二兩二分とある。

タ 五 演舌

巳・十

市原貞右衛門 一通
勝手方手詰り、当年早魃のため御用金百二十兩の返済延期を願
出たもの。

タ 五 川崎与市借入金内訳

(年代不詳)・正 川崎与市

・二十六

二兩二分。

タ 五 用立金覚書

(年代不詳) 市原貞右衛門

総額二千八百七十五兩。

タ 五 役所用立金差引調

(年代不詳)

差引残金二百二十九兩とある。

タ 五 用立金明細書

文久 二・五

・二十七

荒沢源右衛門・小野寺金兵衛・小宮山順路の名がある。

白河藩信託

シ 一 白河藩勘定所信託基金預り証文

市原文書目録

寛政十一・正 市原貞右衛門 元方役所

内証金として金千兩が市原氏等に信託されたもの。

シ 二 白河藩信託基金借用証文

文化 九・十一 市原岩吉

三沢源左衛門、他 一通

シ 三 白河藩信託基金借用証文

慶応 三・二 治右衛門、他 会所

以前に町方非常のため白河藩信託金七百兩を拝借し、今度また改
めて拝借したもの。市原朔助の古蔵の積置米を抵当にした。

シ 四 信託金受取証文

午・十 勘定所 市原貞右衛門

・四 三百兩の受取。

シ 五 信託金受取証文

戌・八 勘定所 市原貞右衛門

・二 拝借金七百兩のうち四百兩の受取。

シ 六 信託金受取証文

申・七 勘定所 市原貞右衛門

・四 御内用金拝借のうち三十五兩の受取。

シ 七 信託金受取証文

西・三 勘定所 市原貞右衛門

・十七

御内用達拝借のうち三十五兩の受取。

シハ 赤子養育金信託利子受取証文

子・十二 勘定所

市原貞右衛門

一通

午・十二 勘定所

市原貞右衛門

一通

・十一

二十八兩・一貫の受取。

シ九 赤子養育金信託利子受取証文

丑・五 勘定所

市原貞右衛門

一通

シ六 赤子養育金信託利子受取証文

申・十二 勘定所

市原貞右衛門

一通

・四

五兩の受取。

シ〇 赤子養育金信託利子受取証文

丑・十二 勘定所

市原貞右衛門

一通

シ七 赤子養育金信託利子受取証文

戌・十二 勘定所

市原貞右衛門

一通

シ二 赤子養育金信託利子受取証文

寅・十二 勘定所

市原貞右衛門

一通

シ六 赤子養育金信託利子受取証文

亥・十二 勘定所

市原貞右衛門

一通

・三

二十六兩一分の受取。

シ三 赤子養育金信託利子受取証文

卯・十二 勘定所

市原貞右衛門

一通

シ五 白河藩信託金利子受取証文

亥・正 内藤定藏

市原庄五郎

一通

・十三

二十八兩一分二朱の受取。

シ三 赤子養育金信託利子受取証文

辰・十二 勘定所

市原貞右衛門

一通

シ三 冥加金守山米質入金赤子養育金等信託利子受取証文

寛政十二・十二 勘定所

市原貞右衛門

一通

・十八

二十六兩一分の受取。

シ四 赤子養育金信託利子受取証文

巳・十二 勘定所

市原貞右衛門

一通

シ三 赤子養育金保原陣屋繰合金等信託利子受取証文

子・十二 勘定所

市原貞右衛門

一通

・二十三

二十六兩一分の受取。

シ五 赤子養育金信託利子受取証文

・十一

市原貞右衛門

一通

シ三 白河藩信託保原取計金赤子養育金利息子受取証文

丑・十二 勘定所 市原貞右衛門 一通

六十一兩一分三百九十文。

シ三 守山藩年賦金養育金利息子支払覺書

午・十二 市原貞右衛門 一通

九十九兩二分の受取。

シ三 三春藩年賦金利息子受取証文

丑・三 市原喜三郎 勘定所 一通

・二十

三十五兩の受取。

シ三 三春藩年賦金利息子受取証文

寅・三 市原貞右衛門 勘定所 一通

・二十

三十五兩の受取。

シ三 三春藩年賦金利息子受取証文

卯・三 市原貞右衛門 勘定所 一通

・十一

三十五兩の受取。

シ三 三春藩年賦金利息子受取証文

巳・三 市原貞右衛門 勘定所 一通

・二十八

三十五兩の受取。

シ三 三春藩年賦金利息子受取証文

午・三 市原貞右衛門 勘定所 一通

・二十二

三十五兩の受取。

シ三 三春藩年賦金利息子受取証文

市原文書目録

未・三 市原貞右衛門 勘定所 一通

三十五兩の受取。

タ三 三春藩年賦返納金受取証文

子・正 市原貞右衛門 勘定所 一通

・十一

七百兩借用のうち三十五兩を返納したもの。

ヌ一 白河藩国益金借用証文

文化 二・正 八木屋嘉兵衛 市原喜三郎 一通

商売要用金として五十兩を借用したもの。

ヌ二 白河藩国益金借用証文

文化 二・六 八木屋伊左衛門 市原喜三郎 一通

商売要用金として借用したもの。

ヌ三 白河藩国益金借用証文

文化 二・十一 八木屋嘉兵衛 市原貞右衛門 一通

商売要用金として五十兩を借用したもの。

ヌ四 白河藩国益金借用証文

文化 七・十 本宮北町武田宗 市原喜三郎 一通

・十八 三郎

商売要用金として四十兩を借用したもの。

ヌ五 白河領困窮村々百姓取立金借用証文

文化 十四・十二 矢部亘、他 市原貞右衛門 一通

江戸屋敷番仕舞金に差支え二百五十五兩を借用したもの。

ヌ六A 白河領窮民救金借用証文

文政 十・三 白岩村庄屋青山 市原喜三郎 一通

休介

村方取扱金に差支え十兩を借用したもの。

ヌ六B 白河領窮民救金借用証文

文政 九・正 牛袋村茂兵衛 市原喜三郎 一通

商売要用金として百二十兩を借用したもの。

ヌ七A 白河藩家中扶持米方繰合金借用証文

寛政十二・五 三春町恵美寿屋 熊治 一通

商売要用金として十兩を借用したもの。

ヌ七B 白河藩家中扶持米方繰合金借用証文

文政 元・十二 三春町三本木弥 常松治郎右衛門、 一通

内、他

要用金として百兩を借用したもの。

ヌ八 白河藩保原陣屋支配困窮村百姓取立金借用証文

文化 七・十二 善方善左衛門、 市原貞右衛門 一通

他

江戸屋敷番仕舞金として三百兩を借用したもの。

ナ二A 白河藩信託金預り証文

寛政十二・五 北町山辺半兵衛 安藤彦右衛門、 一通

他

白河藩から須賀川町へ信託した元金のうちより十兩を預る。

ナ二B 白河藩信託金預り証文

寛政十二・五 中町武蔵屋平兵衛 安藤彦右衛門、 一通

他

白河藩から須賀川町へ信託した元金のうちより十兩を預る。

ナ二 白河藩信託金預り証文

寛政十二・五 中町吉岡屋三九郎 安藤彦右衛門、 一通

他

ナ三 白河藩信託金預り証文

寛政十二・五 本町近江屋甚七 安藤彦右衛門、 一通

他

白河藩から須賀川町へ信託した元金のうちより十兩を預る。

ナ三 白河藩信託金預り証文

寛政十二・五 永田宗四郎 安藤彦右衛門 一通

白河藩から須賀川町へ信託した元金のうちより十兩を預る。

ナ三 白河藩信託金預り証文

寛政十二・五 北町中屋儀兵衛 安藤彦右衛門 一通

白河藩から須賀川町へ信託した元金のうちより十兩を預る。

ナ三 白河藩信託金預り証文

寛政十二・五 北町油屋谷平 安藤彦右衛門 一通

白河藩から須賀川町へ信託した元金のうちより十兩を預る。

ナ三 白河藩信託金預り証文

享和 元・九 中町政蔵 安藤彦右衛門 一通

白河藩から須賀川町へ信託した元金のうちより十兩を預る。

ナ三 白河藩信託金預り証文

享和 元・十二 道場町半蔵 安藤彦右衛門、 一通

他

白河藩から須賀川町へ信託した元金のうちより十兩を預る。

ナ三 白河藩信託金預り証文

寛政 九・八 諏訪町遠藤徳三 市原貞右衛門 一通

郎

家屋敷を抵当とし三十兩を借用する。

ナ一 白河藩信託金預り証文

文化 二・三 藤右衛門
要入金として一兩二分の借用。 市原常蔵、町役中 一通

ナ二B 白河藩信託金預り証文

文化 三・九 江戸屋吉蔵 市原喜三郎 一通
商入金として五十四兩の借用。

ナ二 白河藩信託金預り証文

文化 三・十二 山辺重右衛門 市原貞右衛門 一通
二十兩の借用。

ナ三 白河藩信託金預り証文

文化 四・四 筑波屋新兵衛 市原貞右衛門 二通
商入金として二十兩の借用。添状には絹糸を担保とする。とある。

ナ四 白河藩信託金預り証文

文化 七・十一 伊右衛門 市原岩吉 一通
要入金として十七兩の借用。

ナ五 白河藩信託金預り証文

文化 八・七 三升屋兵吉 市原正五郎 一通
要入金として三兩の借用。

ナ六 白河藩信託金預り証文

文化 八・九 伊右衛門 市原正五郎 一通
十五兩の借用。

ナ七 白河藩信託金預り証文

文政 元・十二 矢吹宿三浦屋庄 市原庄五郎 一通
助

六兩の借用。

ナ八 白河藩信託金預り証文

文政 二・四 富士屋与三右衛門 市原正五郎 一通

五兩の借用。 門
市原貞右衛門 一通

ナ九 白河藩信託金預り証文

文政 四・十一 袋田村幸四郎 市原貞右衛門 一通
質取金として二十兩の借用。

ナ二〇 白河藩信託金預り証文

文政 五・九 矢吹宿三浦屋庄 市原正五郎 一通
介

ナ二 白河藩信託金預り証文

飯壳下女召抱金として十五兩の借用。 市原正五郎 一通
介

ナ三 白河藩信託金預り証文

文政 六・正 藤右衛門 市原貞右衛門 一通
十兩の借用。

ナ三 白河藩信託金預り証文

文政 六・十二 仙台屋伊右衛門 市原喜三郎 一通
商入金として六十兩の借用。奥書に引当として下女証文四本とある。

ナ四 白河藩信託金預り証文

文政 七・五 牛袋鈴木屋茂兵 市原喜三郎 二通
衛

ナ二五 白河藩信託金預り証文

商入金として五十兩の借用。他は借用覚書をしるす。 市原喜三郎 一通
衛

ナ二五 白河藩信託金預り証文

文政 七・五 牛袋鈴木屋茂兵 市原喜三郎 一通
衛

商用金として九十兩の借用。

ナ六 白河藩信託金預り証文

万延 元・五 高久田金吾

役所取次市原朔 一通

三百兩の借用。

ナ七 借用金返済延期願書

文化 六・十 須乘新田村嘉傳

預所御役所 一通

治

喜三郎方よりの借用金滞りのため、役所引合いにて返済延期を願う。

ナ七 白河藩役所信託金覚書

文政 六

一通

元方役所の信託金の差引の覚書。文化六年より記載する。

タ二 借用金返済受取証文

安政 五・十二 市原朔助、他

高田領浜尾村山 一冊

川門之助

白河藩役所より借用した三百十五兩の返済金の受取。

テ一 白河領窮民赤子救金借用証文

寛政 九・六 北町民右衛門

市原貞右衛門 一通

十五兩(借用額)、商用金(使途)。

テ三 白河領窮民赤子救金借用証文

寛政 九・十二 矢沢村喜左衛門、他

市原勝之丞、他 一通

二十兩三分、上納金。

テ二 白河領窮民赤子救金借用証文

寛政十一・十二 諏訪町伊平

市原勝之丞 一通

二兩、細工元手金。

テ四 白河領窮民赤子救金借用証文

享和 元・八 中屋儀兵衛、他

市原貞右衛門 一通

二十五兩、商用金。

テ五 白河領窮民赤子救金借用証文

享和 元・十二 牧野村猪狩次郎

右衛門 一通

三百兩。

テ六 白河領窮民赤子救金借用証文

享和 二・正 中屋儀兵衛、他

市原貞右衛門 一通

五十兩、商売要用金。

テ七 白河領窮民赤子救金借用証文

享和 二・六 中屋儀兵衛、他

市原貞右衛門 一通

五十兩、商売要用金。

テ八 白河領窮民赤子救金借用証文

享和 二・十 北町油屋民平

市原常藏 一通

三十兩、商売要用金。

テ九 白河領窮民赤子救金借用証文

享和 二 中屋儀兵衛、他

市原貞右衛門 一通

二十五兩、商売要用金。

テ〇 白河領窮民赤子救金借用証文

享和 三・正 八木屋伝右衛門

市原貞右衛門 一通

五十兩、商売要用金。

テ二 白河領窮民赤子救金借用証文

享和 三・五 八木屋伝右衛門

市原貞右衛門 一通

五十兩、商売要用金。

テ三 白河領窮民赤子救金借用証文

享和 三・五 八木屋伝右衛門

市原貞右衛門 一通

享和 四・正 北町油屋民兵衛 市原喜三郎 一通

テ二 白河領窮民赤子救金借用証文 文化 二・六 郡山下町寅吉 市原喜三郎 一通

文化 二・六 郡山下町寅吉 市原喜三郎 一通

テ四 白河領窮民赤子救金借用証文 文化 二・十二 小野仁井町藤田 市原貞右衛門 一通

文化 二・十二 小野仁井町藤田 市原貞右衛門 一通

テ五 白河領窮民赤子救金借用証文 文化 三・五 永瀬屋伝藏 市原喜三郎 一通

文化 三・五 永瀬屋伝藏 市原喜三郎 一通

テ三 白河領窮民赤子救金借用証文 文化 三・十 三沢源左衛門 市原喜三郎 一通

文化 三・十 三沢源左衛門 市原喜三郎 一通

テ六 白河領窮民赤子救金借用証文 文化 三・十一 薄井源之丞、他 市原喜三郎 一通

文化 三・十一 薄井源之丞、他 市原喜三郎 一通

テ七 白河領窮民赤子救金借用証文 文化 三・十二 白居彦六、他 市原貞右衛門 一通

文化 三・十二 白居彦六、他 市原貞右衛門 一通

テ六 白河領窮民赤子救金借用証文 文化 四・三 棚倉藩家中藤田 市原貞右衛門 一通

文化 四・三 棚倉藩家中藤田 市原貞右衛門 一通

テ元 白河領窮民赤子救金借用証文 五十兩、商売要用金。 治兵衛 市原貞右衛門 一通

市原文書目録

文化 四・四 中屋儀兵衛、他 市原喜三郎 一通

テ三 白河領窮民赤子救金借用証文 文化 四・九 三沢源左衛門 市原喜三郎 一通

文化 四・九 三沢源左衛門 市原喜三郎 一通

テ三 白河領窮民赤子救金借用証文 文化 五・四 武田宗三郎 市原喜三郎 一通

文化 五・四 武田宗三郎 市原喜三郎 一通

テ三 白河領窮民赤子救金借用証文 文化 六・七 荒井村熊田仁平 市原貞右衛門 一通

文化 六・七 荒井村熊田仁平 市原貞右衛門 一通

テ四 白河領窮民赤子救金借用証文 文化 六・九 大供村熊田善次 市原喜三郎 一通

文化 六・九 大供村熊田善次 市原喜三郎 一通

テ三 白河領窮民赤子救金借用証文 文化 七・十 谷田川村専次郎 市原喜三郎 一通

文化 七・十 谷田川村専次郎 市原喜三郎 一通

テ三 白河領窮民赤子救金借用証文 文化 七・十 谷田川村専次郎 市原喜三郎 一通

文化 七・十 谷田川村専次郎 市原喜三郎 一通

テ四 白河領窮民赤子救金借用証文 文化 七・十 薄井源之丞 市原貞右衛門 一通

文化 七・十 薄井源之丞 市原貞右衛門 一通

テ三 白河領窮民赤子救金借用証文 文化 七・十 大畑村熊田与右 市原喜三郎 一通

文化 七・十 大畑村熊田与右 市原喜三郎 一通

十三兩、要用金。衛門

テ三 白河領窮民赤子救金借用証文

文化 七・十 大畑村熊田与市
右衛門 市原喜三郎

一通

六兩、要用金。

テ七 白河領窮民赤子救金借用証文

文化 七・十 牧野村猪狩次郎
右衛門 市原貞右衛門

一通

五十兩、要用金。

テ六 白河領窮民赤子救金借用証文

文化 七・十一 牧野村猪狩次郎
右衛門 市原貞右衛門

一通

五十兩、要用金。

テ元 白河領窮民赤子救金借用証文

文化 七・十二 前田川村遠藤与
次右衛門 市原貞右衛門

一通

二十兩、金方年貢の皆済金。

テ三 白河領窮民赤子救金借用証文

文化 七・十二 鬼生田村熊田理
左衛門 市原喜三郎

一通

十五兩、要用金。

テ三 白河領窮民赤子救金借用証文

文化 八・四 牧野村猪狩次郎
右衛門 市原貞右衛門

一通

五十兩。

テ三 白河領窮民赤子救金借用証文

文化十二・十 郡山大木屋武右
衛門 市原喜三郎
一通

テ三 白河領窮民赤子救金借用証文

文化十二・十一 水戸向井町軍司
富右衛門、他 市原喜三郎

一通

六十四兩。

テ三 白河領窮民赤子救金借用証文

文化十二・十二 山田村新井田半
右衛門 市原喜三郎

一通

八兩二分、要用金。

テ三 白河領窮民赤子救金借用証文

文化十四・九 三城目渡辺忠祐
二十五兩、酒造仕入金。 市原貞右衛門

一通

テ三 白河領窮民赤子救金借用証文

文化十四・十一 上大越村佐久間
八郎右衛門 市原貞右衛門

一通

二十兩、葉煙草仕入金。

テ三 白河領窮民赤子救金借用証文

文政 元・七 上大越村佐久間
徳之丞 市原貞右衛門

一通

二十兩、商売要用金。

テ三 白河領窮民赤子救金借用証文

文政 元・九 山形屋七郎兵衛
七十一兩、商売要用金。 市原喜三郎

一通

テ四 白河領窮民赤子救金借用証文

文政 二・十 善法院 市原貞右衛門

一通

百兩、山年貢。

テ 白河領窮民赤子救金借用証文

文政 五・十 滝之原善方亀三 常松次郎右衛門、一通

三十五兩、酒造仕入金。

テ 白河領窮民赤子救金借用証文

文政 六・九 山形屋七兵衛 市原喜三郎 一通

七十一兩、商売要用金、土蔵を担保とする。

守山藩信託

ト一 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 四・六 菊屋源兵衛、他 市原喜三郎 一通

三十三兩、商売要用金。

ト二 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 四・八 小津ちや・林平 櫻村善左衛門、一通

十三兩、商売要用金。

ト三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 四・八 小津ちや・林平 櫻村善左衛門、一通

五十五兩、商売要用金。

ト四 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 四・九 大坂屋庄左衛門 市原喜三郎 一通

十兩、要用金。

ト五 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 四・九 大坂屋庄左衛門 市原喜三郎 一通

十五兩、要用金。

市原文書目録

ト六 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 五・五 菊屋源兵衛 市原喜三郎 一通

十兩、商売要用金。

ト七 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 五・十一 菊屋源兵衛 櫻村善左衛門、一通

二十兩、要用金。

ト八 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 六・二 大坂屋庄左衛門 櫻村善左衛門、一通

二十八兩。

ト九 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 六・四 近江屋甚七 櫻村善左衛門、一通

百兩、商売要用金。

ト一〇 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 六・十一 山辺重右衛門 櫻村善左衛門、一通

二十兩、商売要用金。

ト一一 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 六・十二 三城目村岩谷中 櫻村善左衛門、一通

三兩、年貢上納皆済金。

ト一二 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 七・正 郡山町菊地甚兵衛 櫻村善左衛門、一通

十三兩、商売要用金。

市原文書目録

二二

ト三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 七・正 丸屋次左衛門、
他 櫻村善左衛門、
一通

二十兩、商売要用金。

ト四 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 七・二 本宮北町武田宗
三郎 櫻村善左衛門、
他 一通

二十八兩、要用金。

ト六 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 七・三 小倉茂佐久
五兩、上納金。 市原喜三郎
一通

ト三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 七・四 吉田忠之右衛門
他 櫻村善左衛門、
一通

三十五兩、要用金。

ト二 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 七・六 富屋仁右衛門
他 櫻村善左衛門、
一通

五兩、古手仕入金。

ト五 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 七・十二 文七 櫻村善左衛門、
他 一通

六十兩、商売要用金。

ト七 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 七・十二 永瀬屋伝藏
他 櫻村善左衛門、
一通

二十兩、商売要用金。

ト六 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 八・五 井上伝右衛門
他 櫻村善左衛門、
一通

五十兩、綿仕入金。

ト元 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 八・八 北町長右衛門、
他 櫻村善左衛門、
一通

二十兩、商売要用金。

ト三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 八・九 井上伝右衛門、
他 櫻村善左衛門、
一通

五十兩、練綿仕入金。

ト三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 八・十 本町筑波屋与右
衛門 櫻村善左衛門、
一通

十兩。

ト三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 八・十二 安藤甚兵衛
他 櫻村善左衛門、
一通

十兩、要用金。

ト一 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 九・三 北狸森村円藏、
他 櫻村善左衛門、
一通

ト三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 九・十 井上伝右衛門
他 櫻村善左衛門、
一通

十兩、煙草上納金。

六十兩、繰綿仕入金。

ト四 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 九・十 井上伝右衛門、

他

一通

五十兩、商売要用金。

ト三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 十・五 柳沼嘉久兵衛

他 櫻村善左衛門、
一通

五十兩、要用金。

ト二 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 十・六 柳沼嘉久兵衛、

他

一通

三百兩、繰綿仕入金。

ト一 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 十・十一 柳沼嘉久兵衛

他 櫻村善左衛門、
一通

七十五兩、繰綿仕入金。

ト三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 十・十二 塩田村太吉、他

他 櫻村善左衛門、
二通

十兩、年貢皆済金。

ト三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 十一・八 三川屋嘉兵衛

他 櫻村善左衛門、
一通

二十二兩、古手仕入金。

ト一 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 十一・八 青沼養拙

櫻村善左衛門、
一通

六兩。

ト三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 十一・十一 仁左衛門

他 櫻村善左衛門、
一通

三兩、商売要用金。

ト二 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 十一・十二 浜尾村仁左衛門

他 櫻村善左衛門、
一通

十五兩、油荏仕入金。

ト三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 十二・四 武蔵屋庄兵衛

他 櫻村善左衛門、
一通

四十兩、商売要用金。

ト三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 十二・六 柳沼治左衛門

他 櫻村善左衛門、
一通

五十兩、商売要用金。

ト三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 十二・八 青沼養拙

他 櫻村善左衛門、
一通

六兩。

ト三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 十二・八 丸屋理左衛門

他 櫻村善左衛門、
一通

二十二兩、商売要用金。

ト三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化十二・十二 柳沼嘉久兵衛、

他

百五十兩、繰綿仕入金。

櫻村善左衛門、
一通

ト七 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化十二・十二 柳沼嘉久兵衛

他

二百兩、繰綿仕入金。

櫻村善左衛門、
一通

ト四 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化十三・四 三川屋嘉兵衛

他

二十二兩、古手仕入金。

櫻村善左衛門、
一通

ト六 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化十三・四 三川屋嘉兵衛

他

二十五兩、古手仕入金。

櫻村善左衛門、
一通

ト元 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化十三・四 三川屋嘉兵衛

他

二十二兩、古手仕入金。

櫻村善左衛門、
一通

ト四 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化十三・四 三川屋嘉兵衛

他

二十兩、古手仕入金。

櫻村善左衛門、
一通

ト四 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化十三・五 柳沼嘉久兵衛

他

櫻村善左衛門、
一通

百四十兩、繰綿仕入金。

ト三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化十三・六 柳沼嘉久兵衛

五十兩、蛹買入金。

櫻村善左衛門、
一通

ト三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化十三・六 柳沼嘉久兵衛

他

櫻村善左衛門、
一通

ト四 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化十三・閏八 白川天神町白銀

屋喜兵衛

五十兩、商売要用金。

櫻村善左衛門、
一通

ト四 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政三・八 金子寅藏

他

櫻村善左衛門、
一通

ト五 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政三・八 金子寅藏

他

櫻村善左衛門、
一通

ト三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政三・八 伊兵衛

他

櫻村善左衛門、
一通

ト三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

三十兩、商売要用金。

文政 四・正 仙台屋伊右衛門
二百三十三兩、商売要用金。 一通

下 丑 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 四・正 柳沼伊左衛門、
他 市原喜三郎 一通

三十兩。

下 子 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 十三・十 関下村丹右衛門
他 櫻村善左衛門、 一通

十兩、商売要用金。

下 丑 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 十四・三 遠藤卯左衛門
他 櫻村善左衛門、 一通

百五十兩。

下 丑 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文化 十五・正 菊屋又吉
他 櫻村善左衛門、 一通

三十兩、商売要用金。

下 丑 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 三・五 金子定藏
他 櫻村善左衛門、 一通

三十兩、蝸買入金。

下 子 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 三・六 金子寅藏
他 櫻村善左衛門、 一通

二十二兩、要用金。

下 丑 守山領内困窮百姓取立救金借用証文
文政 四・正 柳沼伊左衛門、
他 市原喜三郎 一通

五十兩。

下 丑 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 四・二 吉平
他 櫻村善左衛門、 一通

五兩、商売要用金。

下 子 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 四・三 江戸屋吉藏
他 櫻村新左衛門、 一通

七十兩、商売要用金。

下 丑 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 四・六 杉原惣兵衛
他 櫻村善左衛門、 一通

二十五兩、蝸買入金。

下 丑 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 四・六 八木屋安兵衛
他 櫻村善左衛門、 一通

三十兩。

下 丑 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 四・六 金子寅藏
市原喜三郎、他 一通

三十兩、蝸買入金。

下 丑 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 四・九 中町柳沼安吉
他 櫻村善左衛門、 一通

二十五兩、商売要用金。

ト六 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 四・十 柳沼嘉久兵衛

他 櫻村善左衛門、一通

二十兩、商売要用金。

ト七 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 五・正 杉原惣兵衛、他

他 櫻村善左衛門、一通

十五兩、商売要用金。

ト八 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 五・正 柳沼嘉久兵衛

他 櫻村善左衛門、一通

二十兩、商売要用金。

ト九 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 五・五 八木屋安兵衛

他 櫻村善左衛門、一通

二十五兩、商売要用金。

ト一〇 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 五・五 奥松清

他 櫻村善左衛門、一通

十八兩、商売要用金。

ト一一 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 五・五 杉原惣兵衛

他 櫻村善左衛門、一通

二十五兩、蘭仕入金。

ト一二 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 五・十 八木屋安兵衛、他

他 櫻村善左衛門、一通

二十五兩、商内用金。

ト一三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 六・四 三春早川松之丞

他 櫻村新左衛門、一通

二百兩、三春役所への月割調達金、当月上納金に差支とある。

ト一四 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 六・七 三春早川松之丞

他 櫻村新左衛門、一通

二百兩、三春役所への月割調達金、当月上納金に差支とある。

ト一五 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 六・七 道場町伊右衛門

他 櫻村新左衛門、一通

十兩、商売要用金。

ト一六 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 六・八 柳沼安兵衛、他

他 櫻村善左衛門、一通

二十五兩。

ト一七 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 六・八 柳沼安兵衛、他

他 櫻村善左衛門、一通

十五兩。

ト一八 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 六・十 柳沼嘉久兵衛

他 櫻村善左衛門、一通

二十兩、商売要用金。

ト一九 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 六・十一 武蔵屋民四郎

市原喜三郎、他 一通

五十兩、酒造米仕入金。

ト四 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 六・十二 矢吹宿三浦屋庄

助

三兩、商売要用金。

ト五 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 七・二 安積屋要助

三十八兩、商売要用金。

ト六 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 七・二 大栗村矢部利左

衛門

十兩、商売要用金。

ト七 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 七・二 大栗村平治

三兩、擧取金。

ト八 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 七・二 中宿村善藏

一兩二分、擧取金。

ト九 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 七・三 中宿村矢吹重右

衛門

六十六兩、商売要用金。

ト十 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 七・三 菊地屋勇助

七兩、商売要用金。

ト十一 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

市原文書目錄

文政 七・三 菊地屋勇助

十二兩二分、商売要用金。

ト十二 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 七・四 鈴木屋次郎七

三兩、嫁取金。

ト十三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 七・五 中村新三郎

五兩、商売要用金。

ト十四 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 七・六 鎌倉屋徳兵衛、

他

十兩、要用金。

ト十五 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 七・六 徳兵衛、他

二十五兩、商売要用金。

ト十六 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 七・閏八 与兵衛

五兩、商売要用金。

ト十七 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 七・八 穀屋宗兵衛

十五兩、煙草仕入金。

ト十八 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 七・八 堺屋藤吉

市原喜三郎 一通

市原喜三郎 一通

櫻村新左衛門、他 一通

市原喜三郎 一通

櫻村新左衛門、他 一通

櫻村新左衛門、他 一通

櫻村新左衛門、他 一通

櫻村善左衛門、一通

百兩、商売要用金。

ト三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 七・八 山崎屋権三郎

他 櫻村新左衛門、一通

二十兩、商売要用金。

ト三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 七・閏八 牛袋村鈴木茂兵衛

他 櫻村新左衛門、一通

七十兩、商売要用金。

ト三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 七・九 なめ川村豊八

他 櫻村新左衛門、一通

二兩、上納年貢金。

ト三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 七・九 小重

他 櫻村新左衛門、一通

三兩三分、商売要用金。

ト三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 七・九 柳沼徳兵衛、他

他 櫻村善左衛門、一通

二十兩、商売要用金。

ト三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 七・十二 大栗村平治

他 櫻村新左衛門、一通

二兩二分、嫁取祝儀金。

ト三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 七・十 道場町三嶋木常雄

市原喜三郎 一通

二兩、繼目受領金。

ト六 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 七・十 武藏屋民四郎

他 櫻村新左衛門、一通

五十兩、酒造米仕入金。

ト三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 七・十一 糺屋武兵衛

他 櫻村新左衛門、一通

三兩、商売要用金。

ト四 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 七・十二 新渡村小林新八、他

市原喜三郎 一通

四十兩、要用金。

ト六 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 七・十二 穀屋惣兵衛

他 櫻村新左衛門、一通

二十五兩、商売要用金。

ト三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 七・十二 牛袋村儀左衛門

他 櫻村新左衛門、一通

五兩、嫁取金。

ト三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 八・正 牛袋村鈴木屋茂兵衛

市原喜三郎 一通

九十兩、要用金。

ト六 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 八・正 北町加登屋庄兵衛 櫻村善左衛門、一通

二十五兩、商売要用金。

ト一五 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 八・二 三春町早川松之丞 櫻村新左衛門、一通

二百兩、三春役所への月割調達金、当月上納金に差支とある。

ト三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 八・二 牛袋村鈴木屋茂兵衛 市原喜三郎 一通

二十兩、要用金。

ト九 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 八・三 勇助 櫻村新左衛門、一通

二十九兩二分、商売要用金。

ト七 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 八・四 藤田屋吉五郎 櫻村新左衛門、一通

四兩、伊勢參宮金。

ト六 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 八・五 堺屋藤吉 櫻村善左衛門、一通

五十兩、商売要用金。

ト二 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 八・五 鶴屋市兵衛 櫻村新左衛門、一通

十兩、家普請金。

ト一五 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 八・六 三春早川松之丞 櫻村新左衛門、一通

百兩、三春表役所への月割調達金、当月上納金に差支とある。

ト三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 八・七 松葉屋喜左衛門 櫻村新左衛門、一通

二十六兩、商売要用金。

ト九 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 八・八 伊左衛門 櫻村新左衛門、一通

二十四兩、商売要用金。

ト七 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 八・九 杉原宗兵衛、他 櫻村新左衛門、二通

十五兩、居宅普請金。

ト六 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 八・九 堺屋藤吉 櫻村善左衛門、一通

五十兩、商売要用金。

ト二 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 八・十 扇屋義右衛門 櫻村新左衛門、一通

六兩、要用金。

ト九 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 八・十 富屋源兵衛
十五兩、居宅普請金。

櫻村新左衛門、
一通

ト 100 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 八・十一 富屋伝七

櫻村新左衛門、
一通

六兩、居宅普請金。

ト 101 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 八・十一 桔梗屋且助

櫻村新左衛門、
一通

四兩、居宅普請金。

ト 102 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 八・十二 滑川村新蔵

櫻村新左衛門、
一通

二兩二分、上納金。

ト 103 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 八・十二 中宿村勘右衛門

櫻村新左衛門、
一通

一兩、嫁取金。

ト 104 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 八・十二 筑波屋宗兵衛

櫻村新左衛門、
一通

三兩、御取金。

ト 105 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 九・正 十三軒市兵衛

櫻村新左衛門、
一通

四兩、商売費用金。

ト 105 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 九・二 松葉屋喜左衛門

櫻村新左衛門、
一通

四兩、要用金。

ト 103 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 九・三 中宿村六右衛門、

櫻村新左衛門、
一通

七兩二分二朱、上納金。

ト 106 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 九・四 吉兵衛

櫻村新左衛門、
一通

一兩二分、祝儀金。

ト 107 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 九・四 荒物屋友八

櫻村新左衛門、
一通

三兩、普請金。

ト 106 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

安政 九・四 伝七

櫻村新左衛門、
一通

三兩、商売費用金。

ト 109 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 九・六 北町白川や喜兵衛

櫻村新左衛門、
一通

三兩、普請金。

ト 100 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 九・七 忠吉

櫻村新左衛門、
一通

一兩二分、要用金。

ト一五 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 九・八 三春早川松之丞

他 櫻村新左衛門、一通

百兩、三春表役所への月割調達金、当月上納金に差支とある。

ト一三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 九・十 靱山村与市

他 櫻村新左衛門、一通

二兩二分、參宮金。

ト二三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 十・正 北町加登屋庄兵衛

他 櫻村善左衛門、一通

五十兩、商売要用金。

ト二三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 十・正 北町加登屋彦右衛門

他 櫻村善左衛門、一通

百兩、商売要用金。

ト二四 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 十・二 山崎屋権三郎

他 櫻村善左衛門、一通

二十兩、商売要用金。

ト二五 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 十・八 山崎屋権三郎

他 櫻村善左衛門、一通

二十兩、商売要用金。

ト二六 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

市原文書目録

文政 十・八 山口伝左衛門、

他 櫻村善左衛門、一通

百兩、商用金。

ト二七 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 十・八 山口伝左衛門、

他 櫻村善左衛門、一通

百五十兩、商用金。

ト二六 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 十一・正 柳沼徳兵衛

他 櫻村善左衛門、一通

二十兩、商売要用金。

ト二八 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 十二・正 北町加登屋彦右衛門

他 櫻村善左衛門、一通

百兩、商売要用金。

ト三〇 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

文政 十三・正 柳沼徳兵衛

他 櫻村善左衛門、一通

二十兩、商売要用金。

ト三三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

天保 二・九 柳沼半助

他 櫻村善左衛門、一通

百兩、商売要用金。

ト三六 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

天保 三・十 江持村儀七

他 櫻村善左衛門、一通

二兩二分、嫁取祝金。

ト三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

天保 三・十一 山口伝左衛門、
他 櫻村善左衛門、 一通

百兩、商売要用金。

ト三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

天保 三・十一 山口伝左衛門、
他 市原喜三郎 一通

五十兩、商売要用金。

ト三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

天保 七・四 柳沼平右衛門、
他 櫻村善左衛門、 一通

三十兩、商売要用金

シ三 守山領内困窮百姓取立救金借用証文

天保 七 市原権右衛門 守山領金沢村仁 一通
井田惣三郎、他

二百五十兩。

高田藩信託

タ四 高田藩釜子役所取扱赤子養育積立金借用証文

天保 九・三 長百姓・組頭・
庄屋、他 三通

白河領主勝手方要用金に差支え五百兩を借用したもの。

タ二 高田藩釜子陣屋借用年賦金差引帳

常松与次右衛門、
他 四冊

白河藩役所が高田藩釜子陣屋山川門之助より借用した分の天保九年よりの差引調べ。

ニ一 高田藩子育積立金受取証文案

明治 五 井上伝次右衛門 市原隆右衛門 一通
釜子領子育積立金より十兩の受取。

白河藩財政関与

タ三 議定書

文政十一・六 勘定頭取牛久保 常松次郎右衛門、 一通
統藏、他

仕送金の返済を目的として白河藩が内用達と相談して立案した
「衆義積金講預り金並掛溜之仕法」の仕組。

オ四 江戸御借金調帳

天保 三・二 一冊
文政十二年十二月より天保三年に至る間の白河藩の江戸における
借金先の名前・金額・利子を明細に調査したもの。総計は四万七
百五十兩とある。

ク二 御用記

天保 四・正 一冊
市原氏が阿部家白河藩の江戸一か年定式入用高・頼母子掛金・借
金利足の支払等年間支出の削減を指示したもの。

タ三 白河藩申渡書

(年代不詳)・正 御仕送常松次郎 一通
右衛門、他

市原権右衛門らへ、白河藩の勘定所はもとより江戸上屋敷の勘定
奉行の詰所へも出席し相談にのるように指示したもの。

町会所の自治

政務

ノ二 町会所入用金借用証文

寛政 七・九 吉田忠之助、他 市原正五郎 一通

町会所役用向につき四兩三分を借用したもの。

ノ一 町会所金銭出納帳

文政 六・正 市原喜三郎
町益金・役所養育預り金などの差引調べ。

一冊

ノ三 四町借用金調書

文政 八
本町・北町・中町・道場町各町毎の町用金の借用調べ。

一通

ノ三 町会所金銭出納帳

天保十五
嘉永 五 中町市原信平

一冊

ノ四 町会所金銭出納帳

弘化 元
よろず手控。四町金銭出入・利付先納米・払米引請控・町々取立控など。

一冊

ノ五 諸勘定留帳

嘉永 三・十一
四町割の控、役馬世話順番などや町会所金銭出納帳。裏表紙に「南市原」とある。

一冊

ノ六 町用才覚金利足渡判取帳

文久 三・十二
内藤半蔵その他の者の個人別の控。裏表紙に「会所」とある。

一冊

ノ九 役人長百姓出府入用並郷夫給金其外出費之調帳

慶応 二・七 須賀川町会所
出府入用金並びに人夫給金等の出費調べ。

一冊

ノ八 町用才覚金仕訳帳

明治 二・十一 市原信平
助郷費用関係の取立など町用金の仕訳帳。

一冊

ノ二二 出府入用金借用証文

未・三 佐藤嘉平治、他 市原朔助
曾我豊後守・柴田七左衛門両役所へ出府入用金十兩を借用したものの。

一通

ノ七 町用金借用証文

巳・十一 藤井仁四郎、他 柳沼嘉久左衛門 十六通
他

十六通

ノ九 卯年万雑帳書抜

町会所金銭出納の卯年書抜。

一通

ノ二 四町万雑帳案

(年代不詳) 新七 市原元介
十六
十四兩一分初代金の受取、残金三貫五文を信平に差上げるとある。

一通

ノ二 四町負担金調書

(年代不詳) 十二 益田 八
合計十七兩二分・二十文を四町で負担した内訳。

一通

ノ三 木町・中町・北町諸割賦

本町・中町・北町に対する諸割当て。

絵図一

・五通

ノ二三 取締方申渡書

卯・六 北郷代官 市原朔助、他 三通

市原朔助・内藤八郎右衛門・相楽七左衛門・安藤勇助を「町方惣而取締心得方」に任命する。他二通は取締方の役務内容の覚書。

ノ二六 旅籠屋飯盛女取締方規定

安政 二・二 小浜保治郎他十 町会所 一通
七名

飯盛女がたびたび逃亡するため尋方諸人用金などで難渋し、取締方規定を作成し届け出たもの。

ノ二四 勤向記録

慶応 三・三 一冊・一通

市原朔助他三名の町方取締諸控書。飯盛女花代などの記録がある。他に町会所の用務調べ一通。

ノ二〇 浪人一件為御取締御役様方出張所見張詰人賄調

延二千五百七十九人に対する賄分。 一冊

ノ二七 米価値下願書

安政 二・十 紙屋藤兵衛、他 町会所 一通

米価値下げの件。

ノ二六 穀屋仲間請書

安政、四・五 丈吉、他 町会所 一通

・三

米値上げ許可に対する請書。

ノ二五 米価値上願書

ノ三三 酒値段引上願書

・二十四 金二分につき白米二斗一升に値上げしたい。

弘化 五・八 酒屋行司 町会所 一通
銘酒一升につき三百五十文としたい。

ノ三三 諸商品小売値段書上

(年代不詳) 郡山宿 一通

郡山宿の小売値段。玄米・白米・大豆など十八種。

ノ二四 穀屋営業許可願書

弘化 五・二 藤十郎、他 町会所 一通

穀屋開店許可の場合は升役運上金を納めることを約束する。

ノ二六 穀屋営業許可願書

安政 二・十 穀屋惣代紙屋藤 町会所 一通

兵衛、他

申請者中山三之助・藤木屋亥之吉の兩名。

ノ二四 質屋再開業願書

辰・五 道場町元質屋源 一通

三郎

質屋休業のところ再開業のため役銭を定のとおり上納することを約束する。

ノ二五 穀屋願書

弘化 五・五 穀屋平次郎、他 町会所 一通

根本屋平次郎が穀物の前売を始めたので、仲間が故障の筋あるを訴えたもの。

ノ二六 穀屋仲間借用証文

慶応 四・閏四 穀屋嘉十郎、他 町会所
穀屋売米買備代金二百五十兩を借用したもの。

ノ七 穀屋仲間借用証文

寅・二 穀屋惣代 町会所

・二十
要用金百八十兩を借用したもの。

ノ七 穀屋仲間玄米在高調書

巳・六 石井勝次郎、他

・二十四
穀屋十六軒の在高調べ。

ノ五 直安米助借金出入帳

慶応 三・七 町会所

直安米俵高と人数の調査などの記載。

ノ五 直安米勘定証帳

慶応 三・七 町会所

直安米の勘定証帳。

ノ五 直安米割当覚

申・十二

・二十九

内用金差出者及び身柄の者に対しての割当て。困窮人四か町内別
総数千三百三十八人。

ノ五 問屋別値安米売立控

米問屋十一軒別の記載。

ノ三 値安米売出名面書上帳控

検断見習藤井金 代官所

市原文書目録

一通

一通

一通

一冊

一冊

一冊

一綴

一通

之助、他
値安米の売出名面の書上帳の控。

ノ六 下渡金受取証文

天保十一・四 伊藤与惣兵衛 市原隆右衛門

・二十二

下渡金七兩の受取。

ノ六 施金割渡請印帳

明治 元 道場町役元

長沢屋源助他三十九名に合計金六兩十錢百二十貫五百文を渡す。
施人は八木屋岩五郎他二名。

ノ三 御手当金割渡請印帳

明治 元・十一 道場町役元

磐城民政局より頼焼人への手当金合計六十五兩の受取。

ノ三 屋根替補助願書

安政 二・二 向山栄助 町会所

葺替のための補助金願。

ノ六 屋根替補助願書

戊・五 相楽寛左衛門 町会所

わら屋根を木羽屋根へ替えるための補助金願。

ノ三 戊午揚地弁納市原借米年賦並差引覚

天保 九・十二

揚地弁納分を役所へ高引に願ひ出て市原氏が米三十五俵を借用し
た。十か年賦の返済。

ノ三 揚地証文

天保 九・十 藤井平作 市原元介

・二

三五

中町居屋敷・裏道場町屋敷二軒前が揚地となる。

ノ三 家作手当金受取証文

天保十二・三 八百屋初五郎 市原元介 一通
道場町揚地の家作手当金十兩の受取。

ノ元 揚地屋敷譲受証文

嘉永 三 中村屋乙藏 道場町役元 一通
道場町表町小重の揚地屋敷を譲受ける。

ノ三 揚地引受証文

安政 三・正 三嶋木越中督喜 道場町役元 一通
三郎、他
蛭児大神宮仮殿建築のため横町揚地屋敷を借用したもの。

ノ三 御用地差出証文

安政 六・十二 中町富藏 市原隆右衛門 一通
中町西側富藏屋敷一軒分を御用地として引上げることが命じられて差出したもの。

ノ三 揚地借用証文

文久 二・七 会津屋藤吉 道場町役元 一通
道場町弥次右衛門揚地屋敷付の馬場畑を借用したもの。

ノ六 揚地高引並差出帳調書

弘化 三・九 佐藤長次郎、他 市原信平 一通
・七
中町揚地高引米方残金八十七兩余とある。年貢米金勘定目録他三通の引渡覚書。

ノ三 道場町組頭等願書

寅・四 道場町惣代組頭 市原貞右衛門 一通
源藏、他

揚屋敷が町内に多く、困窮の百姓たちが難渋する。

ノ五 百姓地相続証文

明和 元・十二 道場町源六 市原貞右衛門 一通
高二石九斗三升四合の道場町百姓地を相続する。

ノ六 百姓地相続家作手当金受取証文

弘化 四・二 鎌田屋与八 市原元介 一通
道場町元喜右衛門揚地を貰い受けのための家作手当金四兩の受取書。

ノ七 入り百姓届書

嘉永 七・三 北町検断見習吉 代官所 一通
田敬助、他

ノ八 入り百姓届書

高田領中宿村忠助店安兵衛他三名の一家が北町へ入百姓となった旨を届ける。
嘉永 七・三 検断見習吉田敬 代官所 一通
助、他

ノ九 禿百姓調書

長沼領仁井田村与助他二名の一家が北町へ入百姓となった旨を届ける。
未・二 道場町庄屋市原 代官所 一通
貞右衛門

ノ十 田畑売立帳

文化 八・十 田畑売立帳の他に文化三年十二月の庄屋帳を含む。裏表紙に「文蔵」とある。

ノ十 田畑売立帳

文化 八・十 田畑売立帳の他に文化三年十二月の庄屋帳を含む。裏表紙に「文蔵」とある。

ノ三 田畑売立帳

(年代不詳)
売却移動の帳付。 一冊

ノ三 田数調絵図

天保 八・二
・吉
絵図面帳。裏表紙に「永田氏」とある。 一冊

ノ三 荒畑地見分畝歩調帳

慶応 三・四 会所
・十一
須賀川町内の荒畑地検分。 一冊

ノ二六 中町富蔵持田畑調

未・十
さる田・茶地・岩作他十四か所。実持高二軒半前の二つ割分。 一冊

ノ二九 丸田池普請諸入用反別割合帳

嘉永 元・十一 高木忠作、他
道場町分の割当て。 一冊

ノ三〇 池普請金銭出入調帳

ノ三〇 普請中諸入用帳

池普請人足調帳
慶応 三・三 世話人坂路勘之
丞、他 以上三冊
一綴

ノ三三 山寺大池小屋掛費用分担調書

子・七 山寺村役元 北町役人
・十 一通

ノ三三 鹿嶋池土手普請見積書

子・八 秀海、他 町会所
人足七十八人分三十二貫九十二文の見積。 一通

ノ三三 町役人廻文

文久 二・閏八 市原隆右衛門、井上才兵衛、他
・二十七
時鐘撞一人では不便なため、町役人と相談する件。 一通

ノ三六 時鐘撞口入書

文久 二・九 関作右衛門 町会所
桑折代官支配所岩城折木村太郎吉を時鐘撞として雇う件。 一通

ノ三七 御給金御扶持米請取帳

未・十二
時鐘撞太郎吉の給金受取。 一冊

ノ三三 町木戸建場所検分次第

(年代不詳)・十 市原貞右衛門
・三
本町・中町に各一か所、道場町と北町で一か所町木戸を建てる。 二通

ノ三三 町木戸入用材木延期願書

寅・四 道場町庄屋兼帯 代官所
相楽甚蔵、他 二通
百姓が難渋しているため惣町木戸入用材木を仰せつけられたが延期を出願。

ノ三三 町木戸道場町免除願書

寅・九 道場町庄屋兼帯 代官所
相楽甚蔵 一通
須賀川へ木戸を仰付けられたが道場町難渋のため勘弁取扱を出

願。

ノ三 黒門番所書上

嘉永 二・九

惣町十五か所の黒門番所についての報告。

一通

ノ二 馬金貸付年賦出入帳

天保 三・七

藤井半右衛門、
他

一冊

馬金貸付金個人別人金調査等。裏表紙に「会所」とある。

ノ三 借家人調書

忠右衛門店卯三郎など十七名についての調査。

一通

ノ三 鉄砲打人火消調届出書控

子・十一

代官
鉄砲打人源七他九名。火消人本組・よ組・中組・い組・北組など

一冊

三百七十六人。

ノ三 本陣建方入用金借用証文

文政 八・十一

本町役人連名、
他

一通

本陣建築資金のうち町方より出金割合の三十兩を借用したもの。

ノ三 市日規定書

明治 三・十二

本町長百姓高久
田金三郎

一通

毎月三日・八日は本町、十三日・十八日は中町、二十三日・二十

八日は北町と定める。

ノ六 普応寺門前家守長蔵貸家より出火之節働人称美銭控

嘉永 二・十

・十一

一冊・

二通

ノ三九 類焼拝借年賦納方調

文政 八 道場町

類焼拝借年賦納方調

天保 二

凶作に付市原権右衛門より借用年賦返済調

天保 四

ノ四〇 二度目須賀川火焼見舞配り控帳

天保 二・五 常松次郎右衛門
・二十七

須賀川火災見舞の配り方の控。

一冊

ノ四一 道場町類焼拝借金請取帳

天保 八・十二

拝借金六十兩の年賦返納の内訳。

一冊

ノ四二 道場町酉取納類焼拝借金差引渡方調帳

天保 八・十二

道場町類焼による拝借金差引渡し方の調べ。

一通

ノ四三 火事場働人面附

安政 六・正 市原信平、他
山寺村・江持村その他近村十か村より見舞を受ける。

一冊

ノ四四 北町火災救済金貸付書類

慶応 元

北町火災に対する救済金貸付の件。

十六通

ノ四五 北町類焼拝借金人別割渡帳

慶応 元

北町の類焼による拝借金の人別割渡し。

一冊

ノ一四 道場町類焼極難渋者手当米割帳

明治 元・九

一冊

道場町の類焼による極難渋者に対する手当米の件。

ノ一三 道場町類焼人家数高取調書上帳

明治 元・十

一冊

道場町の類焼人家数の調べ。

ノ一〇 寅年類焼諸拝借物覚書

寅年の類焼による拝借物の覚。

一通

ノ九 人足入用控

(年代不詳)・三

一通

・二十八

(年代不詳)・四

・一

右両時点における四町別人足の入用控。

ノ三 諸人足控帳

寛政 四・閏二

一冊

諸人足の四か町控。

ノ二 代官絵図面細見申渡書

(年代不詳)・七

一通

・五

代官より絵図面細見を命じられる。

ノ一五 代官申渡書

(年代不詳)・一

一通

・二十一

猫太十八枚、薙十六枚の納高を四町に割当てたもの。

ノ一六 御高引勘定調

天保 三・三 頭取藤井平作、

他

一冊

宿役馬は年々病馬・潰馬が多いため高引十八石を行う。須賀川宿
役馬四十五疋。裏表紙に「会所」とある。

ノ一五 四か町割貸覚書

四か町に対する割貸の件。

二通

ウ一 御出張所御普請諸職人渡方控帳

文久 三・二

一冊

出張所普請のための仕事師・大工・柿師・材木師など職人毎の人
夫賃調べと諸入用控。

ウ二 御出張所普請惣入用渡帳

文久 三・三

一冊

石工・大工棟梁などの人夫賃の受取控。

ウ三 御出張所増御普請入用金岩法寺村長吉一件入用金才覚利払帳

文久 三・十二

一冊

出張所普請金等利子の内藤半蔵他十三名の個人別受取控。

ウ四 出張所修理覚書

(年代不詳)・七

四通

道場町中村屋秀海、他

出張所修理における人足・諸品の受取書など。

ウ五 出張所入用金覚書

未・十一

三通

国嶋藤四郎 須賀川四町役人 中、他

・晦日 出張所普請入用金の受取。

ウ六 出張所普請覚書

十一屋伝右衛門、
他
十八通

出張所普請金の受取書類。

ウ七 出張所薪代受取覚書

亥・二 柴問屋久之助 市原

一通

薪代二十兩の受取。

ウ八 出張所諸費覚書

申・十一 秀海、他 南市原

一通

人足及び物品納入伝票、錢四貫七百二十文の受取。

ウ九 出張所鉄鉋場覚書

子・八 与吉 町会所

二通

子・九

鉄鉋場土持小屋掛普請の人足賃の受取。

ノ二六 町会所宛諸受取書

会所・出張所井戸私人足など諸費の受取。 町会所

三六通

会所・出張所井戸私人足など諸費の受取。

ノ二五 町会所宛諸受取書

提灯修繕料などの受取。 八通

提灯修繕料などの受取。

ノ二三 竹駕籠代受取書

辰・正 妙林寺内荒物屋 役人衆中

一通

・二十五

竹駕籠八挺の代金二兩一分六百文の受取。

ノ二九 火消看板受取書

(年代不詳)・正 町内若世話 市原

一通

・二十二

火消看板、若もの一統への手伝金三兩の受取。

ミ三 職人手間賃受取書

三二通

与吉扱いの会所宛諸職人手間賃などの受取。

困 糶

ノ四 申拝借米割符請印帳

天保 七 須賀川道場町

一冊

道場町分の拝借米の受取。

ノ四 四ヶ町非常備米勘定帳

万延 元 会所

一冊

非常備米の調査。内藤市郎次・藤井惣右衛門・市原信平が繩孤代を預る。

ノ元 非常困糶仕訳届書

非常困糶の由来と仕訳書。

一冊

ノ五 救荒米抛出調

卯・七 役人 代官所

一冊

白米・稗など個人別の抛出調査。

ノ五 道場町備荒糶代金割合帳

明治 二・十二 弥惣治、他 道場町役元

一冊

備荒糶代金十五兩一分余の割当て。

ノ四 非常困糶摺立米代金借用証文

慶応 三・二 治右衛門、他 会所

一通

八百兩の借用。

ノ四 非常困糶借用証文

弘化 二・十一 大桑原村八郎兵

二通

衛

町内非常困糶のうちから糶五十二石三斗四升を借用したもの。

ノ四 非常困糶借用証文

安政 二・六 大桑原村岩吉、市原喜三郎 一通

他

町用非常困糶のうち糶十二石二斗を借用したもの。

ノ三 非常困糶年賦返済証文

安政 三・二 高久田村平次、市原朔助 一通

他

町用非常困糶五石借用の年賦返済。

ノ器 非常困糶年賦借用証文

安政 六・十二 高久田村伊七、市原喜三郎 一通

他

糶五十俵を作立夫喰に借用。奥書に「庄屋矢吹弥一兵衛」とある。

ノ哭 非常困糶借用証文

万延 元・十二 高久田村学宝院 市原喜三郎 一通

糶一石六斗五升五合を借用したもの。

ノ罌 非常困糶借用証文

文久 元・三 高久田村学宝院 市原喜三郎 一通

高久田村百姓が作立夫喰に差支えのため非常困糶四俵を借用したもの。

ノ罌 非常困糶借用証文

文久 元・四 高久田村学宝院 市原喜三郎 一通

難渋の百姓が当作立夫喰に差支えのため非常困糶三俵を借用したもの。

ノ器 非常困糶借用証文

(年代不詳) 高久田村福太郎、市原喜三郎 一通

他

当年上納金に差支え糶五十俵を借用したもの。奥書に「庄屋矢吹弥一郎」とある。

フ六 非常困糶備金預り証文

慶応 四・正 柳沼嘉久右衛門、市原隆右衛門 一通

他

百両を預託される。

町役人

八一 町役人暇願書

元禄 十・二 道場町利右衛門 代官所 一通

女房子供と離別し、江戸への御暇願書。

ハ八 頭取役再任願書

天保十三・五 中町百姓惣代組 頭、他 一通

藤井平作が頭取役を罷免され、その後再任を出願したもの。

ノ四 藤井惣右衛門口上書

(年代不詳) 一通

町役人惣右衛門が慎方を命ぜられたのに対し嘆願の件。

ハ六 家督相続願書案

嘉永 元・八 市原総司 阿部勘解由、他 一通

病気で隠居し、伴朔助に家督を相続させる出願の下書。

ハ三 白河領町村諸役人名控(断簡)

高久田村庄屋・堤村庄屋、須賀川宿問屋名と町役人名。 代官所 一通

八二 庄屋小走持高書上帳

宝永 五・九 年寄太田伝右衛門

一冊

道場町庄屋市原伝右衛門・小走仁之丞などの給分。

八九 在役人給帳

安政 六・九 向井新兵衛

一冊

須賀川町郷士内藤平次右衛門等役人給分の控。末尾に「文政六年松平越中守様より御当主(阿部)様へ御引次に相成候控」とある。

八〇 町役人間屋長百姓給料書上之控

明治 二・十一 見習庄屋検断大 白河県役所 庄屋

一冊

大庄屋・高年寄・小走・間屋などの給料。

八一 町役人由緒書上

自寛政十二至文政七

一通

太田庄三郎・井上伝右衛門・太田為五郎・杉原宗兵衛・八木市兵衛・相楽寛左衛門・山辺休泉・市原藤五郎の由緒。

八六 町役人任命月日控

自文化十至文政七

一通

山辺忠兵衛・井上伝右衛門・市原庄五郎、他。

八三 井上伝右衛門由緒書上

(年代不詳)・十 井上伝右衛門

一通

寛政八年から文政二年までの屋号・苗字帯刀御免等の次第。

八二 町役人献上願書

酉・八 内藤与惣兵衛、中山長五郎、他 一通

領主が寺社奉行加役となり五本入り扇子箱献上の出願。

八九 荒地畑御高引願に付見舞礼品控

慶応 二・十一

一冊

羊羹二なら屋慶蔵、菓子一箱稲荷屋治右衛門、その他町役人などの御礼品の控。

八三 江戸屋敷献上物控

三通

ほかに献上について藤井から市原宛の書状一通。荷物運送費の受取がある。

八七 於御三之丸御茶被下御会席始終覚

文政十一・十一

一冊

常松・市原・内藤三家が招かれた茶会。

八六 坂路家系図

二通

坂路文六家の系図(ただし部分)、他に書状一通。

八五 御尋に付書上帳

寛政 十・十二

一冊

郷土・検断・庄屋・高年寄への出火時の駆付人足の割合など。

町益金由来・歳出及び預託

八一 四町益金由緒書案

文政 七・九

一通

四町益金の沿革。

八八 町益金次第書上

一通

全部で九か条から成る。

八六 町益金口々利足取立諸入用調扣

安政 四・二 十冊
慶応 四・二 一綴
四町益金貸付の出入帳。

ヒ九 町益金利足之覚 一冊

味戸半六郎その他の利足調査。

ヒ四 連衆早見帳 一冊

文久 三・十
掛溜講起立における各町の個人別割合。他に「金主」「長百姓」「役人」「在方」の名簿と割合をしるす。

ヒ三 四町益金置払納帳 一冊

明治 二・六
四町々益金の予算と出納。

ヒ三 御蔵普請諸入用帳 一冊

明治 二・六
四町々益金による蔵普請の出納。

ヒ三 御蔵入用調帳 一冊

明治 二
四町々益金による蔵入用金の支出。

ヒ三 四町益金遣払調帳 一冊

明治 四・正
四町の益金遣払の調べ。

ヒ七 四町益金返済受取書 一通

酉・四 四町会元
南市原

四町益金預り金の受取。

ヒ二 四町町益金預金調帳 一通

市原文書目録

内藤半蔵その他個人別の調査。 一冊

ヒ二 四町益金返済受取書 三通

四町益金預り金の受取。

ヒ六 各種無尺差引帳 一冊

山川無尺・町内無尺・四町益無尺(文久三年初会)・十念寺頼母
子講・助郷掛溜講・中町無尺・中宿無尺に関するもの。

町益金造出

ノ六 諸職人運上取立納帳 一冊

天保十一・二
左官・屋根葺・木羽・鍛冶・指物等職人運上金の月毎の取立。裏
表紙に「会所」とある。

ノ七 亥職人運上金割合書 一通

大工・柿師・石工など職人運上金の割合取立。地職と他職の別がある。

ミ六 塩御役銭取立帳 三冊

安政 七・三 須賀川塩問屋
・五
文久 二
文久 三

中山喜八その他三十六名の役銭取立控。

ミ五 塩問屋廻状 六通

塩問屋 中屋喜八郎、他
塩役銭取立についての廻状。

ヒ四 歌舞妓札銭指目録

享保 七・四 両目附
町益歌舞妓の興行収支決算。 一通

ヒ三 芝居見物留被仰渡請帳

文化 八・四 一冊
横帳。他領近村への芝居見物禁止についての代官申渡に対する請証印。表紙に「須賀川道場町」とある。

ヒ二 興業願一卷手控

須賀川町役人 代官 一冊
岩瀬寺境内八幡宮修復のための興行、その他金徳寺芝居等の書留。

町益金預託

ヒ四 棚倉御藩御江預ヶ町益火用金調

文政 九・二 勢川庫次郎、他 一冊
天保十二・六 棚倉藩へ預託の町益火用金の調べ。

ノ六 火用備金預証文

文政 九・二 木本祖右衛門、藤井平作、他 一冊
他

奥書に矢嶋庄七他四名、内三名捺印、二名不詰合で捺印なしとある。

ノ六 火用備金借用証文

文政 九・二 吉田忠之右衛門、市原隆右衛門、一通
・九 他

ノ七 火用備金預り証文

天保 五・五 木本祖右衛門、常松栄左衛門、一通
他

出火手当金五十兩を預ったもの。奥印に梅村角兵衛他六名の名がある。

フ三 四町備金預り証文

文政 六・十一 市原権右衛門 安藤茂久兵衛、一通
他

去る亥年日光御神忌の節公儀より下された金二百十兩へ加金し、三百十兩を町用金として備え置いたものうちより預る。

フ一 新積立四町益金預り証文

弘化 二・六 預り人安藤廉藏 藤井半右衛門 一通
八両三分二朱。

フ二 新積立四町益金預り証文

弘化 三・正 預り人竹内庄三 藤井半右衛門、一通
他

フ三 新積立四町益金預り証文

弘化 三・正 預り人味戸半六、藤井半右衛門、一通
他

五兩。

フ四 新積立四町益金預り証文

弘化 三・正 預り人高久田治 藤井半右衛門、一通
他

十五兩。

フ五 新積立四町益金預り証文

弘化 三・正 預り人井上才兵 藤井半右衛門、一通
他

十兩。

フ六 新積立四町益金預り証文

弘化 三・正 預り人柳沼徳兵衛、他 藤井半右衛門、一通

二十兩。

フセ 新積立四町益金預り証文

弘化 三・正 預り人内藤半蔵、他 藤井半右衛門、一通

五十兩。

フハ 新積立四町益金預り証文

弘化 三・正 預り人柳沼芳兵衛、他 藤井半右衛門、一通

十兩。

フ九 新積立四町益金預り証文

弘化 三・正 預り人橋本伝右衛門、他 藤井半右衛門、一通

十兩。

フ二〇 新積立四町益金預り証文

弘化 三・正 預り人柳沼平左衛門、他 藤井半右衛門、一通

二十兩。

フ二一 新積立四町益金預り証文

弘化 三・正 山田休四郎 藤井半右衛門、一通

十兩。

フ三 新積立四町益金預り証文

弘化 三・正 預り人内藤宗之助、他 藤井半右衛門、三通

二十兩。

フ三 新積立四町益金預り証文

弘化 三・正 預り人吉田屋茂兵衛、他 藤井半右衛門、一通

十五兩。

フ四 新積立四町益金預り証文

弘化 三・正 預り人小倉屋佐吉、他 藤井半右衛門、一通

七兩。

フ五 新積立四町益金預り証文

弘化 三・正 市原喜三郎 藤井半右衛門、一通

三十兩。

フ六 新積立四町益金預り証文

弘化 四・二 預り人柳沼岩五郎、他 藤井半右衛門、一通

十兩。

フ七 新積立四町益金預り証文

嘉永 五・十二 預り人石井庄吉 藤井半右衛門、一通

二十兩。

フ八 四町益金預り証文

安政 二・二 預り人中村屋忠兵衛、他 藤井半右衛門、一通

十五兩。

フ九 町益取計置金預り証文

安政 四・正 預り人塩田治助 藤井半右衛門、一通

フ三 新積立四町益金預り証文

文久 二・五 預り人渡辺八郎 市原隆右衛門、一通

兵衛 他

七両。

フ三 町益無尽金預り証文

文久 三・九 内藤宗之助 市原信平 一通

十五両。

ヨ四三 白河藩信託町益金借用証文

文政 五・二 牛袋村幸八 市原喜三郎 一通

一兩二分、嫁取金。

道場町町内行財政

町益金歳出

ヒ二 町益金勘定帳

宝曆十四・二 市原貞右衛門、一冊

他

町益金の収支決算をしるす。宝曆十四年より文政七年に至る。

ノ二三 道場町々益金等差引帳

文政十二・十二 一冊

町益金・升役金取立などの差引覚。町用引替物控。

ヒ三 町益金年々勘定帳

文政八・十二、一冊

天保十一

ヒ五 町益御利足仕訳帳

天保十二・一 須賀川道場町 一冊

町益金利息の仕訳帳。

ノ三三 集銭帳

天保十四・十二 一冊

道場町市原喜三郎他二十七名分の集銭。

ノ三三 道場町三番出入帳

安政 六・七 道場町会所 一冊

道場町の三番出納帳。

ヒ三 貸附出入帳

文久 元・ 一冊

・吉日

道場町会所の町益金貸付出納。

ノ三三 道場町会所諸入用判取帳

文久 二・正 一冊

・吉

諸入用の支払に対する判取帳。

ヒ七 町益金仕訳帳

元治 元・十 一冊

道場町益金の由緒と仕訳、末尾に町役人・頼母子講世話人の名前

がしるされている。

ノ三三 道場町金銭出入帳

北町金銭出入帳 二冊

慶応 四・六

・二十一

道場町・北町金銭出納。

ノ三三 道場町金銭出入帳

明治 四・十二 道場町惣代 一冊

道場町金銭の出納。

ノ二三 道場町万雑連貫帳 一冊
道場町金銭出納帳 二冊
明治 四・十二
明治 五・五
道場町の万雑連貫帳と金銭出納帳。一綴

ノ三 町内入用金調書 一通
(年代不詳)・七 長百姓 市原
・二
弘方ノ・白川入用金など金二十八兩一朱の内訳。

ヨ五三 道場町々益金調書 一通
西・七 市原貞右衛門 滝沢安之右衛門
領主任度金として金七十兩を上納し、その年々の利足調べ。

ヨ四九 町益金覚書 一通
天保 五・正 藤井良藏 市原権右衛門
二百八十兩。

ヨ四三 借用金調書 一通
(年代不詳) 借用者塩田治助、他十二名
合計百八十五兩。

ヨ四一 町益金覚書 一通
申・二 与吉 道場町役元
五十四兩一分二朱。

ヨ四〇 町益金書上控 一通
(年代不詳) 町益金の報告の件。

ヨ三三 町益金借用利足調書

市原文書目録

町益金の借用利息の調べ。一通

ヒ元 町益無尽 規定記録 一冊
嘉永 七・霜 桔梗屋又次郎、他

ヒ七 鬮高惣調帳 一冊
嘉永 七・霜 道場町頼母子講の規定。

ヒ六 当り金渡帳 一冊
嘉永 七・十一 道場町益無尽当り鬮の控。裏表紙に「道場町会元」とある。
嘉永 七・十一 道場町益無尽二会目預りの控帳。裏表紙に「道場町会元」とある。

ヒ三 漸時預り控帳 一冊
安政 二・正 道場町々益無尽二会目預りの控帳。裏表紙に「道場町会元」とある。

ヒ三 連衆帳 一冊
文久 元・九 道場町益無尽の月別個人毎の受取控帳。裏表紙に「須賀川道場町」とある。

ヒ三 頼母子講鬮高割合書 一通
文久 三・十 百姓並びに水呑・無高・借家に至る迄の鬮高割合を示したもの。
世話人長百姓喜兵衛等。

ヒ三 頼母子講仕訳帳

町益頼母子講四十会分の差引予定を立てたもの。

ヒ 三五 判取帳

卯・正

道場町頼母子講の判取帳。裏表紙に「道場町頼母子講会元」とある。

ヨ 四四 道場町頼母子講金預り証文

安政 六・十一 道山参次郎、他

二十兩。

ヨ 五九 道場町益頼母子講金預り証文

文久 元・九 矢部八郎右衛門

十五兩。

公益金融

フ 三 道場町百姓相統益金預り証文

元治 元・十一 橋本伝右衛門

十五兩。

フ 三 道場町百姓相統益金預り証文

元治 元・十一 柳沼芳兵衛

十兩。

フ 三 道場町百姓相統益金預り証文

元治 元・十一 柳沼岩五郎、他

十五兩。

一冊

一冊

一通

一通

一通

一通

一通

フ 三 道場町百姓相統益金預り証文

元治 元・十一 山川寛次郎

十五兩。包紙がある。

フ 三 道場町百姓相統益金預り証文

元治 元・十一 杉原文之助

十五兩。包紙がある。

フ 三 道場町百姓相統益金預り証文

元治 元・十一 井上惣兵衛

十五兩。包紙がある。

フ 元 道場町百姓相統益金預り証文

明治 七・一 預り人内藤作右衛門

五十兩。

フ 三 道場町百姓相統益金預り証文

明治 七・三 預り人味戸半藏

十五兩。

ヒ 三 預ヶ金差引帳

安政 五・三

・二十一 道場町益金の個人別預け金の控帳。

ヨ 六 道場町々益金借用証文

文化 元・八 道場町半左衛門、市原常藏、他

三兩二分、裏屋敷普請金。

市原隆右衛門、一通

市原隆右衛門、一通

市原隆右衛門、一通

益金世話人衆中 一通

道場町益金世話人中 二通

一冊

一通

三七 道場町々益金借用証文

文化 六・四 道場町銀蔵

二十兩、商売要用金。

市原岩吉、他

一通

三八 道場町々益金借用証文

文化 九・十二 道場町仁右衛門

十兩、商売要用金。

市原岩吉

一通

三九 道場町々益金借用証文

文化 十・六 道場町伊右衛門

五十兩、蝸買金。

市原喜三郎、他

一通

四〇 道場町々益金借用証文

文政 四・五 道場町鎌倉屋伊

五十兩、蝸買入金。

市原喜三郎

一通

四二 道場町々益金借用証文

文政 四・六 伊右衛門、他

百兩、蝸買入要用金。

市原喜三郎

一通

四三 道場町々益金借用証文

文久 四・二 道場町留吉

五貫文、家業要用金。

市原岩吉

一通

四六 道場町々益金借用証文

文化 九・十二 本町与兵衛

十兩、担保証文。

市原岩吉、他

一通

四五 道場町々益金借用追証文

文政 五・十二 平兵衛

十兩、担保証文。

市原岩吉

一通

四三 道場町々益金借用追証文

市原文書目録

文政 七・五 中町鎌倉屋徳兵

衛、他

一通

三九 道場町々益金借用追証文

寛政十二・十 北町惣右衛門

文字金二十兩、商売要用金。

市原常蔵

一通

四〇 道場町々益金借用証文

寛政十二・十 北町惣右衛門

担保証文。

市原常蔵、他

一通

四二 道場町々益金借用証文

文化 六・正 北町幸七

三兩、祝儀金。

市原岩吉、他

一通

四三 道場町々益金借用証文

文化 六・四 北町新八

一兩、要用金。

市原岩吉

一通

四七 道場町々益金借用証文

文化 七・三 北町貞右衛門

三兩、要用金。

市原岩吉、他

一通

四六 道場町々益金借用証文

文政 四・七 安房屋宗吾

六十六兩、商売要用金。

市原喜三郎

二通

四五 道場町々益金借用証文

文政 五・十二 安房屋莊五郎

五十兩、商売要用金。

市原喜三郎

一通

四八 道場町々益金借用証文

文政 六・四 菊地屋勇助

二十一兩、商売要用金。

市原喜三郎

一通

四一 道場町々益金借用証文

文政 六・八 二見屋小重
十九兩二分、商売要用金。

市原喜三郎

一通

四三 道場町々益金借用証文

文政 七・五 京屋彦兵衛
二十兩、要用金。

市原喜三郎

二通

四七 道場町々益金借用証文

文久 元・十一 釜屋清右衛門
二兩、要用金。

市原信平

一通

四八 道場町々益金借用証文

文久 元・十二 会津屋長藏
五兩、要用金。

市原信平

一通

四九 道場町々益金借用証文

文久 三・三 綿屋浅吉
四兩二分、要用金。

市原信平

一通

五五 道場町々益金借用証文

天明 五・十二 中宿村小治郎
金二分二朱、年貢上納金。

常松与一右衛門

一通

五六 道場町々益金借用証文

寛政 三・十二 下宿村半四郎
金三分、年貢上納金。

市原七左衛門、
他

一通

六一 道場町々益金借用証文

文政 元・十二 塩田村六郎治
三兩、上納皆済金。

市原喜三郎

一通

六六 道場町々益金借用証文

天明 元・十二 江持村完八
三兩、上納金。

市原貞右衛門

一通

二七 道場町々益金借用証文

享和 二・十二 江持村乙右衛門、
他

市原常藏、他

一通

二八 道場町々益金借用証文

文化 二・十一 江持村七兵衛
四兩、家普請金。

市原常藏、他

一通

二九 道場町々益金借用証文

文化 三・十 江持村新吉
二兩、年貢上納金。

藤井惣右衛門、
他

一通

三〇 道場町々益金借用証文

文化 三・十一 江持村角右衛門
一兩、参宮金。

藤井惣右衛門、
他

一通

三一 道場町々益金借用証文

文化 四・八 江持村源吉
五兩、要用金。

藤井惣右衛門、
他

一通

三三 道場町々益金借用証文

文化 四・十一 江持村西間木安
芸正

市原喜三郎、他

一通

三三 道場町々益金借用証文

文化 四・十二 江持村久之丞

市原岩吉、他

一通

五兩、伊勢參宮金。

ヨ二四 道場町々益金借用証文

文化 五・十一 江持村名右衛門

藤井惣右衛門、他 一通

三兩、上納金。

ヨ二五 道場町々益金借用証文

文化 五・十一 江持村新左衛門

一兩二分、上納金。

市原岩吉、他 一通

ヨ二六 道場町々益金借用証文

文化 六・十 江持村源吉

五兩、要用金。

市原常藏、他 一通

ヨ二七 道場町々益金借用証文

文化 七・十一 江持村源吉

三兩、上納金。

市原岩吉、他 一通

ヨ二八 道場町々益金借用証文

文化 七・十二 江持村常七

四兩、嫁取祝儀金。

市原岩吉、他 一通

ヨ二九 道場町々益金借用証文

文化 十一・十一 江持村乙吉

二兩二分、上納金。

市原喜三郎、他 一通

ヨ三〇 道場町々益金借用証文

文化 十一・十一 江持村十藏

三兩、上納皆済金。

市原岩吉、他 一通

ヨ三一 道場町々益金借用証文

文化 十一・十一 江持村嘉左衛門

一兩、上納金。

市原喜三郎、他 一通

ヨ三三 道場町々益金借用証文

文化 十二・四 江持村重藏

二兩一分、要用金。

市原岩吉、他 一通

ヨ三二 道場町々益金借用証文

文化 十二・十一 江持村平吉

三兩三分、後妻呼金。

市原喜三郎、他 一通

ヨ三一 道場町々益金借用証文

文化 十二・十二 江持村弥助

金三分二朱、上納皆済金。

市原喜三郎 一通

ヨ三〇 道場町々益金借用証文

文化 十四・十 江持村栄吉

三兩、嫁取祝儀金。

市原喜三郎、他 一通

ヨ二九 道場町々益金借用証文

文化 十四・十一 江持村佐源太

四兩二分、嫁取祝儀金。

市原喜三郎、他 一通

ヨ二八 道場町々益金借用証文

文政 二・十二 江持村儀八

一兩、嫁取祝儀金。

市原正五郎 一通

ヨ二七 道場町々益金借用証文

文政 二・十 江持村常吉

三兩二分、響取祝儀金。

市原喜三郎、他 一通

ヨ二六 道場町々益金借用証文

文政 二・十 江持村頼之丞

三兩、普請金。

市原喜三郎、他 一通

ヨ二五 道場町々益金借用証文

文政 二・十一 江持村長藏

市原喜三郎、他 一通

金三分二朱、上納金。

ヨ三三 道場町々益金借用証文

文政 三・十
三兩、上納金。

江持村佐七
市原喜三郎、他
一通

ヨ三三 道場町々益金借用証文

文政 三・十
二兩、上納金。

江持村伝之丞
市原喜三郎、他
一通

ヨ三三 道場町々益金借用証文

文政 三・十一
二兩、普請金。

江持村常右衛門
市原喜三郎、他
一通

ヨ三三 道場町々益金借用証文

文政 三・十一
一兩二分、嫁取金。

江持村倉之助
市原喜三郎、他
一通

ヨ三三 道場町々益金借用証文

文政 三・十一
一兩二分、上納金。

江持村重藏
市原喜三郎、他
一通

ヨ三三 道場町々益金借用証文

文政 四・十
金三分、上納金。

江持村幸助
市原喜三郎、他
一通

ヨ三三 道場町々益金借用証文

文政 四・十
二兩、上納金。

江持村久米藏
市原喜三郎、他
一通

ヨ三三 道場町々益金借用証文

文政 五・十一
二兩、上納金。

江持村関右衛門
市原喜三郎、他
一通

ヨ三三 道場町々益金借用証文

文政 六・十
五兩、上納金。
江持村七之丞
市原喜三郎、他
一通

ヨ三四 道場町々益金借用証文

文政 六・十一
一兩、上納金。

江持村甚之丞
市原喜三郎、他
一通

ヨ三四 道場町々益金借用証文

文政 六・十一
二兩二分、後妻呼金。

江持村伝藏、他
市原喜三郎
一通

ヨ三四 道場町々益金借用証文

文政 八・十
門

江持村三郎右衛門
市原喜三郎、他
一通

ヨ三四 道場町々益金借用証文

文政 九・十一
五兩、嫁取祝金。

江持村七之丞
市原喜三郎、他
一通

ヨ三四 道場町々益金借用証文

文政 九・十一
二兩、上納金。

江持村関右衛門
市原貞右衛門
一通

ヨ三四 道場町々益金借用証文

文政 十一・十一
五兩二分、嫁取祝儀金。

江持村平八
市原喜三郎
一通

ヨ三四 道場町々益金借用証文

文政 十二・六
金二分、上納金。

江持村庄吉
市原庄五郎
一通

ヨ三四 道場町々益金借用証文

天保 三・十一

江持村仙藏
市原喜三郎、他
一通

二兩、普請金。

二三 道場町々益金借用証文

天明 七・十二 浜尾村佐伯美

濃守

三兩、奉公人召抱金。

二三 道場町々益金借用証文

文化 五・三 浜尾村小十

一兩二分、上納金。

二三 道場町々益金借用証文

文化 十・十二 浜尾村文五郎

金二分二朱、上納金。

二三 道場町々益金借用証文

文化 十三・十一 浜尾村作右衛門、他

二十兩、年貢皆濟金。

三六 道場町々益金借用証文

文化 十四・十二 浜尾村丹次

一兩二分、參宮金。

三六 道場町々益金借用証文

文化 十四・十二 浜尾村忠右衛門

四兩、後妻引取祝儀金。

三六 道場町々益金借用証文

文政 二・十二 浜尾村忠次郎

八兩、嫁取祝儀金。

三六 道場町々益金借用証文

文政 二・十二 浜尾村留八

市原文書目錄

十兩、穀物質金。

三三 道場町々益金借用証文

嘉永 三・六 浜尾村山川文之助

五兩、町益無尽金。

三三 借用人一覽覽

亥・十 浜尾村勇吉、他

二十兩。

三三 道場町々益金借用証文

文政 五・十二 和田村富五郎、他

十七兩、奉公人引戻金。

三六 道場町々益金借用証文

文化 十・十二 南狸森村六右衛門、他

十兩。

三六 道場町々益金借用証文

寬政 六・十二 牛袋村富三郎

一兩二分、年貢上納金。

三六 道場町々益金借用証文

文化 三・七 牛袋村辰蔵

五兩、要用金。

三六 道場町々益金借用証文

文化 四・十二 牛袋村辰蔵

五兩、商売要用金。

三六 道場町々益金借用証文

文化 四・十二 牛袋村辰蔵

市原文書目錄

市原元介 一通

市原岩吉、他 一冊

市原喜三郎 一通

市原喜三郎、他 一冊

市原勝之丞 一通

藤井惣右衛門、他 一通

市原岩吉、他 一通

三〇五 道場町々益金借用証文

文化 八・十二 牛袋村磯右衛門 市原岩吉、他 一通
三兩二分、年貢皆濟金。

三〇六 道場町々益金借用証文

文化 十・十一 牛袋村磯右衛門 市原岩吉、他 一通
三兩、掬取祝儀金。

三〇七 道場町々益金借用証文

文化十三・四 牛袋村平吉 市原正五郎 一通
一兩、村方要用金。

三〇八 道場町々益金借用証文

文化十三・十一 牛袋村磯右衛門 市原喜三郎、他 一通
五兩、普請金。

三〇九 道場町々益金借用証文

文政 二・二 牛袋村磯右衛門 市原喜三郎 一通
二兩二分、普請金。

三一〇 道場町々益金借用証文

文政 二・三 牛袋村磯右衛門 市原喜三郎、他 一通
三兩二分、掬取祝儀金。

三一〇 道場町々益金借用証文

文政 三・十 牛袋村磯右衛門 市原喜三郎 一通
五兩、馬買入金。

三一〇 道場町々益金借用証文

文政 五・九 牛袋村鈴木屋義兵衛 市原喜三郎 一通
二十五兩、要用金。

三一〇 道場町々益金借用証文

文政 六・六 牛袋村鈴木屋義兵衛 市原喜三郎 一通

二十五兩、紅花買入金。

三一〇 道場町々益金借用証文

文化 七・十二 榎山村茂右衛門 市原岩吉、他 一通
一兩二分、山買金。

三一〇 道場町々益金借用証文

文化 七・十二 榎山村三左衛門 市原岩吉、他 一通
三兩一分、上納金。

三一〇 道場町々益金借用証文

文化 八・十二 榎山村茂右衛門 市原岩吉、他 一通
二兩二分、上納金。

三一〇 道場町々益金借用証文

文化 十・十一 榎山村三左衛門 市原正五郎 一通
二兩、上納金。

三一〇 道場町々益金借用証文

文政 四・二 榎山村權之丞 市原喜三郎、他 一通
三兩、掬取金。

三一〇 道場町々益金借用証文

文政 四・十二 榎山村甚吉 市原喜三郎 一通
一兩、上納皆濟金。

三一〇 道場町々益金借用証文

文政 八・十二 榎山弥次右衛門 市原喜三郎 一通
三兩、掬取祝儀金。

三一〇 道場町々益金借用証文

文政 九・十 榎山久米右衛門 市原喜三郎 一通

二兩、上納金。

二三五 道場町々益金借用証文

文政 九・十 横山村斧吉

市原喜三郎

一通

二兩一分、嫁取祝儀金。

二三六 道場町々益金借用証文

文政 九・十 横山村常七

市原喜三郎

一通

三兩、嫁取金。

二三七 道場町々益金借用証文

文政 九・十二 一兩、上納金。 横山村甚吉

市原喜三郎

一通

二三八 道場町々益金借用証文

文政十三・十一 横山村弥惣右衛門

市原喜三郎

一通

三兩一分、上納金。

二三九 道場町々益金借用証文

天保 三・十 横山村斧吉

市原喜三郎

一通

二兩三分、上納金。

三四十 道場町々益金借用証文

天保 六・十 横山村常七

市原定右衛門

一通

二兩、嫁取祝儀金。

三六一 道場町々益金借用証文

天保 六・十一 横山村弥祖右衛門

市原喜三郎

一通

三兩一分、上納金。

三六二 道場町々益金借用証文

文化 二・二 越久村為右衛門

市原常藏、他

一通

二兩、参宮金。

市原文書目録

三六三 道場町々益金借用証文

文化 三・十二 越久村為右衛門

藤井惣右衛門、他

一通

一兩、商売要用金。

三六四 道場町々益金借用証文

文化 三・十二 越久村為右衛門

藤井惣右衛門、他

一通

二兩、年貢上納金。

三六五 道場町々益金借用証文

文化 三・十二 越久村又吉、他

藤井惣右衛門、他

一通

二兩、年貢上納金。

三六六 道場町々益金借用証文

文化 六・十二 越久村為右衛門

市原岩吉、他

一通

一兩、上納皆濟金。

三六七 道場町々益金借用証文

文化 十・十二 越久村為右衛門

市原岩吉、他

一通

二兩二分、嫁取祝儀金。

三六八 道場町々益金借用証文

文化十四・十二 越久村由右衛門、他

市原喜三郎

一通

一兩二分、上納皆濟金。

三六九 道場町々益金借用証文

文政 七・十二 岩淵村民五郎

市原喜三郎

一通

一兩二分、商売要用金。

三七〇 道場町々益金借用証文

文化十二・十二 川部村吉平

市原庄五郎

一通

五五

金一分、上納金。

三六一 道場町々益金借用証文

文化 三・十二 北作村武右衛門

藤井惣右衛門、
他 一通

五兩、上納皆済金。

三六二 道場町々益金借用証文

文化 三・十二 北作村吉五郎

藤井惣右衛門、
他 一通

三兩、上納皆済金。

三六三 道場町々益金借用証文

文化 五・二 北作村宇吉

市原岩吉 一通

三六四 道場町々益金借用証文

文化十四・二 北作村平吉

市原喜三郎 一通

三六五 道場町々益金借用証文

文化十四・二 北作村長左衛門

市原喜三郎 一通

三六六 道場町々益金借用証文

文政 三・十一 北作村治右衛門

市原正五郎 一通

三兩、上納金。

三六七 道場町々益金借用証文

文政 三・十二 北作村長左衛門

市原正五郎 一通

三六八 道場町々益金借用証文

文政 四・三 北作村治右衛門

市原正五郎 一通

一兩二分、上納金。

三六九 道場町々益金借用証文

文政 四・十一 北作村治右衛門

市原正五郎 一通

五兩二分。

三七〇 道場町々益金借用証文

寛政 三・十二 北横田村佐右衛門

市原伝次右衛門、
他 一通

五兩、年貢上納金。

三七一 道場町々益金借用証文

寛政 九・八 北横田村丑右衛門

勝之丞 一通

五兩二分、嫁取祝儀金。

三七二 道場町々益金借用証文

文化十四・三 木野崎村武治右衛門

市原正五郎 一通

三兩、嫁取祝儀金。

三七三 道場町々益金借用証文

文政 四・十二 木野崎村重右衛門

市原正五郎 一通

二兩二分。

三七四 道場町々益金借用証文

文政 四・十二 木野崎村惣助

市原正五郎 一通

七兩二分、上納金。

三七五 道場町々益金借用証文

文政 五・二 木野崎村惣助

市原正五郎 一通

三五六 道場町々益金借用証文

寛政 九・五 深渡戸村吉左衛 市原常蔵 一通

三両二分、農具支度金。

三六三 道場町々益金より貸出長沼領深渡戸村御年貢上納金借用面付帳

文化 三・十一 深渡戸村幸次右 市原常蔵、他 一冊

衛門、他

七両、年貢上納金。

三八四 道場町々益金借用証文

文化 三・十一 深渡戸村久米右 市原常蔵、他 一通

衛門、他

七両、年貢金。

三八五 道場町々益金借用証文

文化 六・十一 深渡戸村深右衛 市原岩吉、他 一通

門

二両、後妻引取金。

三八六 道場町々益金借用証文

文化 六・十一 深渡戸村吉左衛 市原岩吉、他 一通

門

二両二分、掣取祝儀金。

三六六 道場町々益金借用証文

寛政 三・十二 矢沢村武平、他 市原勝之丞 一通

二両、年貢上納金。

三五七 道場町々益金借用証文

寛政 七・十二 矢沢村千吉 市原勝之丞 一通

一兩二分、年貢上納金。

三六一 道場町々益金借用証文

市原文書目録

寛政十二・十二 矢沢村斧右衛門 市原勝之丞 一通

一兩、要用金。

三六九 道場町々益金借用証文

享和 二・十二 矢沢村藤七 市原常蔵、他 一通

二兩、年貢上納金。

三七〇 道場町々益金借用証文

享和 二・十二 矢沢村助右衛門 市原常蔵、他 一通

一兩二分、年貢上納金。

三七一 道場町々益金借用証文

享和 三・十一 矢沢村甚五郎 市原常蔵 一通

二兩、年貢上納金。

三七八 道場町々益金借用証文

享和 三・十二 矢沢村寅吉 市原常蔵、他 一通

一兩、上納金。

三七八 道場町々益金借用証文

文化 八・七 大久保村常右衛 市原正五郎 一通

門

二兩、上納金。

三九三 道場町々益金借用証文

文化 八・十 大久保村惣右衛 市原正五郎 一通

門

五兩、要用金。

三九四 道場町々益金借用証文

文化 九・十二 大久保村惣右衛 市原正五郎 一通

門

五兩、上納金。

ヨ一五 道場町々益金借用証文

文化 九・十二

大久保村常右衛門

市原正五郎

一通

一兩一分、上納金。

ヨ一六 道場町々益金借用証文

文化 十・十

大久保村与次右衛門

市原正五郎

一通

二兩、上納金。

ヨ一七 道場町々益金借用証文

文化 十一・十二

大久保村利平

市原正五郎

一通

三兩、要用金。

ヨ一八 道場町々益金借用証文

文化 十二・八

大久保村惣右衛門

市原正五郎

一通

五兩、上納金。

ヨ一九 道場町々益金借用証文

文化 十二・十

大久保村与次右衛門

市原正五郎

一通

四兩、上納金。

ヨ二〇 道場町々益金借用証文

文化 十二・十

大久保村与次右衛門

市原正五郎

一通

二兩、上納金。

ヨ二〇〇 道場町々益金借用証文

文化 十三・十一

大久保村金五郎

市原正五郎

一通

二兩、上納金。

ヨ二〇一 道場町々益金借用証文

文化 十三・十二

大久保村常右衛門

市原正五郎

一通

一兩二分、上納金。

ヨ二〇二 道場町々益金借用証文

文化 七・十二

上松本村君嶋伝左衛門

市原喜三郎

一通

十五兩、上納皆済金。

ヨ二〇三 道場町々益金借用証文

文化 七・十二

上松本村君嶋伝左衛門、他

市原岩吉、他

一通

十五兩、上納皆済金。

ヨ二〇四 道場町々益金借用証文

寛政 十二・十二

成田村彦左衛門

市原常藏、他

一通

三兩、年貢皆済金。

ヨ二〇五 道場町々益金借用証文

寛政 十二・十二

成田村作次右衛門

市原常藏、他

一通

五兩、年貢皆済金。

ヨ二〇六 道場町々益金借用証文

享和 二・六

成田村弥五右衛門

市原常藏、他

一通

二兩、要用金。

ヨ二〇七 道場町々益金借用証文

享和 二・十二

成田村久右衛門、他

市原常藏、他

一通

四兩二朱・錢三貫七百文。

三二七 道場町々益金借用証文

天明 八・十二 笠石村猶右衛門

市原貞右衛門、他

一通

三二八 道場町々益金借用証文

寛政 七・十二 笠石村直右衛門
一兩、余内上納金。

市原勝之丞

一通

三二九 道場町々益金借用証文

文化十四・十一 笠石村清次郎
二兩、要用金。

市原喜三郎

一通

三三〇 道場町々益金借用証文

寛政 十・十二 松倉村源藏
四兩、質物奉公人召抱金。

市原常藏、他

一通

三三一 道場町々益金借用証文

寛政 元・十二 中畑新田村彦六、
他

市原貞右衛門、
他

一通

三三二 道場町々益金借用証文

享和 元・四 三城目村吉右衛門
金三分、馬買金。

市原常藏、他

一通

三三三 道場町々益金借用証文

文化 四・十二 三城目村伝八
三兩、嫁取祝儀金。

市原岩吉、他

一通

三三四 道場町々益金借用証文

文政 三・十二 三城目村民藏
一兩一分、作立金。 市原喜三郎 一通

三三五 道場町々益金借用証文

寛政 十・十二 矢吹宿庄左衛門
一兩、上納方要用金。

市原常藏、他

一通

三三六 道場町々益金借用証文

文政 二・十二 矢吹村庄助
十兩、商売要用金。

市原正五郎

一通

三三七 道場町々益金借用証文

文政 三・十一 矢吹宿三浦屋庄
十兩、商売要用金。

市原正五郎

一通

三三八 道場町々益金借用証文

文政 四・十一 矢吹宿三浦屋庄
十兩、商売入用金。

市原正五郎

一通

三三九 道場町々益金借用証文

文政 五・九 矢吹宿三浦屋庄
三兩、商売要用金。

市原喜三郎

一通

三四〇 道場町々益金借用証文

文政 三・五 小田川村源兵衛
五兩、商売要用金。

市原喜三郎

一通

三四一 道場町々益金借用証文

寛政 九・五 白河田町多右衛門
門

市原勝之丞

一通

十兩、商売要用金。

道場町々益金借用証文

文化 二・十 白河天神町大坂 市原常藏、他

屋吉右衛門

五十兩、商売要用金。

道場町々益金借用証文

文化 五・二 白河町釜屋藤兵衛 市原正五郎

衛

十五兩、要用金。

道場町々益金借用証文

亥・三 白河町井筒屋三郎衛門 市原貞右衛門

郎衛門

十兩。

道場町々益金借用証文

文化 二・閏八 棚倉町亀屋藤助 市原常藏、他

三十兩、商売要用金。

道場町々益金借用証文

文化 七・六 棚倉町一条藤助 市原岩吉、他

三十兩、商売要用金。

道場町々益金借用証文

天明 五・十二 北須釜村貞八、他 市原貞右衛門、一通

三兩二分、年貢上納金。

道場町々益金借用証文

天明 五・十二 北須釜村喜惣八、他 市原貞右衛門、一通

天明 五・十二

金二分、年貢上納金。

道場町々益金借用証文

天明 六・霜 北須釜村茂八

市原貞右衛門、一通

一兩二分、年貢上納金。

道場町々益金借用証文

天明 六・十二 北須釜村卯右衛門

市原貞右衛門、一通

二兩一分、年貢上納金。

道場町々益金借用証文

天明 六・十二 北須釜村仲右衛門

市原貞右衛門、一通

金二分、年貢上納金。

道場町々益金借用証文

天明 六・十二 北須釜村小左衛門

市原貞右衛門、一通

一兩二分、年貢上納金。

道場町々益金借用証文

天明 六・十二 北須釜村五右衛門

市原貞右衛門、一通

金二分、年貢上納金。

道場町々益金借用証文

天明 七・十二 北須釜村貞八

市原貞右衛門、一通

三兩、年貢上納金。

道場町々益金借用証文

天明 七・十二 北須釜村源右衛門

市原貞右衛門、一通

三兩、年貢金。

三六一 道場町々益金借用証文

天明 八・三

北須釜村貞八、

市原貞右衛門、

一通

他
三兩三分、余内上納金。

三六二 道場町々益金借用証文

天明 八・十二

北須釜村茂惣次

市原貞右衛門、

一通

他

一兩、年貢上納金。

三六三 道場町々益金借用証文

天明 八・十二

北須釜村貞八

市原貞右衛門、

一通

他
三兩二分、年貢上納金。

三六四 道場町々益金借用証文

寛政 二・十二

北須釜村茂八

市原貞右衛門

一通

四兩、上納金。

三六五 道場町々益金借用証文

寛政十二・十二

北須釜村善兵衛

市原常藏、他

一通

三兩、参宮金。

三五〇 道場町々益金借用証文

享和 三・十二

北須釜村勘十郎、

市原常藏、他

二通

他

二十兩、上納金。

三五二 道場町々益金借用証文

文化十二・十二

北須釜村磯右衛

市原正五郎、他

一通

一兩、上納金。

市原文書目録

三六六 道場町々益金借用証文

文化十三・十二

須釜村寛右衛門

市原喜三郎

一通

三兩二分、嫁取祝儀金。

三五五 道場町々益金借用証文

天明 八・四

吉村半之丞

市原貞右衛門、

一通

一兩二分、上納金。

三六七 道場町々益金借用証文

文化 四・四

永田村源藏

藤井惣右衛門、

一通

三十兩、酒造米仕入金。

三六八 道場町々益金借用証文

文化 四・十二

永田村源藏

藤井惣右衛門、

一通

三十兩、酒造米仕入金。

三六九 道場町々益金借用証文

文化 八・十一

永田村源藏

市原岩吉、他

一通

三十兩、酒造米仕入金。

三七〇 道場町々益金借用証文

文化 九・七

永田村源藏

市原正五郎

一通

十兩、年越金。

三七二 道場町々益金借用証文

文化 九・十二

永田村源藏

市原岩吉、他

一通

二十五兩、酒造米仕入金。

三七三 道場町々益金借用証文

寛政 三・十二

竜崎村幸右衛門

市原七左衛門、

一通

十五兩、年貢金。

二三 借入金人別小前帳

寛政 三・十二

竜崎村幸右衛門、
他

市原七左衛門、
他

一冊

十五兩。

二三 道場町々益金借用証文

享和 三・十二

四兩三分二朱、上納金。

竜崎村常八

市原常藏、他

一通

二五 道場町々益金借用証文

文化 五・十二

野田新田吉右衛門

市原喜三郎、他

一通

三九 道場町々益金借用証文

文化十四・十二

十兩、上納金。

鍋山村善吉

市原正五郎

一通

三三 道場町々益金借用証文

文化 七・四

本宮宿武田宗三郎

市原岩吉、他

一通

四十兩、普請金。

三六 道場町々益金借用証文

寛政 四・十二

郡山河内屋作兵衛、他

市原勝之丞

一通

二十兩、商売要用金。

三九 道場町々益金借用証文

文化 五・十

十兩、商売要用金。

郡山影山定吉

市原岩吉、他

一通

三六 道場町々益金借用証文

文化 六・十

十兩、売買要用金。

影山定吉

市原岩吉、他

一通

三七 道場町々益金借用証文

文化十五・五

郡山下町井栴屋清兵衛、他

市原喜三郎取次

一通

三十兩、夏商売紅花仕入金。

三八 道場町々益金借用証文

文政 二・二

郡山下町酒屋清兵衛

市原喜三郎

一通

五十兩、商売酒造米仕入金。

三九 道場町々益金借用証文

文化十三・七

海老根村兵右衛門

市原正五郎

一通

二兩、上納金。

四〇 道場町々益金借用証文

文化十三・十一

海老根村兵右衛門

市原正五郎

一通

二兩、上納金。

四一 道場町々益金借用証文

文化 元・十

赤沼村三右衛門

市原常藏、他

一通

二兩、孫參宮金。

四二 道場町々益金借用証文

文化 二・十二

赤沼村三右衛門

市原常藏

一通

四三 道場町々益金借用証文

文化 二・十二

文化十一・八 赤沼村善七、他 市原岩吉、他 一通
十三兩二分二朱、上納金。

目三〇 道場町々益金借用証文
文化十三・三 中津川村善助 市原正五郎 一通
一兩、上納金。

目三一 道場町々益金借用証文
享和 二・十一 小川村民右衛門 市原常藏 一通
十五兩、綿仕入金。

目三二 道場町々益金借用証文
文化 五・十 小川村太平治 市原喜三郎、他 一通
一兩二分、上納金。

目三三 道場町々益金借用証文
文化 五・十 小川村武平 市原喜三郎、他 一通
一兩二分、上納金。

目三四 道場町々益金借用証文
文化 六・四 小川村武平 市原喜三郎、他 一通
一兩二分、上納金。

目三五 道場町々益金借用証文
文化 六・十 小川村吉田太平 市原喜三郎、他 一通
一兩二分、上納金。

目三六 道場町々益金借用証文
文化 六・十 小川村武平 市原喜三郎、他 一通
一兩二分、上納金。

目三七 道場町々益金借用証文
文化 八・八 小川村吉田太平 市原喜三郎、他 一通

市原文書目録

次

目三六 道場町々益金借用証文
文化 八・八 小川村武平 市原喜三郎、他 一通
一兩二分、上納金。

目三七 道場町々益金借用証文
文化十一・十二 牛繼村宝鏡院 市原正五郎 一通
三兩、上納金。

目三八 道場町々益金借用証文
文化十二・十二 牛繼村宝鏡院 市原正五郎 一通
二兩一分、上納金。

目三九 道場町々益金借用証文
文化十三・十一 牛繼村宝鏡院 市原正五郎 一通
三兩二分、上納金。

目四〇 道場町々益金借用証文
文政 元・十一 牛繼村宝鏡院 市原正五郎 一通
三兩、上納金。

目三一 道場町々益金借用証文
文政 二・十一 牛繼村宝鏡院 市原正五郎 一通
三兩、上納金。

目三二 道場町々益金借用証文
寛政十一・九 徳定村七右衛門 市原常藏、他 一通
五兩、商売要用金。

目三三 道場町々益金借用証文
文化 三・十二 手代木村善弥衛門 市原喜三郎、他 一通

三兩、上納金。

ヨ三三 道場町々益金借用証文

文化 四・七

手代木村三右衛門

市原喜三郎、他

一通

二兩、上納金。

ヨ三三 道場町々益金借用証文

文化 四・十二

手代木村長右衛門

市原喜三郎、他

一通

一兩、上納金。

ヨ三五 道場町々益金借用証文

文化 四・十二

手代木村勇作郎

市原喜三郎、他

一通

一兩、上納金。

ヨ三六 道場町々益金借用証文

文化 四・十二

手代木村長右衛門、他

市原喜三郎、他

二通

七兩、上納金。

ヨ三七 道場町々益金借用証文

文化 五・閏六

手代木村治左衛門

市原喜三郎、他

一通

一兩二分、上納金。

ヨ三六 道場町々益金借用証文

文化 五・閏六

手代木村幸之丞

市原喜三郎、他

一通

一兩、上納金。

ヨ三元 道場町々益金借用証文

文化 五・閏六

手代木村喜右衛門

市原喜三郎、他

一通

一兩、上納金。

ヨ三三 道場町々益金借用証文

文化 五・十一

手代木村十右衛門

市原喜三郎、他

一通

一兩、上納金。

ヨ三三 道場町々益金借用証文

文化 五・十二

手代木村祐次郎

市原喜三郎、他

一通

一兩、上納金。

ヨ三三 道場町々益金借用証文

文化 五・十二

手代木村長右衛門

市原喜三郎、他

一通

一兩、上納金。

ヨ三三 道場町々益金借用証文

文化 六・六

手代木村重右衛門

市原喜三郎、他

一通

一兩、上納金。

ヨ三三 道場町々益金借用証文

文化 六・七

手代木村幸之丞

市原喜三郎、他

一通

一兩、上納金。

ヨ三三 道場町々益金借用証文

文化 六・七

手代木村長右衛門

市原喜三郎、他

一通

一兩、上納金。

ヨ三三 道場町々益金借用証文

文化 六・十二

手代木村長右衛門

市原喜三郎、他

一通

一兩、上納金。

ヨ三三 道場町々益金借用証文

文化 六・十二
手代木村重右衛門
市原喜三郎、他
一通

三三六 道場町々益金借用証文
文化 七・七
手代木村重右衛門
市原喜三郎、他
一通

三三七 道場町々益金借用証文
文化 七・七
手代木村長右衛門
市原喜三郎、他
一通

一兩、上納金。
文化 七・十一
手代木村弥惣八
市原岩吉、他
一通

三三八 道場町々益金借用証文
文化 七・十二
手代木村三右衛門
市原喜三郎、他
一通

七兩、上納金。
文化 七・十二
手代木村幸之丞
市原喜三郎、他
一通

三三九 道場町々益金借用証文
文化 九・十二
手代木村重次右衛門
市原喜三郎、他
一通

一兩、上納金。
文化 十・三
下枝村道右衛門、他
市原正五郎
一通

三四〇 道場町々益金借用証文
文化 十・五
下枝村榮八
市原正五郎
一通

文化 十一・七
手代木村治左衛門
市原喜三郎、他
一通

三四一 道場町々益金借用証文
文化 十二・七
手代木村治左衛門
市原喜三郎、他
一通

三四二 道場町々益金借用証文
文化 十一・六
上大越村佐久間八郎右衛門
市原岩吉、他
一通

四十二兩、要用金。
文化 九・七
下枝村榮八
市原正五郎
一通

三四三 道場町々益金借用証文
文化 九・八
下枝村榮八
市原正五郎
一通

三兩、上納金。
文化 九・十二
下枝村道右衛門
市原正五郎
一通

三四四 道場町々益金借用証文
文化 十・三
下枝村道右衛門、他
市原正五郎
一通

二兩、上納金。
文化 十・五
下枝村榮八
市原正五郎
一通

三四五 道場町々益金借用証文
文化 十一・五
下枝村榮八
市原正五郎
一通

三六五 道場町々益金借用証文

文化 十・七
一兩、上納金。

下枝村榮八

市原正五郎

一
通

三六六 道場町々益金借用証文

文化 十・十
一兩二分、上納金。

下枝村榮八

市原正五郎

一
通

三六七 道場町々益金借用証文

文化 十・十一
二兩二分、上納金。

下枝村榮八

市原正五郎

一
通

三六八 道場町々益金借用証文

文化 十・閏十一
二兩一分、上納金。

下枝村鴨左衛門

市原正五郎

一
通

三六九 道場町々益金借用証文

文化 十・十二
五兩、上納金。

下枝村道右衛門、
他

市原正五郎

一
通

三七〇 道場町々益金借用証文

文化 十・十二
二兩、上納金。

下枝村榮八

市原正五郎

一
通

三七二 道場町々益金借用証文

文化 十・十二
金三分、上納金。

下枝村紋左衛門

市原正五郎

一
通

三七三 道場町々益金借用証文

文化 十一・七
金三分、上納金。

下枝村三作右衛
門

市原正五郎

一
通

三七三 道場町々益金借用証文

文化 十一・八
二兩、上納金。

下枝村道右衛門

市原正五郎

一
通

三七四 道場町々益金借用証文

文化 十一・十一
一兩、上納金。

下枝村猪八

市原正五郎

一
通

三七五 道場町々益金借用証文

文化 十一・十二
二兩、上納金。

下枝村熊吉

市原正五郎

一
通

三七六 道場町々益金借用証文

文化 十二・六
二兩、上納金。

下枝村鈴木十七
八

市原正五郎

一
通

三七七 道場町々益金借用証文

文化 十二・八
二兩、上納金。

下枝村龜治郎

市原正五郎

一
通

三七八 道場町々益金借用証文

文化 十二・十
二兩、上納金。

下枝村喜代吾

市原正五郎

一
通

三七九 道場町々益金借用証文

文化 十二・十二
五兩、上納金。

下枝村道右衛門

市原正五郎

一
通

三八〇 道場町々益金借用証文

文化 十二・十二
一兩二分、上納金。

下枝村為之丞

市原正五郎

一
通

三八一 道場町々益金借用証文

文化十二・十二
二兩、上納金。
下枝村道右衛門
市原正五郎

一通

道場町々益金借用証文
文化十二・十二
四兩、上納金。

下枝村鴨左衛門

市原正五郎

一通

道場町々益金借用証文
文化十三・三

下枝村治郎右衛門

市原正五郎

一通

二兩、上納金。

道場町々益金借用証文
文化十三・六

下枝村次郎衛門

市原正五郎

一通

四兩、上納金。

道場町々益金借用証文
文化十三・七
金三分、上納金。

下枝村磯左衛門

市原正五郎

一通

道場町々益金借用証文
文化十三・七
三兩二分、上納金。

下枝村喜代五

市原正五郎

一通

道場町々益金借用証文
文化十三・七
四兩、上納金。

下枝村鴨左衛門

市原正五郎

一通

道場町々益金借用証文
文化十三・八
一兩二朱、上納金。

下枝村喜代五

忠之助

一通

道場町々益金借用証文
文化十三・十

下枝村善兵衛

市原正五郎

一通

道場町々益金借用証文
文化十三・十一
一兩二分、上納金。

下枝村谷左衛門

市原正五郎

一通

一兩、上納金。

道場町々益金借用証文
文化十三・十一
金三分、上納金。

下枝村甚五衛門

市原正五郎

一通

道場町々益金借用証文
文化十三・十一
一兩二分、上納金。

下枝村谷次兵衛

市原正五郎

一通

道場町々益金借用証文
文化十三・十一
四兩、上納金。

下枝村良藏

市原正五郎

一通

道場町々益金借用証文
文化十三・十一
三兩、上納金。

下枝村道右衛門

市原正五郎

一通

道場町々益金借用証文
文化十三・十一
五兩、上納金。

下枝村道右衛門

市原正五郎

一通

道場町々益金借用証文
文化十三・十一
四兩、上納金。

下枝村鴨左衛門

市原正五郎

一通

道場町々益金借用証文
文化十三・十二
一兩、上納金。

下枝村谷左衛門

市原正五郎

一通

- ㊦四八 道場町々益金借用証文
 文化十三・十二
 一兩二分、上納金。
 下枝村藤右衛門
 市原正五郎
 一通
- ㊦四九 道場町々益金借用証文
 文化十三・十二
 一兩、上納金。
 下枝村倉右衛門
 市原正五郎
 一通
- ㊦五〇 道場町々益金借用証文
 文化十三・十二
 四兩、上納金。
 下枝村次郎右衛門
 市原正五郎
 一通
- ㊦五三 道場町々益金借用証文
 文化十三・十二
 二兩二分、上納金。
 下枝村祐八
 市原正五郎
 一通
- ㊦五三 道場町々益金借用証文
 文化十三・十二
 一兩二分、上納金。
 下枝村半七
 市原正五郎
 一通
- ㊦四三 道場町々益金借用証文
 文化十三・十二
 金三分、上納金。
 下枝村代助
 市原正五郎
 一通
- ㊦四四 道場町々益金借用証文
 文化十三・十二
 四兩、上納金。
 下枝村喜代五
 市原正五郎
 一通
- ㊦四五 道場町々益金借用証文
 文化十四・四
 金三分、上納金。
 下枝村倉右衛門
 市原正五郎
 一通
- ㊦四六 道場町々益金借用証文

- ㊦四七 道場町々益金借用証文
 文化十四・四
 二兩一分、上納金。
 下枝村喜代吾
 市原正五郎
 一通
- ㊦四七 道場町々益金借用証文
 文化十四・四
 一兩二朱、上納金。
 下枝村喜代吾
 市原正五郎
 一通
- ㊦四六 道場町々益金借用証文
 文化十四・五
 三兩、上納金。
 下枝村道右衛門、
 他
 市原正五郎
 一通
- ㊦四元 道場町々益金借用証文
 文化十四・七
 三兩、上納金。
 下枝村新左衛門
 市原正五郎
 一通
- ㊦四三 道場町々益金借用証文
 文化十四・七
 四兩、上納金。
 下枝村鴨左衛門
 市原正五郎
 一通
- ㊦四三 道場町々益金借用証文
 文化十四・十
 二兩、上納金。
 下枝村道右衛門
 市原正五郎
 一通
- ㊦四三 道場町々益金借用証文
 文化十四・十二
 一兩一分、上納金。
 下枝村三次右衛門
 市原正五郎
 一通
- ㊦四三 道場町々益金借用証文
 文化十四・十二
 三兩、上納金。
 下枝村代助
 市原正五郎
 一通
- ㊦四三 道場町々益金借用証文

文化十四・十二
三分、上納金。
下枝村清左衛門
市原正五郎
一通

三四三 道場町々益金借用証文
文化十四・十二
一兩一分、上納金。
下枝村代藏
市原正五郎
一通

三四二 道場町々益金借用証文
文化十四・十二
一兩二分、上納金。
下枝村五郎左衛門
市原正五郎
一通

三四一 道場町々益金借用証文
文化十四・十二
金二分二朱、上納金。
下枝村文之助
市原正五郎
一通

三四〇 道場町々益金借用証文
文化十四・十二
金三分、上納金。
下枝村祐八
市原正五郎
一通

三三九 道場町々益金借用証文
文政 元・五
三兩、上納金。
下枝村新左衛門
市原正五郎
一通

三三八 道場町々益金借用証文
文政 元・六
三兩、上納金。
下枝村道右衛門
市原正五郎
一通

三三七 道場町々益金借用証文
文政 元・六
二兩二朱、上納金。
下枝村文之助、
市原正五郎
一通

三四三 道場町々益金借用証文

市原文書目録

文政 元・七
三兩、上納金。
下枝村文吉、他
市原正五郎
一通

三四二 道場町々益金借用証文
文政 元・七
四兩、上納金。
下枝村良藏、他
市原正五郎
一通

三四一 道場町々益金借用証文
文政 元・十
五兩二分、上納金。
下枝村喜代五、
他
市原正五郎
一通

三四〇 道場町々益金借用証文
文政 元・十一
二兩二分、上納金。
下枝村次郎右衛門、
他
市原正五郎
一通

三三九 道場町々益金借用証文
文政 元・十一
一兩二分、上納金。
下枝村谷次兵衛
市原正五郎
一通

三三八 道場町々益金借用証文
文政 元・十二
一兩二分、上納金。
下枝村五郎左衛門
市原正五郎
一通

三三七 道場町々益金借用証文
文政 元・十二
五兩、上納金。
下枝村勇七、他
市原正五郎
一通

三四六 道場町々益金借用証文
文政 元・十二
一兩三分二朱、上納金。
下枝村勇八
市原正五郎
一通

四四九 道場町々益金借用証文

文政 二・十一 下枝村良藏、他 市原正五郎 一通
三兩、上納金。

四四〇 道場町々益金借用証文

文政 二・十一 下枝村栄八 市原正五郎 一通
四兩、上納金。

四五七 道場町々益金借用証文

文政 二・十二 下枝村代藏 市原正五郎 一通
三兩、上納金。

四五三 道場町々益金借用証文

文政 二・十二 下枝村四郎作 市原正五郎 一通
二兩、上納金。

四五二 道場町々益金借用証文

文政 二・十二 下枝村用左衛門 市原正五郎 一通
一兩、上納金。

四五〇 道場町々益金借用証文

文政 二・十二 下枝村喜代吾 市原正五郎 一通
二兩、上納金。

四四八 道場町々益金借用証文

文政 二・十二 下枝村五郎左衛門 市原正五郎 一通
一兩一分、上納金。

四四七 道場町々益金借用証文

文政 二・十二 下枝村新左衛門 市原正五郎 一通
五兩、上納金。

四四六 道場町々益金借用証文

道場町々益金借用証文

文政 二・十二 下枝村良藏 市原正五郎 一通
二兩、上納金。

四四九 道場町々益金借用証文

文政 二・十二 下枝村善藏 市原正五郎 一通
三兩一分二朱、上納金。

四四八 道場町々益金借用証文

文政 三・八 下枝村三次右衛門 市原正五郎 一通
五兩、上納金。

四四七 道場町々益金借用証文

文政 三・十二 下枝村新左衛門 市原正五郎 一通
五兩、上納金。

四四六 道場町々益金借用証文

文政 三・十二 下枝村代藏 市原正五郎 一通
三兩二分二朱、上納金。

四四一 道場町々益金借用証文

文政 三・十二 下枝村兵二郎 市原正五郎 一通
二兩、上納金。

四四〇 道場町々益金借用証文

文政 三・十二 下枝村三次右衛門 市原正五郎 一通
三兩、上納金。

四三三 道場町々益金借用証文

文政 三・十二 下枝村小川六良 市原正五郎 一通
十五兩、同村困窮百姓扱金。

四三二 道場町々益金借用証文

道場町々益金借用証文

文政 四・四
金三分、上納金。
下枝村善藏
市原正五郎

〇四三 道場町々益金借用証文
文政 四・十一
下枝村三次右衛門
市原正五郎

一兩、上納金。

〇四四 道場町々益金借用証文
文政 五・三
下枝村良藏
市原正五郎

五兩、上納金。

〇四五 道場町々益金借用証文
文政 五・五
下枝村榮八
市原正五郎

五兩、上納金。

〇四六 道場町々益金借用証文
文政 六・九
下枝村忠左衛門
市原正五郎

二兩、上納金。

〇四七 道場町々益金借用証文
文政 七・九
下枝村龜右衛門
市原正五郎

三兩。

〇四八 道場町々益金借用証文
文政 七・九
下枝村善藏
市原正五郎

三兩。

〇四九 道場町々益金借用証文
文政 七・九
下枝村柳助
市原正五郎

五兩二分。

〇五〇 道場町々益金借用証文
文政 七・十一
下枝村吉兵衛
市原正五郎

二兩、上納金。

〇四三 道場町々益金借用証文
文政 七・十二
下枝村新左衛門
市原正五郎

二兩、上納金。

〇四四 道場町々益金借用証文
文政 七・十二
下枝村寅吉
市原正五郎

一兩二分、上納金。

〇四五 道場町々益金借用証文
文政 七・十二
下枝村嘉市右衛門
市原正五郎

一兩二分、上納金。

〇四六 道場町々益金借用証文
文政 九・九
下枝村為三郎
市原正五郎

金二分二朱、上納金。

〇四七 道場町々益金借用証文
文政 十一・十二
下枝村義左衛門
市原正五郎

金二分、上納金。

〇四八 道場町々益金借用証文
文化 十四・十二
谷田川村徳右衛門
市原正五郎

一兩、上納金。

〇四九 道場町々益金借用証文
文政 元・十二
谷田川村徳右衛門
市原正五郎

一兩二分、上納金。

〇五〇 道場町々益金借用証文
文政 七・十一
下枝村吉兵衛
市原正五郎

文政 六・三 谷田川村力丸市 市原貞右衛門 一通
郎兵衛

二十兩、商売金。

三三 道場町々益金借用証文

谷田川村富十 市原正五郎 一通

二兩、上納金。

三三 道場町々益金借用証文

文政 五・九 阿久津村武田周 市原喜三郎 一通
助

十兩、要用金。

三六 道場町々益金借用証文

文化 八・十一 上道渡村権右衛 市原正五郎 一通
門

一兩二分、上納金。

三六 道場町々益金借用証文

文化 十・十二 上道渡村梅右衛 市原正五郎 一通
門

一兩二分、上納金。

三七 道場町々益金借用証文

文化 十・十一 上道渡梅右衛門 市原正五郎 一通

一兩二分、上納金。

三七 道場町々益金借用証文

文化 十・十二 上道渡村梅右衛 市原正五郎 一通
門

一兩二分、上納金。

三七 道場町々益金借用証文

文化十一・十二 上道渡梅右衛門 市原正五郎 一通
三兩、上納金。

三三 道場町々益金借用証文

文化十二・十二 上道渡村惣右衛 市原正五郎 一通
門

一兩、上納金。

三三 道場町々益金借用証文

文化十二・十二 上道渡村喜左衛 市原正五郎 一通
門

一兩一分二朱、上納金。

三五 道場町々益金借用証文

文化十二・十二 上道渡村半右衛 市原正五郎 一通
門

一兩二分、上納金。

三七 道場町々益金借用証文

文化十三・七 上道渡村原九郎、 市原正五郎 一通
他

金三分、上納金。

三七 道場町々益金借用証文

文化十三・八 上道渡村惣藏 市原正五郎 一通

金三分、上納金。

三六 道場町々益金借用証文

文化十三・十一 上道渡村源八 市原正五郎 一通

金三分、上納金。

三七 道場町々益金借用証文

文化十三・十二 上道渡村喜左衛 市原正五郎 一通
門

金二分、上納金。

目六 道場町々益金借用証文

文化十三・十二

金三分、上納金。

上道渡村惣藏

市原正五郎

一通

目八 道場町々益金借用証文

文化十三・十二

金一分二朱、上納金。

上道渡村義兵衛

市原正五郎

一通

目八 道場町々益金借用証文

文化十三・十二

金二分二朱、上納金。

上道渡村由右衛門

市原正五郎

一通

目八 道場町々益金借用証文

文化十三・十二

一兩、上納金。

上道渡村丈介

市原正五郎

一通

目八 道場町々益金借用証文

文化十三・十二

金三分、上納金。

上道渡村喜三郎

市原正五郎

一通

目八 道場町々益金借用証文

文化十三・十二

金三分、上納金。

上道渡村与五右衛門

市原正五郎

一通

目八 道場町々益金借用証文

文化十三・十二

金三分、上納金。

上道渡村八百次

市原正五郎

一通

目三三 道場町々益金借用証文

文化十四・十

上道渡村儀兵衛

市原正五郎

一通

一兩二朱、上納金。

目五四 道場町々益金借用証文

文化十四・十二

三兩、上納金。

上道渡村与五右衛門

市原正五郎

一通

目七 道場町々益金借用証文

文化十四・十二

金三分、上納金。

上道渡村八百次

市原正五郎

一通

目八 道場町々益金借用証文

文化十四・十二

金三分、上納金。

上道渡村源八

市原正五郎

一通

目八 道場町々益金借用証文

文化十四・十二

一兩、上納金。

上道渡村丈助

市原正五郎

一通

目六 道場町々益金借用証文

文化十四・十二

一兩二朱、上納金。

上道渡村喜右衛門

市原正五郎

一通

目六 道場町々益金借用証文

文化十四・十二

金三分、上納金。

上道渡村惣藏

市原正五郎

一通

目三 道場町々益金借用証文

文化十四・十二

金三分、上納金。

上道渡村喜三郎

市原正五郎

一通

目三三 道場町々益金借用証文

文化十四・十二

上道渡村彦之丞

市原正五郎

一通

金二分二朱、上納金。

三九 道場町々益金借用証文

文化十四・十二

上道渡村与四右衛門

市原正五郎

一通

二兩二朱、上納金。

四〇 道場町々益金借用証文

文化十四・十二

上道渡村源九郎

市原正五郎

一通

一兩三分、上納金。

四一 道場町々益金借用証文

文政 三・十二

上道渡村儀左衛門

市原正五郎

一通

二兩二分、上納金。

四二 道場町々益金借用証文

文政 四・十二

上道渡村佐治右衛門

市原正五郎

一通

一兩二分、上納金。

四三 道場町々益金借用証文

文政 七・九

上道渡村喜右衛門、他

市原正五郎

一通

四兩。

四四 道場町々益金借用証文

文政 七・十

上道渡村常重

市原正五郎

一通

金二分、上納金。

四五 道場町々益金借用証文

文政 七・十

上道渡村八百次

市原正五郎

一通

二兩、上納金。

一〇〇 道場町々益金借用証文

文政 七・十二

上道渡村彦之丞

市原正五郎

一通

金二分、上納金。

一〇一 道場町々益金借用証文

文政 七・十二

上道渡村半右衛門

市原正五郎

一通

一兩一分、上納金。

一〇二 道場町々益金借用証文

文化十二・十二

下道渡村猶藏、他

市原正五郎

一通

三兩、上納金。

一〇三 道場町々益金借用証文

文化十三・七

下道渡村直藏、他

市原正五郎

一通

二兩、上納金。

一〇四 道場町々益金借用証文

文政 五・六

下道渡村忠左衛門

市原正五郎

一通

一兩、上納金。

一〇五 道場町々益金借用証文

文政 七・十二

道渡村吉左衛門

市原正五郎

一通

金二分、上納金。

一〇六 道場町々益金借用証文

文政 七・十二

道渡村吉左衛門

市原正五郎

一通

金三分、上納金。

一〇七 道場町々益金借用証文

享和 三・十二 守山町伴左衛門 市原常藏、他 三通
二兩、年貢上納金。

三二五 道場町々益金借用証文 守山町菊三郎 市原常藏、他 一通
文化 元・七
五兩、商売要用金。

三二六 道場町々益金借用証文 守山町兵助 市原喜三郎、他 一通
文化 三・七
二兩、上納金。

三二七 道場町々益金借用証文 守山町善右衛門 市原喜三郎、他 一通
文化 五・十二
二兩、上納金。

三二九 道場町々益金借用証文 守山町半左衛門 市原常藏、他 二通
文化 六・正
二兩二分、商売要用金。

三三〇 道場町々益金借用証文 守山町幾右衛門 市原喜三郎 一通
文政 元・十二
三兩、上納金。

三三六 道場町々益金借用証文 御代田村伊右衛門 市原常藏、他 一通
文化 三・正
五兩、商売要用金。

三八三 道場町々益金借用証文 柳橋村茂作右衛門 市原常藏、他 一通
享和 二・十
門

一兩二分、後妻呼金。

三三三 道場町々益金借用証文 栃本村午右衛門 市原常藏、他 一通
享和 二・十一

二兩、上納金。

三三三 道場町々益金借用証文 栃本村午右衛門 市原常藏、他 一通
享和 二・十一
二兩、上納金。

三三二 道場町々益金借用証文 栃本村定兵衛 市原岩吉、他 一通
文化 五・十二
一兩二分、上納金。

三三〇 道場町々益金借用証文 栃本村幸吉 市原岩吉、他 一通
文化 五・十二
一兩、上納金。

三二八 道場町々益金借用証文 栃本村真吉 市原岩吉、他 一通
文化 七・十一
一兩一分、上納金。

三二七 道場町々益金借用証文 栃本村伊右衛門 市原岩吉、他 一通
文化 七・十二
二兩一分、上納金。

三三三 道場町々益金借用証文 栃本村佐久間庄 市原喜三郎 一通
文化 十二・十二
次右衛門

三三八 道場町々益金借用証文 栃本村定吉 市原岩吉、他 一通
文化 十二・十二
三兩、上納金。

三三九 道場町々益金借用証文 栃本村定吉 市原岩吉、他 一通
文化 十二・十二
三兩二分、上納金。

三〇五 道場町々益金借用証文

文化十三・四

栃本村佐久間庄
左衛門

市原喜三郎

一通

五兩、要用金。

三〇六 道場町々益金借用証文

文化十四・十二

栃本村佐久間清
左衛門

市原喜三郎

一通

二兩二分、要用金。

三〇七 道場町々益金借用証文

文化十四・十二

栃本村仁右衛門、
他

市原喜三郎

一通

十四兩、上納金。

三〇八 道場町々益金借用証文

文政二・十一

栃本村定吉

市原喜三郎

一通

一兩一分、嫁取祝儀金。

三〇九 道場町々益金借用証文

文政二・四

栃本村武井左衛門、
他

市原貞右衛門、
他

一通

三十二兩、上納金。

三一一 道場町々益金借用証文

文化六・七

川曲村平右衛門

市原喜三郎

一通

四兩、煙草買金。

三一二 道場町々益金借用証文

文化十・七

川曲村平右衛門

市原喜三郎、他

一通

四兩、煙草仕入金。

三一三 道場町々益金借用証文

文化十三・四

川曲村栄吉

市原正五郎

一通

文化十一・十一
四兩、煙草仕入金。

川曲村平右衛門

市原喜三郎

一通

三二七 道場町々益金借用証文

文化十二・十一

川曲村六三郎

市原正五郎

一通

三二八 道場町々益金借用証文

文化十二・十二

川曲村栄吉

市原正五郎

一通

三二九 道場町々益金借用証文

文化十二・十二

川曲村伝左衛門

市原正五郎

一通

三三〇 道場町々益金借用証文

文化十二・十二

川曲村伊右衛門

市原正五郎

一通

三三一 道場町々益金借用証文

文化十二・十二

川曲村寅三郎

市原正五郎

一通

三三二 道場町々益金借用証文

文化十三・三

川曲村六三郎

市原正五郎

一通

三三三 道場町々益金借用証文

文化十三・四

川曲村伝左衛門

市原正五郎

一通

一兩、上納金。

三三四 道場町々益金借用証文

文化十三・四

川曲村栄吉

市原正五郎

一通

三兩二朱、上納金。

目三三三 道場町々益金借用証文

文化十三・六 川曲村吉右衛門

市原正五郎

一通

二兩一分、上納金。

目三三六 道場町々益金借用証文

文化十三・七 川曲村寅三郎、

市原正五郎

一通

二兩、上納金。

他

目三三七 道場町々益金借用証文

文化十三・十一 川曲村次兵衛

市原正五郎

一通

一兩一分、上納金。

目三三八 道場町々益金借用証文

文化十三・十一 川曲村吉右衛門

市原正五郎

一通

二兩一分、上納金。

目三三九 道場町々益金借用証文

文化十三・十一 川曲村伝左衛門

市原正五郎

一通

一兩、上納金。

目三三〇 道場町々益金借用証文

文化十三・十一 川曲村寅三郎

市原正五郎

一通

二兩、上納金。

目三三一 道場町々益金借用証文

文化十三・十二 川曲村治郎左衛門、

市原正五郎

一通

門、他

一兩二分二朱、上納金。

目三三三 道場町々益金借用証文

文化十三・十二 川曲村伝左衛門

市原正五郎

一通

一兩三分二朱・五百九十二文、上納金。

目三三三 道場町々益金借用証文

文化十三・十二 川曲村伝左衛門

市原正五郎

一通

九兩三分・錢七百五十七文、上納金。

目三三四 道場町々益金借用証文

文化十三・十二 川曲村卯右衛門

市原正五郎

一通

二兩、上納金。

目三三五 道場町々益金借用証文

文化十三・十二 川曲村源藏

市原正五郎

一通

一兩二朱・錢八百二十二文、上納金。

目三三六 道場町々益金借用証文

文化十三・十二 川曲村伊左衛門

市原正五郎

一通

一兩一分二朱・錢六百九十四文、上納金。

目三三七 道場町々益金借用証文

文化十四・正 川曲村倉之丞

市原正五郎

一通

一兩二朱、上納金。

目三三八 道場町々益金借用証文

文化十四・十二 川曲村左兵衛

市原正五郎

一通

一兩、上納金。

目三三九 道場町々益金借用証文

文政 元・六 川曲村寅三郎

市原正五郎

一通

金三分、上納金。

目三三〇 道場町々益金借用証文

文政 元・十一 川曲村彦四郎

市原正五郎

一通

金二分、上納金。

目三三一 道場町々益金借用証文

文政 元・十一 川曲村吉右衛門

市原正五郎

一通

二兩二分、上納金。

ヨ b 三三二 道場町々益金借用証文

文政 元・十二
三兩三分、上納金。

川曲村榮吉

市原正五郎

一通

ヨ b 三三三 道場町々益金借用証文

文政 元・十二
一兩三分、上納金。

川曲村富吉

市原正五郎

一通

ヨ b 三三四 道場町々益金借用証文

文政 元・十二
三兩一分、上納金。

川曲村忠三郎

市原正五郎

一通

ヨ b 三三五 道場町々益金借用証文

文政 元・十二
金三分、上納金。

川曲村沢右衛門

市原正五郎

一通

ヨ b 三三六 道場町々益金借用証文

文政 元・十二
十五兩、上納金。

川曲村伝左衛門

市原正五郎

一通

ヨ b 三三七 道場町々益金借用証文

文政 元・十二
四兩、上納金。

川曲村伝左衛門

市原正五郎

一通

ヨ b 三三六 道場町々益金借用証文

文政 元・十二
一兩二分二朱、上納金。

川曲村寛右衛門

市原正五郎

一通

ヨ b 三三九 道場町々益金借用証文

文政 元・十二
一兩、上納金。

川曲村平右衛門

市原喜三郎

一通

ヨ b 三七〇 道場町々益金借用証文

文政 二・正
二兩、上納金。

川曲村卯右衛門

市原正五郎

一通

ヨ b 三三二 道場町々益金借用証文

文政 二・正
金三分・錢五百七十文、上納金。

川曲村卯右衛門

市原正五郎

一通

ヨ b 三三三 道場町々益金借用証文

文政 二・十一
四兩三分、祝儀金。

川曲村右藏

市原正五郎

一通

ヨ b 三三三 道場町々益金借用証文

文政 二・十一
六兩二分、上納金。

川曲村榮吉

市原正五郎

一通

ヨ b 三三三 道場町々益金借用証文

文政 二・十一
二兩一分、上納金。

川曲村沢右衛門

市原正五郎

一通

ヨ b 三三四 道場町々益金借用証文

文政 二・十二
三兩二分、上納金。

川曲村寅三郎

市原正五郎

一通

ヨ b 三三五 道場町々益金借用証文

文政 三・十二
二兩三分、上納金。

川曲村沢右衛門

市原正五郎

一通

ヨ b 三三六 道場町々益金借用証文

文政 三・十二
一兩二分、上納金。

川曲村彦四郎

市原正五郎

一通

ヨ b 三三七 道場町々益金借用証文

文政 四・三
金二分、上納金。

川曲村利左衛門

市原正五郎

一通

ヨ 五六 道場町々益金借用証文
文政 七・九
五兩。
川曲村喜久衛門
市原正五郎
一通

ヨ b 三六 道場町々益金借用証文
文政 七・十二
一兩二分、上納金。
川曲村周三郎
市原正五郎
一通

ヨ 三六 道場町々益金借用証文
文化 元・七
二兩、上納金。
大善寺村祐三
市原常藏、他
一通

ヨ 三五 道場町々益金借用証文
文化 二・二
二兩二分、要用金。
上行合村志賀玄
市原常藏、他
一通

ヨ 三五 道場町々益金借用証文
文化 三・七
二兩二分、上納金。
上行合村志賀玄
市原喜三郎、他
一通

ヨ 三五 道場町々益金借用証文
文化 十二・三
下行合村長右衛門
市原正五郎
一通

ヨ 三六 道場町々益金借用証文
享和 元・十二
二兩、要用金。
山中村羽左衛門
市原常藏、他
一通

ヨ 三六 道場町々益金借用証文
享和 元・十二
四兩、祝儀金。
山中村羽左衛門
市原常藏、他
一通

ヨ 三六 道場町々益金借用証文
文化 元・十二
二兩、上納金。
山中村源右衛門
市原常藏、他
一通

ヨ 三六 道場町々益金借用証文
文化 二・二
四兩、染屋金。
山中村庄次郎
市原常藏、他
一通

ヨ 元一 道場町々益金借用証文
文化 三・十二
一兩、上納金。
山中村幸七
市原喜三郎、他
一通

ヨ 元二 道場町々益金借用証文
文化 三・十二
一兩、上納金。
山中村要藏
市原喜三郎、他
一通

ヨ 元二 道場町々益金借用証文
文化 三・十二
一兩、上納金。
山中村次左衛門
市原喜三郎、他
一通

ヨ 元八 道場町々益金借用証文
文化 四・二
六兩、祝儀金。
山中村羽左衛門
藤井惣右衛門、他
一通

ヨ 元四 道場町々益金借用証文
文化 四・六
二兩、上納金。
山中村弥三郎
市原喜三郎、他
一通

ヨ 元五 道場町々益金借用証文
文化 四・七
一兩、上納金。
山中村正之助
市原喜三郎、他
一通

ヨ 元六 道場町々益金借用証文
文化 四・七
山中村重助
市原喜三郎、他
一通

一兩、上納金。

三二七 道場町々益金借用証文

文化 四・十二
二兩、上納金。

山中村重助

市原喜三郎、他

一通

三二八 道場町々益金借用証文

文化 四・十二
二兩、上納金。

山中村善右衛門

市原喜三郎、他

一通

三二九 道場町々益金借用証文

文化 五・十
二兩、上納金。

山中村重助

市原喜三郎、他

一通

三三〇 道場町々益金借用証文

文化 五・十一
一兩、上納金。

山中村幸吉

市原喜三郎、他

一通

三三一 道場町々益金借用証文

文化 五・十二
一兩、上納金。

山中村初右衛門

市原喜三郎、他

一通

三三二 道場町々益金借用証文

文化 五・十二
二兩、上納金。

山中村重五郎

市原喜三郎、他

一通

三三三 道場町々益金借用証文

文化 五・十二
二兩、上納金。

山中村茂八

市原喜三郎、他

一通

三三四 道場町々益金借用証文

文化 五・十二
一兩、上納金。

山中村正之助

市原喜三郎、他

一通

三三五 道場町々益金借用証文

文化 五・十二
一兩、上納金。

山中村要藏

市原喜三郎、他

一通

三三六 道場町々益金借用証文

文化 六・六
一兩、上納金。

山中村治左衛門

市原喜三郎、他

一通

三三七 道場町々益金借用証文

文化 六・六
二兩、上納金。

山中村民右衛門

市原喜三郎、他

一通

三三八 道場町々益金借用証文

文化 六・七
一兩、塩買金。

山中村幸七

市原喜三郎、他

一通

三三九 道場町々益金借用証文

文化 六・七
一兩、上納金。

山中村惣七

市原喜三郎、他

一通

三四〇 道場町々益金借用証文

文化 六・七
一兩、上納金。

山中村初右衛門

市原岩吉、他

一通

三四一 道場町々益金借用証文

文化 六・七
一兩、上納金。

山中村賀兵衛

市原喜三郎、他

一通

三四二 道場町々益金借用証文

文化 六・七
一兩二分、上納金。

山中村惣兵衛

市原喜三郎、他

一通

三四三 道場町々益金借用証文

文化 六・八
一兩、上納金。

山中村要藏

市原喜三郎、他

一通

ヨ三三 道場町々益金借用証文

文化 六・八
一兩、上納金。

山中村幸吉

市原喜三郎、他

一通

ヨ三四 道場町々益金借用証文

文化 六・八
二兩、上納金。

山中村十五郎

市原喜三郎、他

一通

ヨ三五 道場町々益金借用証文

文化 六・八
二兩、上納金。

山中村弥三郎

市原喜三郎、他

一通

ヨ三六 道場町々益金借用証文

文化 六・十二
一兩、上納金。

山中村民右衛門

市原喜三郎、他

一通

ヨ三七 道場町々益金借用証文

文化 六・十二
十兩、要用金。

山中村小倉茂作

市原岩吉、他

一通

ヨ三八 道場町々益金借用証文

文化 六・十二
一兩、上納金。

山中村幸吉

市原喜三郎、他

一通

ヨ三九 道場町々益金借用証文

文化 六・十二
一兩、上納金。

山中村茂八、他

市原喜三郎、他

一通

ヨ三〇 道場町々益金借用証文

文化 六・十二
一兩、上納金。

山中村治左衛門

市原喜三郎、他

一通

ヨ三一 道場町々益金借用証文

文化 七・八

山中村源三郎

市原喜三郎、他

一通

二兩、上納金。

ヨ三三 道場町々益金借用証文

文化 七・九
一兩、上納金。

山中村幸吉

市原喜三郎、他

一通

ヨ三〇 道場町々益金借用証文

文化 七・十二
二兩、上納金。

山中村重五郎

市原喜三郎、他

一通

ヨ三三 道場町々益金借用証文

文化 七・十二
一兩、上納金。

山中村次左衛門

市原喜三郎、他

一通

ヨ三三 道場町々益金借用証文

文化 七・十二
一兩、上納金。

山中村惣七

市原喜三郎、他

一通

ヨ三五 道場町々益金借用証文

文化 七・十二
金三分、上納金。

山中村正之助

市原喜三郎、他

一通

ヨ三六 道場町々益金借用証文

文化 八・九
一兩二分、上納金。

山中村惣三郎

市原喜三郎、他

一通

ヨ三七 道場町々益金借用証文

文化 九・七
一兩、上納金。

山中村初右衛門

市原喜三郎、他

一通

ヨ三六 道場町々益金借用証文

文化 九・七
二兩、上納金。

山中村平之助

市原喜三郎、他

一通

ヨ三九 道場町々益金借用証文

文化 七・八

山中村源三郎

市原喜三郎、他

一通

文化 九・十一 山中村幸吉 市原喜三郎、他 一通

道場町々益金借用証文

文化 九・十二 山中村嘉平 市原喜三郎、他 一通

道場町々益金借用証文

文化 十・三 山中村重助 市原喜三郎、他 一通

道場町々益金借用証文

文化 六・正 大供村熊田善次 市原岩吉、他 一通

道場町々益金借用証文

文化 六・十二 大供村八郎右衛門 市原喜三郎、他 一通

道場町々益金借用証文

文化 十・二 大供村初右衛門、他 市原岩吉、他 一通

道場町々益金借用証文

文化 十一・正 大供村初右衛門 市原岩吉、他 一通

道場町々益金借用証文

文化 十二・三 大供村初右衛門 市原岩吉、他 一通

道場町々益金借用証文

文化 六・十二 会津博勞町松崎 市原岩吉、他 一通

道場町々益金借用証文

文政 元・十二 川俣向町堺屋 市原喜三郎、他 二通

道場町々益金借用証文

文化 十一・十 高村与太郎 市原喜三郎、他 一通

道場町々益金借用証文

文政 七・九 宗吾 市原喜三郎 一通

道場町々益金借用証文

文久 元・九 常五郎、他 市原信平 一通

道場町々益金借用証文

文久 元 新八 市原信平 一通

道場町々益金借用証文

文久 元 関吉、他 市原信平 一通

町内行政 薬湯々屋建設願書

文化十三・六 諏訪町市右衛門、市原岩吉、他 一通

道場町地内に薬湯々屋を建設する件。

ノ二五 道場町差引勘定帳

天保 四・五 道場町日野屋茂 一冊

兵衛、他

日野屋茂兵衛の破産関係記録。

ノ二七 藤井惣之右衛門一札

天保十二・五 藤井惣之右衛門 市原元介 二通

藤井家抱屋敷内道場町横町下り番所をこれまで通り差置く旨の一札。他に関連添書(明治二年)一通がある。

マ五 蛭児太神宮再建一札

安政 二・二 三嶋木越中督、道場町役元 一通

他

宮焼失後、揚地屋敷に再建をしたので、その分の上納金の約束をしている。

ノ二六 内藤助情御利足割合雛形控

安政 五・正 市原信平 一冊

内藤氏貸金に対する道場町内の初五郎他十四名分の利足割控。

ノ二四 道場町水呑手伝銀割合帳

元治 元・十一 長百姓杉原文五 一冊

郎、他

四か町水呑に対する手伝銀二十両の道場町分の割合。

ノ二四 道場町余内金等受取書

(年代不詳)・二 野沢卯之助 須賀川道場町庄 一通

・十一

國夫金・余内金四両の受取。

市原文書目録

ノ二五 道場町並北町年貢覚書

(年代不詳) 年貢皆済の差引合計は四百三十一文の残り。

各町々益金

中 町

ノ二七 辰御定免御引方調入用割合帳

天保十五・十二 長百姓勘定人 須賀川中町の定免引方調査費の割当て。

北 町

ノ二九 北町金銭出入帳

嘉永 三・十一

ノ三〇 北町金銭出入帳

嘉永 五・十一

ノ三三 北町金銭出入帳

安政 七・正

ノ三二 北町金銭出入帳

文久 二・正

ノ三三 北町金銭出入帳

文久 二・十一

ノ三四 金銭出入帳

文久 三・十一 庄屋所

ノ三五 丑金銭出入帳(表紙のみ)

慶応 元・十一 庄屋元

ノ三五 北町金銭出入帳

慶応 二・十一

一冊

ノ四 小物成内訳覧

丑・十二 吉田孜介

市原信平

・五

夫金・升役金・入新代その他の内訳。合計十七兩三分一朱余。

その他の村

ヒ元 江持村・堤村々益金書上

文政 四・十二 遊佐円藏、他

代官所

一通

百九十四兩一分と銀二匁五分。

ヘ四 中宿村々益頼母子講願書

(年代不詳)・七

釜子吉田茂右衛門

市原朔助

一通

・十 門

村益頼母子講を企てるにつき、金預り許可を求める件。

街道交通

往来問屋

ホ一 問屋一件手控

文政十一・十二 藤井惣右衛門、

代官所

一冊

文久 三・九 他

公儀伺に対する附札等十九件を取める。

ホ二 問屋借馬願書控

万延 元・十二 市原隆右衛門

市原信平

十二通

問屋借馬の件。

ホ三 往来御用記録

万延 元・二 市原信平

一冊

大名登り下りの継立における定人馬の件。

ホ二 問屋打銭取立出入並郷夫等給金諸差引帳

慶応 四・六 道場町・北町

一冊

戊辰戦役関係。

ホ三 問屋後見免除願書

西・四 市原信平

代官所

一通

病身につき後見人の免除の件。

ホ五 問屋金之仕訳

(年代不詳)

助郷無尽掛金及び四町益無尽掛金等の仕訳。

一冊

ノ二 往来問屋場割合等減免願書

(嘉永七)・四

本町高持五人組

三沢作藏、他

一通

頭八郎兵衛、他

往来問屋場帳付と馬差給分の割合を本町々内一統が難渋のため減免を出願する。

ノ七 往来問屋場割合等減免願書

嘉永 七・五 長百姓中山喜右

市原信平、他

一通

衛門、他

往来問屋場帳付と馬差給分の割合を北町々内一統が難渋のため減免を出願する。

ヘ四 諸入用仕方積金備仕方駄賃金仕方

問屋会所

一冊

諸入用仕方合計百三十兩。積金備仕方繰糸・紅玉荷物など六百駄。

ホ三 白河藩下渡金覚書

卯・二 小林弥八郎

市原信平

一通

白河藩の下渡金五十兩の受渡し。

ホ一六 b 米穀附込直し庭銭一札

宝永 五・九 白河藩郡代早川 須賀川検断塚原 一通

茂左衛門 安左衛門、他

須賀川・他領の商人が米穀を須賀川に附込直しをして他領へ出す場合は、庭銭一駄につき二銭ずつを取り立てる件。

ホ一五 岩城修理大夫様御参府

安政 七・九 須賀川宿

・一

出羽亀田城主。

ホ一四 伊達筑前様御継立帳

万延 元・五 須賀川宿

・十九

陸奥仙台城主。

ホ一三 箱館同心通行須賀川継立場費用受取書

辰・十一 中村屋音蔵

箱館奉行所同心の通過。

ホ一二 継立人馬割書上

未・三 須賀川宿検断

・二十六 市原常蔵

幕府役人の蝦夷地下向。

中嶋新右衛門、他

ホ一一 奥州半田筋金灰吹銀江戸為登先触

申・十二 須賀川宿

ホ一〇 継立御用調帳

須賀川宿

卯五月十四日近衛殿姫君の下向における継立調べ。

宿 駅

市原文書目録

ホ一六 駄賃二割増証文

宝永 四・六 須賀川問屋不残

連判

駄賃銭二割増についての一札。

ホ一七 駄賃増額達書

宝永 四・七 奉行

駄賃銭二割増の定目。

ホ一八 宿用馬三疋立方及馬組極帳

寛政 十二・六

道場町馬組の内規。

ホ一七 臨時通行正人馬勤議定書

文久 二・二

・三

ホ一八 熱談議定書

文久 二・二

箱館行その他臨時通行はこれまでのとおり人馬勤とする件。

ホ一三 宿方改革口達書

西・六 須賀川町大庄屋、

他

道中筋取締のため問屋より雇馬すべき件。

ホ一三 臨時通行正人馬勤議定書

文久 二・二

大庄屋須賀川宿

問屋

助合五か村惣代

道山三之助、他

ホ一四 熱談議定一札之事

文久 二

須賀川宿問屋

箱館行その他臨時通行は、これまでのとおり正人馬勤とする件。

ホ三 旧議定証書写

天明八・十 安藤信太郎 白河代官所、他 一冊

寛政五・十

定人馬関係。四通を収める。

ホ完 口入業相統願書

嘉永 五・二 武兵衛 町方会所 一通

宿人足その他の口入業を伴に相統させる件。

ホ罨 宿助人馬遣調分帳

万延 元・十一 安政五年・同六年二か年間の調査。 一冊

・五

安政五年・同六年二か年間の調査。

ホ罨 宿助人馬遣調分帳

万延 元・十一 安政五年・同六年二か年間の調査。 一冊

・五

安政五年・同六年二か年間の調査。

ホ罨 申正月人馬日帳

万延 元 須賀川宿問屋三 河屋作藏 一冊

毎日の役馬出勤の明細書。

ホ罨 辰年より申年迄五ヶ年人馬立払辻書上帳

文久 元・八 奥州道中脇往還 梅沢九十郎、他 一冊

須賀川宿

安政三年より万延元年に至る。

ホ罨 夫人世話方願書

文久 元・十 夫人世話方鉄五 市原隆右衛門 一通

夫人世話方鉄五

郎、他

往来役夫人世話方賃値上げのため間に合かね、不足金を借用する件。

ホ罨 夫人足足留金借用証文 文久 元 鉄五郎 会所 一通

足留めのため四両を借用する。

役夫人召抱給金借用証文

ホ罨 文久 二・五 金五郎 市原隆右衛門 一通

五両の前借。

宿定夫人世話方借用証文

ホ罨 文久 二・五 十二軒金五郎 会所 一通

給金だけでは不足のため九兩二分を借用する。

夫役奉公人借用証文

ホ罨 文久 三・十二 浅吉、他 町会所 一通

七十五両の借用。

郷夫余内賃錢追割帳

ホ罨 文久 三・十一 道場町・北町 一冊

割増賃錢の件。

宿定人足給金繰上借用証文

ホ罨 文久 四・三 受負人惣代与吉 会所 一通

方善吉、他

給金の一部九兩一分二朱の繰上借用。

往来宿定夫役十五人三ヶ月分給金受取証文

ホ罨 明治 三・十 吉太郎、他 町役所 一通

合計七十三兩二朱を受領する。

宿定人足増手当願書

ホ罨

子・六 夫人世話方与吉 会所 一通
一か月四兩を六兩一分に増額することを希望する。

ホ 七 往来継立宿定人足世話方請書 一通
子・七 中町借家友五郎、会所

町会所より中町与吉とともに世話方に任命される。

ホ 八 賃銭帳 一冊
寅・二 白河家中市原権
・二十三 右衛門

須賀川より二本松への往復人足四人の賃銭の件。

ホ 九 問屋場人馬買上打銭借用証文 一通
卯・九 小林弥八郎 市原隆右衛門

十兩の時借。

ホ 一〇 宿定地人足世話方任命願書 一通
巳・五 庄屋安藤廉蔵、代官所

地人足では不都合が多いため、与吉・金五郎を世話方に任命することを願する。

ホ 一一 宿定地人足世話方任命願書 一通
(安政四)・閏五 北町借家金五郎、会所

北町と中町の地人足の世話方をも希望する件。

ホ 一二 須賀川宿詰人馬一件熟談書 一冊
安政 二・七 山川文之助、他 藤井半右衛門、

助郷十八か村の人馬差出しの件。

市原文書目録

ホ 一三 定夫継立方願書案 一通
中・十 大河原初吉

地人足では不便のため定夫継立を希望する件。

ホ 一四 宿人足賄料調書 一通
(年代不詳) 田辺音蔵 会所

白河代官の泊り、その他。

ホ 一五 町定夫給金調書 六通
(年代不詳) 四か町別の調査。

ホ 一六 伊達家佐竹家雇馬二度追禁止上申書 一通
(年代不詳) 須賀川宿問屋 伊達家・佐竹家

雇馬の継続再使用の禁止。

ホ 一七 須賀川宿上申書 二通
(年代不詳) 須賀川宿 早駕籠人足の件。

ホ 一八 秋田家駄賃銭渡方掛合書 一通
須賀川宿問屋 秋田家 人馬印鑑紙札の件。

ホ 一九 御朱印御用廻文 三通
未・三 須賀川宿 廻文及び寄人馬割関係。

ホ 二〇 上使御用廻文 一通
申・九 須賀川町検断 庄屋衆中
・二十 塚原安右衛門、他

人足二百三十人、馬百三十疋の寄人馬割付の件。

八七

ホ三三 駒方受取書

予め駒方へ渡したものを。金額を記入したもの七枚。

六二通

ホ三二 大名宿継帳並御朱印御証文御継立諸割合控

寛政十一・三 須賀川宿

・二十三

大名の上下および幕府使番等の下向関係。

一冊

ホ三一 人馬継立高書上帳

万延 元・十 須賀川宿問屋

小林弥一郎

安政四年より同六年迄三か年分。

一冊

ホ三〇 矢吹継賃銭書

(幕末?)

須賀川宿問屋

伊達家

矢吹継賃銭相対支払につきその受取。

一通

ホ二九 賃銭帳

子・四 白川家中市原喜

・二十八

四月二十九日分と五月朔日分の継立人足駄賃。

一冊

ホ二八 宿継御用留

天保 九・

白河藩郡奉行室田兵右衛門一行の巡見御用。

一冊

ホ二七 往来御用状御先触御継立請取帳

嘉永 七・十一 須賀川宿

同年より翌年七月にわたる間の記入。

一冊

ホ二六 立花出雲守様御参府御継立帳

万延 元・三 須賀川宿

・十四

一冊

ホ二五 酒井左衛門尉様若殿様方御継立帳

万延 元・三 須賀川宿

・二十四

出羽鶴岡城主関係。

一冊

ホ二四 六郷筑前守様御継立帳

万延 元・三 須賀川宿

・二十八

出羽本庄城主。

一冊

ホ二三 上杉弾正大弼様御継立帳

万延 元・三 須賀川宿

・一

出羽米沢城主。

一冊

ホ二二 丹羽左京大夫様御継立帳

万延 元・四 須賀川宿

・二

陸奥二本松城主。

一冊

ホ二一 二本松様御部屋方継立帳

万延 元・四 須賀川宿

・二

陸奥二本松城主関係。

一冊

ホ二〇 戸沢上総介様先日御継立帳

万延 元・五 須賀川宿

・五

出羽新庄城主。

一冊

ホ一九 戸沢上総介様御継立帳

万延 元・五 須賀川宿
・十二
出羽新庄城主。

ホ二〇 南部遠江守様御継立帳

万延 元・五 須賀川宿

・十八

陸奥八戸城主。

ホ二一 織田兵部少輔様御継立帳

万延 元・五 須賀川宿

・十八

出羽天童城主。

ホ二二 津軽式部少輔様御継立帳

万延 元・五 須賀川宿

・二十

陸奥黒石城主。

ホ二七 酒井大学頭様継立帳

万延 元・五 須賀川宿

・二十五

出羽松山城主。

ホ二八 秋田安房守様御継立帳

万延 元・七 須賀川宿

・六

陸奥三春城主。

ホ二九 秋田安房守様御下向継立帳

安政 七・七 須賀川宿

・七

陸奥三春城主。

ホ二〇 松前伊豆守様御継立帳

万延 元・九 須賀川宿

・十一

蝦夷福山城主。

ホ二三 板倉内膳正様御下向御継立帳

万延 元・九 須賀川宿

・二十一

陸奥福島城主。

ホ二三 津軽土佐守様御継立帳

万延 元・十 須賀川宿

・四

陸奥黒石城主。

ホ二三 上杉喜平治様御参府継立帳

安政 七・七 須賀川宿

・二十一

出羽米沢城主。

ホ二四 南部美濃守様御下向御継立帳

安政 七・三 須賀川宿

・一

陸奥八戸城主。

ホ三 道中御奉行根岸肥前守様より被仰渡候御請書写

文久 二・十二 須賀川宿助郷各 奉行所

・十六 村惣代庄屋

増助郷の件。

ホ二三 先触覚(断簡)

須賀川

二通

ホ二五 先触

子・十 白河家中市原常 宿々問屋

一通

・十六 歳

若松より長沼廻り須賀川迄の間屋宛。

ホ二七 根岸肥前守様より被仰渡候御請書写

文久 二・十二 須賀川宿

一冊

・十六

休役および増助郷の割合についての申渡し。

ホ二四 半田御金荷出勤之扣

一日出勤の町役人名前。

一冊

ホ二七 飛脚請負証文

文化 六・十一 嶋屋長蔵

宇野七郎

一通

金三百両及び御用状を預る。

ホ二六 飛脚請負証文

文化十三・六 江州八幡飛脚

須賀川市原喜三郎

一通

荷物運送の請負証文。

ホ二五 江戸奈良屋卯兵衛用立金受取証文

丑・十 馬頭外池重次郎

須賀川宿千代倉

一通

・十一

三両の受取。

ホ二四 飛脚請負証文

巳・六 安藤佐兵衛

稲荷屋治右衛門

一通

・二十

百両の預り証文。

ホ二四 飛脚請負証文

申・二 飛脚屋八木屋伊 本陣藤井

一通

・十五 左衛門

紙包一つの預り証文。

ホ三 役馬規定書 文化 四・五 安藤三郎右衛門、

他

一冊

役馬および馬組の件。

ホ六 役馬規定書

天保十四・二

一冊

馬立金と馬組等の件。

ホ四 宿役馬給金受取証文

嘉永 六 馬主京八

道場町役元

一通

馬主心得六か条。

ホ四 借用証文

安政 六・二 安左衛門

市原喜三郎

一通

役馬請負のところ、病気のため一両を借用する。

ホ四 役馬買替証文

万延 二・正 安左衛門

長蔵、他

一通

一疋病弱のため買い替える。

ホ六 来子宿役馬御手当銀割渡帳

文久 三・十二 北町庄屋兼帯

役馬世話番

二冊

市原信平

白河藩の手当銀の件。

ホ七 荒地弁納分並役馬手当高引請書

慶応 三・十二 須賀川宿久蔵、

代官所

一通

・十三 他

ホ五 卯年より未年迄五ヶ年人馬立辻書上帳

申・十一 須賀川宿問屋源

市郎、他

論所地役人

一冊

馬代金四兩の受取。

ホ三 役馬証文

安政 六・正 建主安左衛門

家守長藏、他

一通

ホ六 宿役馬勤方申渡書

西・六 小林源一郎、他 四か町役人

勤方がしだいに未熟になるのを戒しめる。

一通

ホ四 役馬証文

安政 七・正 建主安左衛門

長藏、他

一通

ホ七 道場町分役馬足銭受取証文

吉田勘左衛門

取立番

三通

ホ五 役馬証文

文久 二・正 建主新藏

家主長藏

一通

ホ三 役馬証文

文化 十一・四 馬主重吉

紙屋寛右衛門
組合衆

一通

ホ五 建馬金受取証文

文久 二・八 小林弥八郎

山川寛次郎

一通

ホ三 役馬証文

文化 十三・五 北町馬主寛右衛門

道場町庄屋
組合衆

一通

ホ五 役馬証文

文久 三・正 建主金兵衛

町会所

一通

ホ三 役馬証文

文政 元・五 北町馬主寛右衛門

道場町庄兵衛
組合衆

一通

ホ五 役馬証文

文久 三・正 建主牛袋村彦右衛門

町会所

一通

ホ四 役馬証文

嘉永 六・十二 馬主京八

長藏、他

一通

ホ六 馬金渡証文受印帳

文久 三・正 建主栄吉

一冊

ホ三 役馬証文

馬代金八兩の受取。
安政 三・正 上新丁卯之助

家守長藏

一通

ホ六 馬金借用証文

文久 三・正 建主牛袋村源吉 町会所

一通

ホ三 馬金借用証文
 建馬四疋の代金七兩を一か年季借用する。
 文久 三・一 建主喜之右衛門 町御会所
 建馬二疋の代金七兩を一か年季借用する。
 一通

ホ六 馬金借用証文
 慶応 二・一 大庄屋藤左衛門 世話番彦兵衛
 役馬一疋の代金六兩を借用する。
 一通

ホ六 馬金借用証文
 慶応 三・一 本町 安右衛門 荒木屋安兵衛、
 他
 一通

ホ七 馬金借用証文
 慶応 三・一 建主藤左衛門 杉原文之助、他
 役馬一疋の代金八兩を一か年季借用する。
 一通

ホ三 馬金借用証文
 慶応 三・一 上新丁久兵衛 本町役元
 役馬飼育料八兩を一か年季借用する。
 一通

ホ三 馬金借用証文
 明治 二・十二 建主安左衛門 世話番市原、他
 役馬二疋の飼育料二十二兩を借用する。
 一通

メ六 白河藩宿用馬金預り証文
 文化十四・七 油屋十右衛門 市原岩吉、他
 十兩の預託。
 一通

メ元 白河藩宿用馬金預り証文
 文政 元・十一 遠藤要吉 市原岩吉
 十兩の預託。
 一通

メ三 白河藩宿用馬金預り証文
 文政 元・十一 武蔵屋喜八郎 市原良平、他
 十兩の預託。
 一通

メ三 白河藩宿用馬金預り証文
 文政 元・十一 本町信八 市原良平
 十一兩の預託。
 一通

メ三 白河藩宿用馬金預り証文
 文政 元・十一 駿河屋市右衛門 市原良平、他
 十兩の預託。
 一通

メ三 白河藩宿用馬金預り証文
 文政 三・九 金子寅藏 藤井平作、他
 十二兩の預託。
 一通

メ一 白河藩宿用馬金預り証文
 文化 四・十二 本町茂兵衛 四町役人
 十六兩、要用金。
 一通

メ二 白河藩宿用馬金預り証文
 文化 四・十二 中町いなばや善 四町役人
 十六兩、要用金。
 一通

メ三 白河藩宿用馬金預り証文
 文化 四・十二 北荒木屋孝右衛門 四町役人
 二十兩、要用金。
 一通

メ四 白河藩宿用馬金預り証文
 文化 四・十二 本町元右衛門 四町役人
 五兩、要用金。
 一通

メ五 白河藩宿用馬金預り証文

文化 四・十二 中町伊左衛門
十八兩、商売要用金。

佐藤宗藏、他 一通

メ六 白河藩宿用馬金預り証文

文化 四・十二 荒木屋雄吉
二十五兩、要用金。

佐藤宗藏、他 一通

メ七 白河藩宿用馬金預り証文

文化 五・十一 中町因幡屋善助
六兩二分、小間物仕入金。

四町役人 一通

メ八 白河藩宿用馬金預り証文

文化 五・四 本町忠兵衛
三兩、伴嫁取差支金。

四町役人

メ九 白河藩宿用馬金預り証文

文化 八・正 吉岡屋長右衛門
十五兩、要用金。

藤井惣右衛門、他 一通

メ一〇 白河藩宿用馬金預り添証文

文化 八・九 安藤甚五郎
十五兩、借用人北町長藏。

藤井平作、他 一通

メ二 白河藩宿用馬金預り証文

文化 八・閏二 馬町弥五郎
六兩、要用金。

藤井惣右衛門、他 二通

メ三 白河藩宿用馬金預り証文

文化十三・八 北町谷平
二十三兩三分、先年の借入金年賦返済。

市原岩吉、他 一通

メ三 白河藩宿用馬金預り証文

文化十三・八 中町丸屋理左衛門
十二兩二分・銀六厘、先年の借入金年賦返済。

市原岩吉、他 一通

メ四 白河藩宿用馬金預り証文

文化十三・八 北町長藏
二十三兩一分、先年の借入金年賦返済。

市原岩吉、他 一通

メ五 白河藩宿用馬金預り証文

文化十三・八 本町元右衛門
二兩一分、先年の借入金年賦返済。

市原岩吉、他 一通

メ六 白河藩宿用馬金預り証文

文化十三・八 山辺重右衛門
三十一兩、先年の借入金年賦返済。

市原岩吉、他 一通

メ七 白河藩宿用馬金預り証文

文化十三・八 道場町辰五郎
十兩、先年の借入金年賦返済。

市原岩吉、他 一通

ホ三 白河藩宿用馬金預り証文

文化十二・八 安藤甚五郎
三十七兩、要用金。

藤井平作、他 一通

助郷

白河藩郡代申渡書

宝永 五・九 郡代 宿々庄屋檢断 一通
白坂より下宿迄二十一か村が組外を命じられ、往還筋小諸役を免許される。

ホ四 惣馬数書上

文化 七・八 須賀川道場町 藤井平作

一通

市原正五郎

須賀川道場町役馬三疋、駄馬二疋、駒馬一疋。

ホ二四 助郷人馬割印判鑑並町役所判鑑

文政 六・十二 白河郡方役所

二通

ホ二四 助郷軽減願書

天保 二・正

白河役所

一通

奥州白河郡十六か村、石川郡十か村、岩瀬郡二十三か村の愁訴。

ホ二六 助郷村々議定書

文久 元・五 各村庄屋、他

一通

須賀川宿定助郷について、白河領五か村、高田領十三か村、合

計十八か村の勤高。

ホ四 助郷正人馬試勤引合書類

文久 元・五

十通

問屋改革関係の書類。

他六通

ホ元 須賀川宿助郷村役人返答書写

文久 元・十 各村組頭・庄屋

釜子役所

一冊

越後高田領村々の返答。

ホ二〇 須賀川宿助郷正人馬勤再願書

文久 元・十一 小林弥一郎、他

白河役所

一冊

白河領の村々より差出されたもの。

ホ二七 新助郷村々正人馬難渋愁訴

文久 二・六 問屋見習小林源

代官所

一通

一郎

ホ三 助郷議定書

文久 二・六

田村郡三春領門

須賀川宿問屋

一冊

三春領の助郷村々八か村との議定。

ホ六 市原氏才覚金覚書並助郷資金仕訳

文久 二・

市原信平 小林

三通

助郷正人馬賃金の件。

準之助

ホ六 申西昇役雇金不足分受取書控

文久 二・二

小林弥一郎、他

山川鉄之助、他

一通

二百七十七兩の受取。

ホ五 問屋助郷懇談書

文久 二・二

問屋と助郷村々との示談。

一通

ホ六 当分加助郷願一卷

文久 三・八

須賀川宿

奉行所

一冊

交通頻繁のため助郷村増加の願の件。

ホ五 助郷正人馬増金願書案

文久 二

助郷正人馬賃金の増額の件。

六通

ホ九 昇役金増金願口上書控

(文久年間)・二

須賀川問屋見習、

代官所

二通

他

ホ三 須賀川宿増助郷人馬勤方取極案

(年代不詳)

一通

文久年間、大いに昇役金が不足する。

十三か村の人馬動員の仕法を定む。

ホ二〇 小林弥八郎書状

(年代不詳) 小林弥八郎 市原信平

二通

助郷人馬の掛合及びその他についての廻文。

ホ二一 急廻文

(年代不詳) 市原 三沢、他

一通

助郷人馬・昇役金が莫大につき問屋の取計方を相談する。

ホ二二 昇役賃銀引上願書案

西・十 問屋見習小林弥一郎、他

一通

榊原式部大輔領分十三か村及び北郷領分四か村よりの出願。

ホ二四 桑折役所印鑑帳

代官仁内平右衛門

一通

市原常蔵の受取印。

ホ二五 助郷建馬請金十三ヶ村分受取書

亥・十一 小林弥八郎 市原隆右衛門

一通

・二十六

不足分のうち十四兩二分と六百十六文を受取る。

ホ二六 加助郷願書案

(年代不詳)・九 須賀川町問屋見習、他 代官所

一通

維新により諸大名の荷物が増加するに至ったための出願。

定橋その他

ホ二七 釈迦堂川定橋普請届書

未・九 庄屋安藤兵次 代官所

一通

ホ二八 釈迦堂川川岸運賃米手元引当金受取書

未・一 須賀川川岸山川 市原隆右衛門

一通

・六 支配人丸山半兵衛

十兩。

ホ二九 関所手形

慶応 三・八 検断吉田忠之右衛門 所々関所

一通

・二十五

北町百姓万蔵が越後柏崎在へ旅行する。

ホ三〇 宿屋案内

大坂金毘羅出船所平野屋佐吉の案内。 市原良平

六通

信 仰

祭 礼

マ二二 諏訪祭礼屋台願書

巳・五 安藤廉蔵、他 代官所

一通

マ二三 諏訪祭礼屋台願書

巳・五 庄屋安藤廉蔵、他 代官所

一通

マ二四

諏訪祭礼神輿渡御許可申渡書

(年代不詳)・七 北郷代官 市原隆右衛門

一通

・二十五

太々講

マ二五 永代太々講再興定書

文化 六・三 永代太々講世話 大寺嘉兵衛

一通

永代太々講は享保十二年より続くが、永代太々講再興は寛政七年とある。

神社

マ三 諏訪本社拜殿屋根替町々寄進三ヶ年日巻銭調帳

町々寄進日巻銭取立帳

万延 元 会所

四冊 一袋入

マ三 諏訪神社御屋根替寄附並日巻銭町々調帳

万延 元・四

十七冊 一袋入

本町一丁目・二丁目・三丁目、八幡町・上中町・中町三丁目・荒町・中新丁・北町・道場町など町毎の調帳。

商品流通

廻米と払米

ノ三 地払米等四ヶ町仕訳帳

一通

本町・中町・道場町・北町毎の仕訳。

ノ二 四ヶ町割払米内訳

一通

本町・中町・道場町・北町毎の払米内訳。

ユ六 白河藩払米売渡証文

天保 八・九 内藤与惣兵衛、遠藤左右衛門

一通

地蔵米二百二十七俵半を白河払米代金百両で売渡す。

ユ七 白河藩払米売渡証文

天保 八・九 内藤与惣兵衛、遠藤左右衛門 一通

他 地蔵米二百三十俵を白河払米代金百両で売渡す。

ユ四 払米代金受取証文

卯・二 栗原安右衛門 須賀川町役人 一通

・四 払米五十俵代金百九十四兩二分と三兩一分五厘二毛を受取る。

ユ四 払米代金受取証文

辰・正 金方 稻荷屋治右衛門 二通

・十八 払米代金七十兩の受取。

ユ四 白河藩払米代金受取証文

巳・十 善方周藏 米問屋白河内池 二通

・十五 成米のうち白河横町米屋孫右衛門から払米百六十六俵の払下げ代

金を受取る。

ユ三 年貢米出穀証文

戌・十二 市原権右衛門 勘定所 一通

・十 先納の借用返済米百二十俵となる。

ユ三 白川地蔵米継送り先触

常盤彦助 須賀川宿藏問屋 一通

白河地蔵米百駄を須賀川市原朔助方へ継送る。

ユ三 米代金受取証文

文化 七・十一 櫻村善左衛門 市原貞右衛門 一通

・二十八

米代金として役所取扱金二百両を受取る。

ユ二 市原権右衛門訴状案

文政 十・八 市原権右衛門 守山役所 一通
守山役所米代金滞りの件。

ユ四 市原権右衛門訴状

文政 十・十二 市原権右衛門 守山役所 一通
守山役所米代金滞りの件。

ユ五 市村甫助書状

(年代不詳)・六 市村甫助 市原貞右衛門 一通
・十六
守山米を引き受ける件。

ユ五 取組米切手借用証文

文化十三・八 三春領石沢村御 市原喜三郎 一通
代田七郎
取組米百八十八俵の切手借用。

ユ九 渡米俵数案内

文政 五・十二 琴田半兵衛、他 市原貞右衛門 三通
当暮渡米の上米三百五十六俵の報告。

ユ二 渡米俵数案内

文政 六・十二 琴田半兵衛、他 市原権右衛門 一通
村田厨太夫
渡米の俵数米二千俵。

ユ三 三春米切手受取証文

文政 七・正 春山伝次郎、他 市原権右衛門 四通
三春米二千俵の切手を受取る。

ユ六 収納米村割差紙受戻し証文

文政十三・十 秋田山城守内須 市原権右衛門 一通
藤武八、他

当寅収納米のうち村割差紙の買戻し米千二百俵。

ユ三 引受米代借用金返済指引調書

(年代不詳)・十二 琴田半兵衛、他 市原権右衛門 一通
・十四
三春米引受米代と借入金元利返済の差引調査。

ユ六 春山伝次郎書状

(年代不詳)・十二 春山伝次郎 市原権右衛門 一通
・二十九
三春米四十一俵を市原へ差上げる。

ユ五 三春藩米関係書類

巴・二 春山伝次郎書状、須藤武八書状、米相場指引調書・御用割願書 元利調書。 四通

ユ二 高田米代金受取証文

寛政 八・三 市原貞右衛門 元方役所 一通
・十八
高田米七百俵代金三百十六兩よりの差引き二百二兩三分余を受取る。

ユ三 先納金証文

享和 元・六 市原貞右衛門 元方役所 一通
高田米を受取る約束で浅川役所へ先納加金五百兩を渡したもの。

ユ四 先納金証文

享和 元・七 市原貞右衛門 元方役所
浅川米先納加金三百兩を渡したもの。

ユ四 米代金証文

文化 八・二 市原貞右衛門 元方役所 二通
高田米千二十俵の手金の支払。

ユ八 釜子払米代金借用証文

文政 四・十一 山川門之助 市原貞右衛門、一通
・一 他

釜子払米代金に差支え百六十兩を借用したもの。

ユ一〇 払米代金借用証文

文政 六・七 山川門之助 市原貞右衛門 一通
・十一

払米代金差滞り役所繰出金に差支え百三十兩を借用したもの。

ユ一五 和田蔵米代金受取証文

文政十三 春山伝次郎 市原喜三郎 二通
和田蔵米百俵代金の受取。

ユ一三 前借金受取証文

天保 八・十二 成田村鶴沼利三 高田領小作田村 一通
郎 十吉、他

領主台所入用に差支え成田村収納のうち百兩を前借したもの。

ユ一四 払米代金前借証文

天保 九・三 常松栄左衛門、小作田村関根沢 一通
他 右衛門、他

須賀川町地蔵米の代金五十兩を前借したもの。

ユ一三 払米代金受取証文

亥・十一 金方 山川門之助 一通
払米代金のうち二百兩の受取。

ユ一六 浅川米駄賃納証文

巳・五 勘定所 市原常蔵 一通
・二十

浅川米三百五十駄の駄賃百十八貫三百文を納める。

ユ一六 物成米受取証文

文政 元・九 荒井村平重郎 大平村庄屋義三 一通
郎

物成米のうち市原喜三郎方払米二十俵の受取。

ユ一七 物成米受取証文

文政 二・八 荒井村平重郎 大平村庄屋義三 二通
郎

物成米のうち市原喜三郎方払米七十九俵を受取る。書状一通は米を平重郎に渡した旨のもの。

ユ一七 物成米地払証文

巳・十 善方周蔵 根元屋市兵衛 一通

ユ一八 二本松藩米引渡証文

郡山村某 郡山組手代中 一通

市原貞右衛門への米六十八石渡しの件。

ユ一四 二本松藩被下米受取証文

市原貞右衛門 郡山代官所 一通
下され米六十八石の受取。

ユ一四 調達金借用証文写

文政 五 会津中村鉄蔵、根元市郎兵衛 二通
売渡米相場違約詫状写

会津米二千俵の売渡し約束の件。

ユ一六 払米代金預り証文

午・二 植原五右衛門、市原貞右衛門、一通
他
・二十七

払米代金四百兩の預り。

ユ 米受取証文

寅・九 手代木村光作 鈴木儀三郎

一通

・晦日

米五十八俵の受取。

ヤ一 地廻米出方銘々代附控

明和 五・六 仲間六人

一冊

地廻米問屋仲間の協定。

ヤ二 会津米並地廻米代惣出金兩人出方改

明和 五・六 常松次郎右衛門

一冊

出金割合の調べ。

ヤ三 前売米金返済規定書

天保十二・正 勢川庫治郎、他 市原総司、他

一通

須賀川における前売米金千二百兩の内残金二百六十兩の返済約束。奥書に「万延元申年九月、高田領小作田村惣願人代関根沢右衛門」とあり、常盤彦之助に宛てている。

ヤ四 山川鉄之助支払約定証文

安政 六・十一 浜尾村山川鉄之 市原朔助、他

二通

助、他

高田地蔵米四百俵の代金二百十兩の支払約束。

ヤ五 安米控

万延 元・十二

一冊

値下げ放出の件。

ヤ六 廻米出納帳

十一・九

一冊

・八

御用達取計いの米売買の内訳。

市原文書目録

ヤ六 御蔵役所入用品代金受取書

午・十二

八通

買上代金の受取。

ヤ六 乱俵調書

未・二

一通

・二十二

乱俵分について目方ごとに俵数を示す。

ヤ六 飯豊隆右衛門書状

未・四

一通

・二十九

白子村の年貢米一斗三升一合五勺の肩代りの件。

ヤ六 地蔵米売渡先覚書

亥・十一

二通

小野山神村・牛袋村・鑿沢村・高瀬村・大嶋村を列挙する。

ヤ六 穀屋勘之丞願書

(年代不詳)・十

一通

・十一

守山米代金の残金の件。

ヤ六 白河米等相場帳

(年代不詳)・二

一通

・朔日 神田川柳橋際大 坂屋儀兵衛

白河米・長沼米・太田原米および大豆・小豆等の相場。

ヤ六 今泉米等蔵入覚帳

今泉米・平米・長沼米などの在庫調査。

一冊

ヤ一五 白河藩米買金白河仲間受払控

・十 坂路豊六、他

一冊

正米上納之分控と兩人指引勘定控の二部に分けられている。

ユ一 守山収納米質入証文

寛政 六・十一 市原貞右衛門、

二通

・二十五 他

守山米を入質し五百兩を借用する。

ユ二 白河収納米質入証文

天保 七・正 勘定頭取松本員

那河湊近藤長四

一通

右衛門、他

郎

白河収納米四斗四升九合入り二千七百俵を質入れ千兩を借用したもの。

ユ三 横田米預り手形証印願書

慶応 三・三 常松次郎兵衛

市原朔助

一通

横田米百俵の預り手形に対する証印。

ユ三 米質受代金借用証文

慶応 三・九 油屋嘉十郎、他

市原又次郎

一通

・四

横田米六十五俵分の代金を借用したもの。

ユ三 高田米等買受代金借用証文

慶応 三・九 油屋嘉十郎、他

市原又次郎

一通

・八

高田米・守山米四十一俵の買受代金を借用したもの。

ユ三 判消米仕切証文

朱・十一 油屋藤兵衛

勝右衛門

一通

・二十三

七百俵の仕切。

ヤ三 質入米蔵預り証文

寛政 五・十二 大桑原村源助

市原貞右衛門

一通

酒造米買入代金借用のため米十二俵を質入れする。

ヤ六 質入米蔵預り証文

文化 七・五

日出山米置主横

市原喜三郎

二通

山次郎左衛門

二本松米二百俵を抵当にし五十兩を借用する。

ヤ七 長沼米質入証文

文化 十・閏十一 油屋要吉

市原喜三郎

一通

長沼米千俵を質入れし百兩を借用する。

ヤ八 質入米蔵預り証文

文化十一・十一

小原田村滝田直

市原喜三郎

一通

左衛門、他

上平米三百八十四俵の質入れ。

ヤ二六 質入大豆蔵預り証文

文化十三・四

諏訪町市郎兵衛

市原喜三郎

平大豆百五十俵を質入れし二十五兩を借用する。

ヤ三 質入米蔵預り証文

文化十三・十一

蒲部兵衛

市原喜三郎

一通

質入米百五十俵で三十兩借用。

ヤ三 質入米蔵預り証文

文化十三・十二

根本市郎兵衛

市原喜三郎

一通

蔵入手形(米百俵)で二十五兩借用。

ヤ四 質入米蔵預り証文

文化十四・五

根本市郎兵衛

市原貞右衛門

一通

質入米二百十俵で五十兩借用。

ヤ五 酒造米預り証文

文化十四・七 大供村八郎衛門

市原喜三郎

一通

蔵入手形(米五十五俵)で十兩借用。

ヤ六 質入米蔵預り証文

文化十四・九 荒井村滝田九兵衛

市原喜三郎

一通

質入上米百二十俵。

ヤ七 質入大豆蔵預り証文

文化十四・十一 諏訪町根元市郎兵衛

市原喜三郎

一通

質入大豆三百五十俵で六十兩借用。

ヤ三 質入米蔵預り証文

文政二・二 市郎兵衛

市原喜三郎

一通

質入餅米百俵。

ヤ三 質入米蔵預り証文

文政五・四 遠藤藤兵衛

市原喜三郎

三通

質入高田米八百俵。

ヤ三 質入米蔵預り証文

文政九・十一 琴田半兵衛、他

市原権右衛門

一通

米千五百俵。

ヤ二 米質入証文

巴・九 遠藤兵作

市原貞吉

一通

・三

寅守山米四百四十俵の質入れ。

ヤ四 上平米質入証文

巴・十一 堤村忠左衛門

市原定吉

一通

市原文書目録

上平米四十五俵の質入れ。

ヤ三 質入米預り証文

午・十一

貞吉

一通

判消米千二百俵の質入れ。

ヤ六 高田領地蔵米質入証文

午・十二 常松勇吉

市原朔助

一通

ヤ三 質入米預り証文

酉・十 大坂屋彦兵衛

油屋安吉

一通

・九

新高田米千五百俵を質入れして手金百兩を借用する。

ヤ三 質入米預り証文

酉・十一 白河桔梗屋兵吉

市原喜三郎、他

一通

・十六

申納高田米千五百俵を質入れして四百三十七兩二分を借用する。

ヤ三 質入米預り証文

戌・十二 諏訪町市郎兵衛

市原喜三郎

一通

上平米百五十俵の質入れ。

ヤ二 質入米預り証文

亥・七 石井勝右衛門

市原喜三郎

一通

・二十九

守山米二百五十俵を質入れして六十兩を借用する。

ヤ五 車米引負代金借用証文

文化七・二 牛袋村車屋磯右衛門

常松亀吉

一通

四兩二分の借用。

ヤ二 借用金置据証文

文化 十・十二 油屋要吉 市原喜三郎 一通

ヤ二 三春蔵米買入調儀金借用証文

二本松米二百七十俵余を質入れして三百八十兩を借用する。
文化十二・十二 下枝村鈴木十七 市原喜三郎 一通
八
米五十俵の蔵米買受のため七兩を借用する。

ヤ三 判消米質入金子借用証文

文化十三・四 遠藤要吉 市原喜三郎、他 一通
百四十兩、米千俵を内藤勇五郎の蔵に預る。

ヤ九 平米質入借用証文

文化十四・二 根本市郎兵衛 市原喜三郎 一通
・三
二十兩、平米百俵質入れ金。二十兩、餅八十俵質入れ金。

ヤ一〇 平大豆質入借用証文

文化十四・二 諏訪町市郎兵衛 市原喜三郎 一通
・十五
平大豆百俵質入、十五兩借用。

ヤ一五 三春蔵米代金借用証文

文政 二・十二 松本龜吉 市原貞右衛門 一通
上米九十五俵、中米四十五俵、代金百八兩一分二朱・錢二百八十
文を借用する。

ヤ二五 高田蔵米質入借用証文

文政 四・十二 山川門之助 常松次郎右衛門、三通
他

質入米千三百俵、借用三百六十兩。

ヤ三三 白河米引当金子借用証文

天保 五・正 鏡石村常松常左 那賀湊近藤長四 一通
衛門、他 郎
千兩借用、米二千百俵抵当。

ヤ三六 廻米地蔵米預り証文

天保 八・三 市原権右衛門、中藤丈之進 二通
他
百六十兩の借用。

ヤ四三 廻米預り証文

天保 九・三 常松榮次右衛門、善方安次郎 一通
他
判消米二百俵を預り百四十八兩・銀八匁八分八厘を貸す。

ヤ四四 高田米質入金子借用証文

慶応 元・五 油屋嘉十郎 本家市原 一通
米七十五俵を質入れ七十五兩を借用する。

ヤ一五 御蔵手形引当金子借用証文

慶応 二・三 穀屋惣代治右衛門 町役元 一通
門、他
蔵米三百俵手形を質入れし五百兩を借用する。

ヤ二五 前売米手当金借用証文

慶応 三・六 波平、他 市原隆右衛門、一通
他
白河蔵米五十俵を質入れし百七十二兩一分二朱・銀二匁三分余を
借用する。

ヤ二六 午米質入金子借用願書

慶応 四・正 市原朔助 佐藤茂右衛門 一通

ヤ二〇 判消米代金借用証文

午・正 遠藤卯右衛門 市原定吉 一通

・二十八 判消米の代金二十兩の借用。

ヤ二 廻米地藏米蔵入預り証文

文化 二・十二 諏訪町油屋藤兵衛、他 市原喜三郎 一通

米百八十俵。

ヤ二二 卯納判消米蔵入預り証文

文化 四・正 桔梗屋兵衛丞 市原喜三郎 一通

ヤ四 長沼蔵入預り証文

文化 六・十二 諏訪町油屋藤兵衛、他 市原喜三郎 一通

長沼米九十俵。

ヤ六 平米蔵入預り証文

文化 十二・十二 諏訪町市郎兵衛 市原喜三郎 一通

平米百俵の預り。

ヤ三三 判消米蔵入預り証文

文化 十二・十二 内藤勇五郎 常松亀吉、他 一通

判消米五百俵。

ヤ三六 判消米蔵入預り証文

文化 十三・二 内藤勇五郎 常松亀吉、他 一通

判消米五百俵。

ヤ二六 判消米蔵入預り証文

文化 十三・三 内藤勇五郎 常松亀吉、他 一通

判消米八百俵。

ヤ二七 判消米蔵入預り証文

文化 十三・四 内藤勇五郎 常松亀吉、他 一通

判消米千俵。

ヤ二八 判消米蔵入預り証文

文政 二・正 さのや甚右衛門、他 一通

判消米二千五百俵。

ヤ三〇 二本松為登米蔵入預り証文

文政 三・十一 根元市郎兵衛 市原喜三郎 一通

廻米六十五俵の質入れ。

ヤ三一 二本松為登米蔵入預り証文

文政 三・十二 諏訪町藤兵衛 市原喜三郎 一通

廻米五十俵の質入れ。

ヤ三二 餅米蔵入預り証文

文政 四・四 根元市郎兵衛 市原喜三郎 一通

餅米百俵の質入れ。

ヤ三三 平米蔵入預り証文

文政 四・十二 牛袋村鈴木屋勝 市原喜三郎、他 二通

右衛門

平米十八俵と平大豆百俵の質入れ。

ヤ三六 高田蔵米預り証文

文政 四・十二 和田郷箭内平藏 常松次郎右衛門、一通

高田米千三百俵の質入れ。

他

ヤ六 判消米蔵預り証文

文政 五・二 青沼養拙

市原貞吉 一通

判消米五百俵の質入れ。

ヤ六 判消米蔵預り証文

文政 五・四 青沼養拙

市原貞吉 一通

判消米五百俵の質入れ。

ヤ三 二本松大豆蔵預り証文

文政 五・十 白河町内池屋治兵衛

市原喜三郎 一通

二本松大豆三百俵の質入れ。

ヤ三 二本松大豆蔵預り証文

文政 六・正 根本市郎兵衛

市原喜三郎 二通

二本松大豆六百四十二俵を質入れし百三十兩を借用する。

ヤ三 二本松大豆蔵預り証文

文政 六・三 佐野屋甚右衛門

桑名治兵衛 一通

二本松大豆五百俵の質入れ。

ヤ三 新平米大豆蔵預り証文

文政 六・九 牛袋村鈴木屋儀兵衛

市原喜三郎 一通

米百二十五俵および大豆百俵の質入れ。

ヤ二五 守山米蔵預り証文

文政 七・十二 市原権右衛門

白河町川崎弥助 一通

守山米千二百俵の質入れ。

ヤ三 守山米蔵入預り証文

文政 八・五 市原権右衛門

川崎弥助 一通

守山米百俵の質入れ。

ヤ三 守山米蔵入預り証文

文政 八・五 市原権右衛門

川崎弥助 一通

守山米千二百俵の質入れ。

ヤ三 守山米蔵入預り証文

文政 九・二 市原権右衛門

川崎弥助 一通

守山米千五百俵の質入れ。

ヤ三 判消米預り証文

子・三 桔梗屋兵吉

常松亀吉、他 一通

判消米千俵の質入れ。

ヤ三 判消米蔵入預り証文

子・三 千代倉源三郎

本家 一通

判消米三百俵の質入れ。

ヤ三 判消米蔵入預り証文

子・三 桔梗屋兵吉

常松亀吉 一通

判消米三百俵の質入れ。

ヤ二 高田米蔵入預り証文

子・三 桔梗屋兵吉

常松亀吉、他 一通

高田米百俵の質入れ。

ヤ二 高田米蔵入預り証文

子・四 佐野屋甚右衛門

市原喜三郎 一通

判消米千俵の質入れ。

ヤ二 判消米蔵入預り証文

子・四 内藤源之助

市原喜三郎 一通

判消米五百俵を白河桔梗屋兵吉蔵に預る。

ヤ二四 判消米蔵入預り証文

子・四 常磐彦之右衛門 常松亀吉

一通

ヤ二四 二本松大豆蔵入預り証文

子・十一 野中善兵衛

市原喜三郎

一通

ヤ二五 二本松為登米蔵預り証文

丑・四 野中吉兵衛

市原喜三郎

一通

ヤ二七 高田米粟蔵預り証文

丑・十 石川屋寅蔵

本家市原

二通

卯・二 卯年高田米十九俵と卯年粟七俵の質入れ。

ヤ二八 年貢米蔵預り証文

辰・十二 東常松

稲荷屋治兵衛

一通

・二十九 年貢米二十俵を来る正月迄預る。

ヤ二九 卯年判消米蔵預り証文

巳・二 桔梗屋兵吉

市原喜三郎

一通

ヤ三〇 横田米蔵預り証文

巳・十 本家市原

中市原

一通

・十五 横田米十七俵の預り。

ヤ三一 巳年判消米蔵預り証文

市原文書目録

・晦日 巳・十 桔梗屋兵吉

根本市兵衛

一通

巳年判消米二千俵の取次売渡し。

ヤ二八 高田米蔵預り証文

未・七 山川鉄之助、他

沢田勇吉

一通

・二十八 高田米五十俵の預り。

ヤ二〇 蔵米蔵預り証文

酉・二 内藤亀吉

市原喜三郎、他

二通

蔵米八百四俵の蔵預り。

ヤ六 高田米蔵預り証文

戌・十二 常磐彦右衛門

常松亀吉、他

一通

高田米二百十俵の預り。

ヤ八 守山米蔵預り証文

亥・七 桔梗屋兵吉

常松亀吉

一通

守山米百俵の預り。

ヤ一〇 判消米預り証文

亥・十一 桔梗屋兵吉

内藤源之助、他

一通

判消米千俵の預り。

ヤ二〇 判消米預り証文

亥・十一 桔梗屋兵吉

内藤源之助、他

一通

判消米千俵の預り。

ヤ三 三春米預り証文

文化 三・十二 春山七郎兵衛、他

市原貞右衛門

一通

三春米四千四百八十俵の預り。

ヤ七 廻米地藏米預り証文

文化十一・四 渡辺甚内、他 市原喜三郎 一通
守山米五百二十六俵の預り。

ヤ八 米大豆預り証文

文化十一・十二 下枝村小川六郎 市原喜三郎 五通
米百五十俵・大豆十四俵の預り。

ヤ九 米預り証文

天保 八・十二 市原朔助 伊藤茂三郎 一通
米百八十二俵の預り。

ヤ一〇 米預り証文

天保 八・十二 市原喜三郎 遠藤大左衛門、他 一通

ヤ一〇 蔵米預り証文

明治 四・十二 山川門之助 一通
蔵米二百俵の預り。

ヤ一一 米売渡取極証文

文化十二・十一 内藤勇五郎 常松龜吉、他 一通
会津御蔵米八千俵を代金千五百両で売渡す。

ヤ一二 長沼米売渡証文

文政 三・五 市原貞吉 内池屋儀兵衛 二通
寅年長沼米千俵の売渡し。

ヤ一三 高田米売渡証文

文政 五・七 山川門之助 市原貞右衛門、他 一通
高田米を百五十両で売渡す。

ヤ一四 高田米売渡証文

文政 五・七 山川門之助 市原貞右衛門、二通
・二十六 高田米を十両で売渡す。 他

ヤ一五 辰年地藏米売渡証文

巳・二 桔梗屋兵衛 遠藤藤兵衛 二通
・十三 地藏米百俵の売渡手形。

ヤ一六 辰年納蔵米売渡証文

巳・五 鈴木屋勝右衛門 市原貞吉 一通
・八 地藏米五百俵の売渡手形。

ヤ一七 蔵米売払証文

亥・二 大坂屋彦兵衛 市原朔助 一通
・十七 蔵米百五十俵を百両で売渡す。

ヤ一八 地藏米売渡証文

亥・五 今泉石崎安之丞 竹内庄三郎 一通
長沼米・平うるち米・平米の残金受取と同時に荷物を引渡す。

ヤ一九 山内米売渡切手借用願書

(年代不詳) 油屋藤兵衛、他 市原喜三郎 一通
山内米七百六十九石余の切手の借用願。

ヤ二〇 判消米内金受取証文

文政 元・十 白河町桔梗屋歩 市原喜三郎、他 一通
判消米五千俵の代金の内金二百二十五両を受取る。 吉

ヤ三 米受取証文

文政 二・三 宝舟組代伝蔵、市原喜三郎

他 一通 一綴

米三十四俵の受取。

ヤ二三 上平米蔵預り賃証文

文政 四・七 市原喜三郎 青木屋安兵衛

一通

・十七

平上等米三百俵の蔵預り賃九兩。

ヤ三〇 判消米内金受取証文

文政 四・九 福良村湊屋兵蔵、根元市郎兵衛

一通

他

判消米千俵の内金百兩の受取。

ヤ三三 判消米手金受取証文

文政 五・六 湊屋兵蔵、他 千代倉忠蔵

一通

判消米二千俵の内金百兩の受取。

ヤ三六 米代金受取証文

文政 八・九 下行合村玉井平 市原喜三郎

一通

右衛門

米二十俵の代金。

ヤ三九 米代金受取証文

天保 八・八 市原勘助 郡山町伊藤茂三郎、他

一通

白河藩当秋収納米四百俵の代金二百兩の受取。

ヤ四二 地蔵米代金受取証文

天保 八・十二 三沢政介

十二通

地蔵米百俵の代金。

ヤ四四 地蔵米代金受取証文

天保 十・八 八木屋半助 大槻村岡部新左衛門

二通

米百五十俵の代金四十一兩二分二朱の受取。

ヤ四七 先売米代金受取証文

天保十三・七 堀江又次右衛門 市原勘助

三通

四十二兩・銀六匁三分の受取。

ヤ四八 米売渡代金受取証文

明治 三・十 成田村渡部嘉作 市原勘助

一通

蔵米二十八俵の代金。

ヤ一〇〇 会津判消米代金受取証文

子・三 内藤勇五郎 鏡沼村常松亀吉

一通

代金三百兩の受取。

ヤ五三 糠米・もち米受取証文

卯・九 釜屋半兵衛 本家市原

十四通

・九

米精白のための受取。

ヤ五五 判消米取次案内

辰・七 油屋藤兵衛 佐藤良助

一通

・十二

判消米二千俵の取次。

ヤ五九 二本松大豆売値約定

午・九 内池屋次兵衛 鈴木屋勝右衛門

一通

二本松大豆五百俵の売価、十兩につき三十三俵。

ヤ七〇 年貢米手金受取証文

未・十 吉左衛門 市原岩吉 一通

・二十九
年貢米六十俵の代金五兩の受取。

ヤ七 米代金受取証文

宋・十二 富岡村喜三治、市原喜三郎 一通

・十二 他

米百俵代金のうち十二兩の受取。

ヤ三 地蔵米売払代金受取証文

西・九 三城目村矢吹寛 堀領油屋宗助 一通

三郎、他

地蔵米二百二十俵の代金百兩。奥書に代官大屋長右衛門・富沢九兵衛の名がみえる。

ヤ二 米引当貸残金受取証文

酉・十二 伊東茂三郎 市原朔助 二通

地蔵米四百九十三俵九分の代金二百七十兩二分二朱・銀三分。

ヤ三(1) 蔵米受取証文

戌・十二 稲荷屋治右衛門 市原 二通

地蔵米五十俵の受取。

ヤ四 本造俵無造俵受取証文

戌・十二 小山野村三郎右衛門 市原喜三郎 三通

三十俵・七駄・十五駄の受取。

ヤ三(2) 地蔵米受取証文

亥・正 堀江屋半左衛門 市原 一通

・十八

地蔵米五十俵を角常松より受取る。

ヤ三 地蔵米升切証文 亥・十二 石井勝右衛門 市原 一通

・三
地蔵米の升切れ分の金額。

ヤ三 金子受取証文

亥・十二 大坂屋彦兵衛 市原朔助 三通

・二十四

地蔵米代金の受取。

ヤ二 会津判消米代金受取証文

亥・十二 内藤勇五郎 市原喜三郎 一通

会津判消米の代金二百兩を受取る。

ヤ四 物成米受取証文

辰・四 高久嘉六、他 稲垣戸助、他 三通

服部半蔵物成米のうちの受取。

ヤ六 地蔵米受取証文

亥・二 大坂屋彦兵衛 市原朔助 四通

地蔵米の売渡し。

ヤ六 米代金受取証文

(年代不詳)・二 いなりや 市原 一通

米代金二十三兩二分三朱の受取。

ヤ一 白河・長沼蔵米蔵入積置証文

卯・二 穀屋当番治右衛門、他 会所 一通

白河蔵米五十俵と長沼蔵米百五十俵を市原朔助の蔵に入れおく。

ヤ三 地蔵米駄賃仕切金受取証文

亥・二 矢吹宿笹山登之 市原喜三郎 一通
・二十四 助
地蔵米百九十三駄の駄賃の受取。

ヤ七 地蔵米等駄賃受取証文 市原喜三郎 四通
亥・三 小田川宿問屋平
・二十四 九郎
長沼米・横田米・地蔵米の駄賃。

ヤ六 地蔵米駄賃受取証文 白河佐藤伝七 二通
亥・五 小田川宿問屋
地蔵米駄賃の受取。他は人夫熊吉の駄賃受取。

ヤ五 蔵米送り状 市原 一通
（年代不詳）・七 白川屋浪平
・十一
蔵米二十俵のうちの送付。

ヤ四 蔵米送り状 本家市原 一通
（年代不詳）・七 白川屋波次郎
・十七
蔵米十駄の送付。

ヤ三 蔵出し願書 本市原 一通
（年代不詳） いなりや治右衛門
・十五
高田米六駄の蔵出し。

ヤ二 蔵出覚 真壁豊助 三六通
（年代不詳） 市原喜三郎
駄数と駄送者の名を記す。

ヤ一 蔵出覚

ヤ六 蔵出覚 市原 十通
（年代不詳） 伊豆屋貫兵衛
・九 御門番の名を記す。

ヤ五 蔵出覚 牛袋村市左衛門 十二通
（年代不詳）・十二 須賀川役元
全部で二十五駄。

ヤ四 蔵出願書 市原 四通
（年代不詳） 八木屋佐兵衛
蔵出しを希望する。

ヤ三 蔵出覚 真壁是助 三六通
（年代不詳）・十二 市原喜三郎
使の者の名前を記す。

ヤ二 廻米須賀川河岸送り状 安達郡才股河岸 二通
明治 四・二 郡出役岩谷勝司、
他 芳賀良右衛門、
他

ヤ一 東京廻し米八十俵の阿武隈川の積出し。 他

ミ三 塩代金借用一札 市原喜三郎 二通
文政 五・十一 鈴木忠三郎、他

ミ二 塩立値廻文 中町庄右衛門、 一通
・十八 齋田塩・岩城塩の立値。 他

ミ一 塩取引 他

塩代金支払に差支え金子寅蔵を借用人に仕立てる件。一通写。

ミ 蔵預り証文

文政 七・六 鎌倉屋徳兵衛、市原喜三郎 一通

他 齋田塩百八十俵の蔵預り。

ミ五 塩継立証文

慶応 三・十 近江屋与右衛門、市原信平 一通

他 これまで塩輸送を引受け塩荷を残らず継立てる件。

ミ七 塩値段引上願書

(嘉永五)・閏二 中町塩屋小七、市原七左衛門 一通

他 齋田塩一升代を五十文に、岩城塩一升代を四十六文に値上げし

たい件。

ミ一〇 買仕切

卯・八 平潟屋鈴木忠三、市原貞吉代宗兵 一通

郎 衛

齋田塩三千六百俵の買仕切。

ミ二 仕切目録

卯・八 鈴木忠三郎、市原貞吉代宗兵 一通

衛

塩代別袋の仕切。

ミ八 塩取引差引覚書

辰・九 鈴木桑米助、市原貞右衛門 一通

差引合計金一兩三分五百三十八文。

ミ九 塩蔵入証文

巳・十 油屋藤兵衛、市原貞右衛門 一通
・二十五 齋田塩百俵の蔵入れ。

ミ六 塩荷取引覚書

(年代不詳) 塩引受仲間世話 塩問屋 三通

齋田塩などの諸取引。

ミ三 平潟塩問屋鈴木忠三郎書状

(年代不詳)・十一 鈴木忠三郎、他 市原貞右衛門、 一通

・十一

ミ四 山形七郎兵衛等書状

(年代不詳) 平潟山形屋七郎 市原貞吉 三通

兵衛、他

蔵目附等の件。

ミ六 塩仲間面付

(年代不詳) 中屋喜八郎他三十五名の名簿。 二通

馬産

モ一 迫駒頭数書上帳

(年代不詳) 安積郡日和田村・小原田村、岩瀬郡江持村等の村毎の迫駒頭数を書上げたもの。 一冊

安積郡日和田村・小原田村、岩瀬郡江持村等の村毎の迫駒頭数を書上げたもの。

モ二 駒主名面

(年代不詳) 馬借世話人の名簿。 一通

馬借世話人の名簿。

モ三 迫駒種年賦金受取証文

(年代不詳)・十 追駒役所 柿之内村庄屋 一通
・十五 種馬年賦金三兩に対する元右衛門・長右衛門・七右衛門の受取。

商取引

ミ七 酒箒借用願書

享保十九・九 道場町彦兵衛 市原貞右衛門 一通
北町源五右衛門の酒箒を十年賦借用する件。

ミ六 酒造株転借証文

天保十二・七 叶屋市左衛門 駒屋村山岡喜郎 一通
右衛門

一か年金二十兩で市原氏持の酒造株を借用してきたところ、山岡民が借用することになる。

ミ元 酒道具借用証文

文久 三・四 内藤宗之助 市原又治郎 一綴
五尺桶・舟道具・かすり・枡など酒道具の借用。

ミ完 水車借用証文

天保 三・三 吉田彦助 市原元助 二通
中宿村地内の水車を借用する件。

ミ三 質入物書出

巴・十一 一通
・十八 弥惣治女房しげ他二名の質入品の明細。

ミ三 切粉煙草一札

文久 元・十 井上才兵衛 市原隆右衛門 一通
切粉煙草為替を常盤彦之助より井上才兵衛方へ引継ぐ。

ホ七 井上惣兵衛切粉煙草引当金返済証文

市原文書目録

丑・十 山川門之助、他 市原隆右衛門、他 一通

ミ三 板場権右衛門等書状

(年代不詳) 板場権右衛門、市原貞右衛門 一通
他

ミ三 国産織座一件

享和 三・十一 安藤三郎右衛門、織座役所 三冊
他
糸捌金七百二十兩等の通報。

ミ元 諸書付下書控帳

天保 六・七 商業諸書式の雛形。 一冊

ミ四 四町内商人面付

(年代不詳) 各町内毎の商人名。他に絵図面がある。 三通

ミ三 人足帳

(年代不詳) 日別の人足名簿および町別の人足名簿など。 一冊

ミ三 職人賃銀受取証文

未・十二 左官寅吉 四通
・二十七 左官職人賃銀受取証など諸職人の受取。

ミ元 大豆代金受取証文

文政 三・十 御代田村真壁平 市原貞吉 一通
・二十三 次右衛門

一一一

大豆代金十兩の受取。

ミ 三 ばれん代金覚書

未・八 鈴木屋九右衛門 三沢且那

三通

ばれん代金一分一朱、他に三沢より市原宛の書状一通。

ミ 三 本割覚帳

(年代不詳) 木挽久之助

一冊

杉板などの代金支払。

ミ 四 縮縮受取証文

(年代不詳)・四 せり場世話人忠 荒物屋久兵衛

一通

・二十七 歳

縮縮百三十匁の受取。

無 尽

三 益 講

へ 三 三益講割合帳

安政 三・八 小笛栄助、他

一冊

三益講初会より十五会までの割合帳。

へ 三 三益講定書

弘化 五・三 琴田半兵衛、他

一冊

三益講の割合定書。

守山領内無尽

へ 三 掛金受取定書

文政 七・十一 講主赤沼岩之丞、

一冊と

他

二通

守山領内の惣益無尽の割合定書。

へ 六 惣益無尽割合定書

文政十三・四 講主茂左衛門、世話人柳沼善左 一冊

他 衛門他、

守山領内の惣益無尽、一本掛金二兩、くじ数百本。金主樫村亀松他四名。

中宿河岸場無尽

へ 三 中宿河岸無尽金貸控

安政六・文久二

内藤半蔵その他個人別貸付金の控。

へ 三 無尽預り金証文

文久 元 山川寛次郎 本家市原

二通

十八兩三分当会分の預り。(川岸場無尽か)

へ 四 中宿河岸場無尽預り金証文

文久二・九 山川寛次郎 本市原

三通

五十八兩、中宿河岸場無尽預け金のうちからの返金。

へ 五 川岸場無尽預り金貸付証文

慶応 元・六 矢吹源三郎、他 市原勘助 一通

中宿川岸場無尽の預け金八十兩一分三朱と八百六十四文を貸付けるにつき返金の依頼。

八幡飛脚組合講

へ 七 永続積立講規定書

文政 十・十 八幡飛脚組合永続積立講規定書、初会より二十会までの計画。 一冊

へ 三 八幡飛脚組合仲間無尽定書

天保 六・三 八幡組合中 市原 一綴

掛金の覚その他の件。

へ 三 永続講満会差引帳

天保十一 八幡組合中 一冊
八幡飛脚組合永統講二十会目の個人別差引帳。

へ三 八幡飛脚組合永統講差引覚書 市原喜三郎、他 五通

子・三 江州八幡永統講 元
永統講の差引の勘帳。

へ四 組合預り金覚書 市原喜三郎 一通

子・三 八幡組合中
八幡飛脚組合無尽より市原家へ預けた金額は千四百五十一兩に上る。

フ三 八幡飛脚組合永統講差引覚書 市原喜三郎 二通

・九 永統講元
貸金三百三十兩その他の件。

へ元 八幡飛脚組合無尽覚書 市原 一通

卯・三 八幡組合中
当会の当り金五百兩。

へ四 八幡飛脚組合講覚書 市原 一通

寅・九 八幡組合中
八幡飛脚組合講の差引覚。

その他の無尽

へ二 滑川無尽当り金差引証文 千代倉忠蔵 一通

文政十二・二 滑川無尽会所
当り金五十兩のうち差引残高三十五兩を渡す。

へ九 大桑原佐平無尽願書 市原喜三郎 一通

弘化 四・十二 会主佐平
市原文書目録

頼母子無尽を企画するについての趣意書。

マ九 普応寺無尽為取替証文 普応寺役僧中、一通

天明 六・十一 北町五人組頭宗 兵衛、他
北町と道場町との取りかわし証文。

マ六 普応寺相統無尽規定書 市原貞右衛門、一通

天明 六・十一 普応寺・且中 他
預託・貸付・貰金等の定め。

へ一 長松院無尽引当借用証文 市原貞右衛門 一通

寛政 二・ 借用人弥五兵衛
自分所持の長松院十半間当り金八兩二分を担保とする件。

へ二 金徳寺無尽一番關当り金受取証文 千代倉忠蔵 一通

酉・九 本宮河内屋与四 郎
当り金よりの差引額百二兩の受取。

へ三 新規無尽組立調帳 一冊

(年代不詳)
金徳寺類焼後、今回遊行上人巡国のため金徳寺再建頼母子講を企てる件。

へ四 無尽掛金通帳 市原喜三郎 一冊

文政十三・三 善法院会所
善法院無尽掛金の調帳。

へ五 善法院無尽掛金受取証文 市原朔助 二通

戊・十 善法院役寺本願坊
善法院無尽掛金四兩の受取。

へ六 無尽落し鬮金借用証文

文政 九・三 講主横田藤九郎 市原正五郎
当り鬮金五兩の借用。

一通

へ元 初会より九会迄取立調帳

初会より九会迄掛金調帳

天保 五・

無尽掛金の各会毎の差引額調査。

二冊

へ三 役所鬮始終掛出会調帳

天保 五・

初会より九会までの調査。

一冊

へ三 無尽寄合賄料等受取証文

(年代不詳)

無尽会所

五通

へ三 無尽掛金預り調書

(年代不詳)

吉成甚左衛門他七名の無尽掛金の預り調査。

一通

へ三 当り鬮

(年代不詳)

無尽の当りくじ。

五通

内藤文書目録

藩政

古城跡と諸施設

ノ一 須賀川町役人願書

午・九 小倉九右衛門、代官所

一通

古城跡板塀修理費用の下渡しの件。

ノ二 須賀川町役人届書案

辰・六 小倉弥右衛門、相楽七郎右衛門、一通

他 他

古城跡土手の檜七十三本申年の大火で大方焼枯れたことの報告。

ウ元 石工市郎治等願書

戌・十二 願人石工・高年 代官所 一通

寄・検断

釋迦堂・守谷館・江持村・堤村等五ヶ所の境杭細工人夫作料の下渡しの際の件。

御救米・他藩公訴

カ六 払米被仰付人数書上帳

天明 四・三 須賀川北町

救米の対象となる人数の報告。

コ三 須賀川町理左衛門訴状

寛政 十・ 理左衛門

江戸寺社奉行所 一通

内藤文書目録

相馬藩米千俵買取米の不渡しについての訴訟の件。

コ四 内藤平左衛門訴状写

文化十一・ 内藤平左衛門代 江戸寺社奉行所

一通

仁平

三春の早川半之丞に対する貸金滞りの件。

コ五 内藤龜之丞願書

(文化十一)・三 内藤龜之丞 白河役所

一通

三春の早川半之丞に対する貸金訴訟につき添駁希望の件。

コ六 内藤茂兵衛訴状

文化十三・八 内藤茂兵衛 江戸寺社奉行所

一通

秋田山城守に対する勝手用立金の返却催促の件。

ム三 士分借入

士分借用証文

明和 二・十一 杉村仙蔵、他 長谷川市左衛門

一通

・十七

松平越中守家中十名が千両を連帯して借用。

ム四 士分借用証文

文化 五・十 三輪与八郎、他 内藤捨蔵

一通

金百二十兩の借用。

ム五 士分借用証文

文化 六・六 奥村太郎兵衛 松坂屋忠兵衛

一通

金十兩の借用。

ム六 士分借用証文

文化 七・十二 奥村太郎兵衛 内藤亀之丞 一通

金十兩の借用。 清六の訴訟の件。 四

ム 士分借用証文

万延 元・五 久保喜八郎、他 内藤平次右衛門 一通

金一兩の借用。

諸取締

ネ一 須賀川庄屋安藤兵次他六名請書

博奕賭の制禁遵守の件。 代官所 一通

西・二 須賀川町庄屋

ネ二 売買心得触書(断簡)

(年代不詳)・十一 滝沢仁左衛門 内藤平治右衛門 一通

・二十六

在中への触書を町中へも触れよ。

ネ三 白河藩勘定所申渡書(断簡)

(年代不詳)・十一 勘定所 一通

米屋に対する申付の諸個条。米屋共へ米売買についての諸注意。

ネ四 内藤亀之丞願書

丑・六 内藤亀之丞 白河藩役所 一通

道場町庄兵衛に対する貸金督促の件。

ネ五 須賀川本町半兵衛返答書

未・四 須賀川本町半兵衛 代官所 一通

衛

白河年貢町清六の買取米訴訟に対する返答。

ネ六 白河年貢町清六書状

未・五 本町半兵衛 一通

清六の訴訟の件。 四

ネ七 須賀川町庄屋返答書

申・四 安藤兵次、他 代官所 一通

当所四か町願筋の落文についての回答。

ネ八 須賀川町高年寄上申書

申・十一 安藤嘉久右衛門、代官所 一通

・二十三 他

安藤右衛門七御とがめ中、廻米に支障あるの件。

ネ九 道場町伝右衛門訴状(断簡)

未・十二 通塩町利平店伝 右衛門 一通

穀留めにつき米代前金三十兩の返却要求の件。

ネ二 須賀川町本町安左衛門他三名請書

西・六 須賀川本町安左衛門、他 代官所 一通

居久根杉の伐採に対する追込処分。の件。

ネ三 須賀川町検断伺書

西・五 検断安藤右衛門 代官所 一通

七、他

安左衛門の居久根杉伐採の件。

ネ三 須賀川町検断返答書

西・六 検断安藤右衛門 代官所 一通

七

居久根杉伐採の件。

ネ四 内藤龜之丞願書

西・十 内藤龜之丞

白河藩役所

一通

家屋敷書入証文の件。

ネ五 須賀川本町桑名伝十郎願書

申・六 本町桑名伝十郎、代官所

一通

他

本町桑名伝十郎娘やすを白河松山屋へ養女として遣わす件。

ネ六 須賀川本町十郎右衛門外二名願書

申・七 本町願人十郎右衛門、他 代官所

一通

岩作地内山崩につき年貢の引方を希望する件。

ネ七 須賀川北町庄屋願書

申・七 北町庄屋安藤兵次、他 代官所

一通

潰れ百姓跡へ入百姓を仕立てる件。

ネ八 道場町庄屋願書

申・九 道場町庄屋市原貞右衛門 代官所

一通

安藤三郎右衛門次男勇次を養子とする件。

ネ九 道場町徳兵衛願書

未・二 道場町徳兵衛 代官所

一通

離縁娘ろくの帰任の件。

ネ三 北町文蔵組合届書

(年代不詳) 北町彦四郎、他 代官所

一通

文蔵欠落もの件。

内藤文書目録

ネ三 中町庄屋届書

(年代不詳)・八 佐藤宗蔵、他

内藤尚一

一通

・二

中町一丁目・二丁目大世話より欠落ち者の報告の件。

ネ三 本町庄屋届書

子・五 安藤右衛門七 代官所

一通

・九

須賀川本町半兵衛宅の出火の件。

ネ三 中町借家与八等上申書

卯・六 中町借家与八、代官所

二通

・二十五

福島町卯吉盜賊一件についての余罪の件。

ネ七 北町町役人届書

申・七 北町役人 代官所

一通

盜賊太吉召捕につき盜難品等の有無の件。

ネ六 北町町役人届書

申・七 安藤右衛門七、他 代官所

一通

他

盜賊を召捕り、白状させた件。

ネ元 北町町役人届書

申・七 安藤右衛門七、他 代官所

一通

盜難品の書上。

一一七

ネ三 中町役人届書

申・七 小倉九右衛門、他 代官所
盗難者の件。

一通

ネ三 北町町役人届書

申・七 安藤兵次、他 代官所
盗難一件。

一通

ネ三 道場町庄屋届書

申・七 市原貞右衛門 代官所
道場町久兵衛の盗難にあえる件。

一通

ネ三 宰料善次等願書

酉・三 中町善次、他 代官所
江戸より二本松への古着荷物の紛失の件。

一通

ネ四 北町検断届書

酉・正 検断安藤右衛門 代官所
七
捕えおいた盗賊を取逃がした件。

一通

ネ五 北町小一右衛門等請書

戌・五 小一右衛門、他 代官所
・二十六
過料銭・追込の処分の件。

一通

ネ五 北町与惣次等請書

戌・五 与惣治、他 代官所
・二十六
過料銭・追込の処分の件。

一通

ネ三 佐藤良蔵願書

申・九 佐藤良蔵 代官所
本年三月に逃亡した召使武右衛門の取逃金の内済の件。

一通

ネ三 北町町役人願書

申・九 検断安藤右衛門 代官所
七
杉山八蔵方への北町嘉平太の奉公の件。

一通

ネ完 旅籠屋嘉惣次等訴状

酉・閏六 北町嘉惣次、庄屋・検断等、他 白河役所
飯盛女の欠落ちの件。

一通

ネ四 須賀川町役人届書

天明 八・七 庄屋安藤兵次、他 代官所
行路病者の件。

一通

ネ四 北町下目明し与右衛門返答書

天明 八・七 北町目明し与右衛門 代官所
行路人病死の件。

一通

ネ四 本陣村上官次届書

天明 八・十 本陣村上官次 代官所
鶴岡城主酒井左衛門尉供の者の病死の件。

一通

ネ四 北町勘五郎店かね返答書

天明 八・七 北町かね 代官所
・九

一通

行路人病死の件。爪印がある。

ウ三 目明し請書

(寛政元)・四 須賀川町目明し 代官所 一通
与右衛門、他

目明し役任命の件。「並之通、御扶持方御給米被下置」とある。

ウ三 須賀川町目明し新左衛門願書

(天明八)・十二 新左衛門 代官所 一通
病身につき免職の件。

ウ三 須賀川町役人願書

(天明八)・十二 庄屋・検断 代官所 一通
与右衛門・勇八の目明し役任命の件。

ウ三 須賀川町役人願書

(寛政元)・三 庄屋・検断 代官所 一通
与右衛門の目明し役任命の件。

許認可

ミ一 中町庄屋添書

申・十二 庄屋安藤兵次 一通

中町半兵衛の瀬戸物問屋出願についての件。

ミ二 中町庄屋請書

申・十一 庄屋安藤兵次 代官所 一通

須賀川中町半兵衛の後藤新田瀬戸屋任命についての掟に対する誓約。

目付・郷士等任命

ハ三 藤井平作証文

文化 十・十二 中町藤井平作 内藤平左衛門 一通

内藤文書目録

物成二百石米永を知行米として指上げる件。

ハ三 藤井平作証文

文化 十二・十二 中町藤井平作 内藤平左衛門 一通
物成二百石米永を知行米として差上げる件。

ハ七 白河藩申渡書

文政 五・十一 駒井忠兵衛、他 内藤平治右衛門 一通
平治右衛門を勘定奉行格に任命する件。

ハ八 内藤龜之丞書状写

安政 二・八 須賀川町郷士 一通
・十二 内藤龜之丞

家督相続について郷士任命と高十五石下賜に対するお礼。

ハ三 内藤平左衛門願書案

(天明三)・七 内藤平左衛門 南条又左衛門、一通
・二十三 他

代官加役御免の件。

ハ二 白河藩申渡書写

(天明三)・八 代官次席郷士内 一通
藤龜之丞

内藤龜之丞の家督相続と郷士任命の件。

ハ六 白河藩勘定奉行書状

(天明三)・八 勘定奉行 内藤平左衛門 一通
・晦日

名代大森忠右衛門のお礼言上がすんだ件。

内用達

内用達身分

八五 白河藩申渡書

文化 九・七 内藤捨蔵

南彦左衛門、他

一通

内藤捨蔵を内用達見習に任命する件。

八六 白河藩申渡書

文政 五・七 駒井忠兵衛、他

内藤平治右衛門

一通

郷土及び内用達に任命する件。

仕送金・時借

タ二 天明三年以来内用方書上帳

文化 五・八 内藤平左衛門

一冊

タ一 借用約定書

文化 五・十 三輪与八郎、他 内藤捨蔵

一通

元金百二十兩を借用するについての契約。

タ三 白河藩家中野口理兵衛他五名願書

文化 七・十一 野口理兵衛、他 内藤捨蔵

一通

・六

借用金の返済延期の件。

タ四 白河藩家中三輪兵庫願書

酉・十二 内藤亀之丞

白河役所

一通

用立金十兩を年々米で返済したい件。

タ五 内藤氏口上書

卯・三

一通

文政六年の所替以来、白河藩に対する調達金と文政七年献納金の件。

タ六 内藤氏覚書

辰・十一

用立金と利足の調査及び返済金の調査。

タ七 内藤平左衛門願書案

未・十一 内藤平左衛門 白河元方役所

一通

役所より預り金の内金二千三百兩の返済延期の件。

タ八 内藤家願書案

(年代不詳)三・十

去年作毛不熟につき自分蔵米五十俵を差上げる件。

一通

タ九 内藤亀之丞願書

子・五 内藤亀之丞 白河役所

一通

秋田山城守用立金二千百兩未返済につき藩役所へ引合いを希望する件。

タ〇 内藤亀之丞願書

子・五 内藤亀之丞 白河役所

一通

三春藩用立金未返済につき同藩へ引合いを希望する件。

タ二 内藤亀之丞願書

子・八 内藤亀之丞 白河役所

一通

秋田山城守への用立金未返済につき公訴するにあたり、添書を希望する件。

タ三 内藤亀之丞願書

子・八 内藤亀之丞 白河役所

一通

三春藩用金につき奉行所へ訴訟するにあたり添書を希望する件。

カ三 内藤平治右衛門他一名預り証文

文政 二・八 内藤平治右衛門、元方勘定頭中

一通

他

白河藩の信託金不足につき金五十兩を更に預る件。

カ三 内藤平治右衛門他一名預り証文

文政 三・六 内藤平治右衛門、元方勘定頭中

他

白河藩の信託金不足につき金八十兩を更に預る件。

カ三 内藤家預り証文案

(年代不詳)

白河藩の信託金不足につき金三百兩を更に預る件。

町会所の自治

政務

ノ三 藤井平作覚書

(年代不詳)

水吞屋敷を譲受けた件。

藤井平作

文三郎

一通

ノ四 須賀川町庄屋内意伺書

酉・六

庄屋小倉九右衛門、他

代官所

一通

水吞百姓を高持百姓に取立てる件。

ノ五 大山宗健他一名連署書状

巳・正 大山宗健、他

百姓無人につき示談にしたい件。

一通

ノ六 高久田村奉公人引戻金借用願書(断簡)

(年代不詳)

ノ八 市原貞右衛門返答書

巳・十 市原貞右衛門

代官所

一通

ノ九 白河藩主送迎手伝覚書

内藤文書目録

(文化三)・八

二十三

藩主御成りの際の手伝いの件。

ノ二 白河藩主送迎覚書

送迎のための諸設営の件。

ノ二 白河藩主接待間取絵図

一鋪

ノ三 白河藩役人接待覚書

戌・九

一通

ノ三 白河藩主接待覚書

文化三年九月二十七・二十八日の御供人数等。

一通

ノ四 市原喜三郎廻文

(年代不詳)・正 市原喜三郎

白河藩主へ年頭祝儀のための太々講演奏の件。

内藤亀之丞、他

一通

ノ五 滝田九十郎他三名連署書状

(年代不詳)・八 滝田九十郎、他

・晦 粟毛四歳馬を贈られた礼状。

内藤平左衛門

一通

ノ六 草川七左衛門書状

(年代不詳)

草川七左衛門

内藤尚一、他

一通

贈品に対する礼状。

ム九 a 藤井平作借用証文

天保 二・十 藤井平作

内藤平次右衛門

一通

・五

酒造株を売渡し年賦金百四十兩を借用する件。

ネ三 本町町役人火災届書

子・五 安藤右衛門七、吉田弥五右衛門、
他 二通
・十一 他
本町半兵衛宅の出火。

ネ四 本町町役人火災検分方願書

子・五 検断安藤右衛門 吉田弥五右衛門、
他 一通
・二 七

ネ五 十念寺木小屋出火届書

巴・九 十念寺隣り松右 安藤彦右衛門、
他代官所 一通
・三 衛門、他

ノ七 中町久左衛門請書

閏・六 中町久左衛門 代官所 一通
荒地開墾の許可申渡しの件。

ネ六 高久田山売券

寛政 四・十二 中村惣右衛門 内藤亀之丞 一通
カ七 中町庄屋小倉九右衛門届書

酉・六 庄屋小倉九右衛 代官所 一通
門

中村半十郎子供五人を抱えるにつき米一俵を下賜された件。

カ八 中町徳三郎他二名請書

丑・六 須賀川中町組合 代官所 一通
徳三郎、他

子供五人以上を養育する者へ称美米一俵を下賜された件。

カ九 中町町役人届書

酉・五 中町庄屋検断 代官所 一通

中町半十郎子供六人を養育するにつき、称美米十石を下賜され
た件。

カ四 出生養育金渡方牒

寛延 四・五 内藤平左衛門 一冊
寛延四年より寛政九年に至る間の支給を示す。

カ九A 内藤家由緒覚書案

(年代不詳) 一冊
初代よりの由緒。寛延四年の赤子養育金創設の記事がある。

カ四A 内藤氏願書控

(年代不詳) 一冊
五代前の祖父平次右衛門の赤子養育金創設及び中町町益金創設
の記事がある。

町役人

ハ一 町役人願書

午・正 検断安藤治兵衛、代官所 一通
他

ハ二 代官掛合書

(年代不詳)・正 代官所 一通
赤井豊前守より呼出しにつき出府するため添書を希望する件。
・九 他

内々に面談したい件。

ハ三 御霊屋拝見許可申達書

(年代不詳)・二 代官 市原貞右衛門、一通
・十三 他

ハ四 白河藩申達書留

二月二十五日に拝見を許可する件。

文化 五・五 代官所 各町役人 一冊
・二十五
文化五年の改革および飯盛女事件関係。

八九 小林久左衛門請書 代官所 一通

寅・二 小林久左衛門、
・二十八 他
町年寄役の任命の件。

八二 町年寄願書 代官所 一通

酉・十二 須賀川村上官次、
他
本陣・問屋を譲渡し町年寄だけを勤めたい件。

八三 白河藩申達書 内藤平左衛門 一通

(天明三)・十
・十五
代官再勤を命ずる件。

八四 須賀川四町百姓訴状写 役人中 一通

(年代不詳)
須賀川四町百姓
安藤彦兵衛の検断罷免の出願。

八五 御役御免礼状写 郡奉行 一通

(年代不詳)・九 内藤平左衛門
・十八
病身につき免職を受けた件。

八七 藤井家由緒書 代官所 一通

寛保 二・六 藤井源右衛門

八六 相楽家及内藤家由緒書 一冊
(年代不詳)

八元 内藤家歴代役儀覚書案 二通
(年代不詳)

八三 内藤尙一扶持米受取書控 一通

文政 五・十二 内藤尙一
扶持米四石五斗余を六か月に分けて受取る。

八三 町役人伺書案 一通

(年代不詳)
扶持五割借上げの件。

八四 内藤弥左衛門暇願書 一通

丑・七 内藤平左衛門
旅行の暇の出願。

八五 参宮暇願書 代官所 一通

寅・一 安藤嘉久右衛門
日数百日の暇。

八六 本町与市暇願書 一通

申・七 須賀川本町与市
京都へ商用でゆくにつき七十日の暇を出願する。

八七 村上官次江戸出府願書 代官所 一通

(寛政元)・閏六
須賀川町年寄村
上官次

八八 町年寄帰任届書 代官所 一通

(寛政元)・閏六 町年寄村上官次
江戸より一昨二十六日に帰る。

八九 改印届書 一通

子・十 北町庄屋安藤彦
右衛門

ハ三 相楽某礼状案

亥・八

森、他

一通

・九

養子引取りの祝儀に対する郡代への礼状。

ハ三 某届書案（断簡）

（年代不詳）

安藤三郎右衛門の不埒についての報告。

一通

由二 内藤家由緒書

（年代不詳）

無題。安永年中、惣町益金組立の記事がある。

一冊

ヒ一 内藤慶蔵等願書

中・八 内藤慶蔵、他

才覚金四百七十五両を町益金から調達したい件。

一通

ヒ二 内藤慶蔵届書

戌・十一 内藤慶蔵

矢嶋庄七、他

一通

ヒ三 北郷代官差紙

（年代不詳）・十二 北郷代官

青沼養拙、他

一通

ヒ四 町益金返済内済規定書案

（年代不詳）

内藤平次右衛門、他

一通

桑名藩へ貸付の百両の返済方についての内済規定書。

ヒ五 町益金預託証文写

（年代不詳） 須藤源八、他 内藤平左衛門 一通

町益金を白河藩へ預託する証文およびその利子を以て助情金とする件。

ヒ六 内藤氏合力金覚書写

（年代不詳）

町方への合力金の件。

一通

ヒ七 青沼供拙町益金証文

（年代不詳）

供拙

平次右衛門

一通

町益金割返し分の持上げの件。

ヒ八 須賀川町益金指引帳

天明八〇寛政十

内藤平左衛門

勘定所

一冊

代官加役として質役金を町益金として使用し、その差引勘定を十年間にわたって行ったもの。

ヒ九 町益金差引帳

寛政 八〇

内藤平次右衛門

佐藤宗蔵、他

一冊

文政十一

町益金の勘定の件。

街道交通

往来問屋

ホ一 中町小倉九右衛門他一名返答書

寅・正

中町小倉九右衛門、他

代官所

一通

三沢源左衛門の往来問屋役返上の件。

ホ二 庄屋三沢源左衛門他一名届書

寅・二

庄屋三沢源左衛門、他

代官所

一通

内藤勇左衛門より自分の預りの中町問屋を小倉九右衛門が引受ける件。

ホ三 小倉九右衛門中町問屋讓受願書

寅・三 中町庄屋小倉九 代官所

一通

右衛門

内藤勇左衛門所持の中町問屋の経営出願。

ホ四 三沢源左衛門他一名願書

寅・三 三沢源左衛門、 代官所

一通

他

内藤勇左衛門所持の中町問屋を小倉九右衛門が引受ける件。

ホ五 須賀川町役人願書

酉・十二 庄屋小倉九右衛 代官所

一通

門

本町三沢源左衛門の本陣・問屋経営の件。

ホ六 小倉九右衛門願書

辰・四 庄屋小倉九右衛 代官所

一通

門

須賀川四か町問屋を一本化したにより、それを経営したい件。

ホ七 三沢源左衛門願書

酉・十二 庄屋・検断 代官所

一通

問屋・本陣を内藤順治より讓受の件。

宿駅・飛脚

ホ八 庄屋佐藤豊三郎他九名返答書

未・四 庄屋佐藤豊三郎、 代官所

一通

他

往来諸荷物の下り継立ての件。

内藤文書目録

ホ九 問屋佐藤豊三郎他六名返答書

未・六 須賀川町問屋佐藤豊三郎、他 代官所

一通

往来諸荷物の下り継立ての件。

ホ三A 嶋屋取次所安藤佐兵衛証文

午・四 嶋屋取次所安藤 内藤亀之丞

一通

・十七 佐兵衛

状通預り及び勢州四日市迄運賃受取の件。

ホ三B 布袋屋証文

巳・十一 布袋屋 内藤亀之丞

一通

・二十七

状通(江戸小網町常陸屋宛)預りの件。

ホ三 万五郎証文

戌・十一 万五郎 内藤亀之丞

一通

・十

状通(柏崎陣屋宛)預りの件。

ホ四 湊屋庄右衛門証文

子・十一 湊屋庄右衛門 内藤亀之丞

一通

紙包一つ(常陸屋吉次郎宛)預りの件。

ホ五 船田建二郎書状

(年代不詳)・十一 船田建二郎 内藤平治右衛門

五通

市原飛脚人の納品書等の件。

ホ六 問屋受取証文

卯・八 問屋

五通

人足賃・駄賃の受取の件。

ホ七 上杉駿河守先触

(文化六)・三 問屋佐藤宗蔵 代官所 一通

ホ二 丹羽左京大夫実祖母及舎弟入湯通行先触 (文化六)・三 問屋佐藤宗蔵 代官所 一通

ホ三 丹羽左京大夫先触 (文化六)・四 石田惣兵衛、他 代官所 一通

ホ三 南部左衛門尉先触 (文化六)・五 問屋佐藤宗蔵 代官所 一通

ホ四 南部大膳大夫先触 (文化六)・五 問屋佐藤宗蔵 代官所 一通

・十四 問屋佐藤宗蔵 代官所 一通

ホ五 松平山城守先触 (文化六)・七 問屋佐藤宗蔵 代官所 一通

・六 黒石弥右衛門、他 代官所 一通

ホ六 津輕越中守参府先触 (文化六)・三 佐藤十太夫、他 代官所 一通

・四 米沢家中河野円次郎、他 代官所 一通

ホ七 六郷佐渡守下向先触 (文化六)・四 本陣三沢源左衛門 代官所 一通

・四 須賀川宿昼休先触 (文化六)・四 須賀川町年寄等上申書 町年寄・高年寄・庄屋 内藤平左衛門 一通

・四 須賀川町年寄等上申書 町年寄・高年寄・検断・庄屋 内藤平左衛門 一通

・七 須賀川町年寄等上申書 町年寄・高年寄・検断 内藤平左衛門 一通

・七 須賀川町年寄等上申書 町年寄・高年寄・検断・庄屋 内藤平左衛門 一通

・七 須賀川町年寄等上申書 町年寄・高年寄・庄屋 内藤平左衛門 一通

通行の件。

ホ三 岩城伊予守先触 (文化六)・五 岩城伊予守内斎 藤幸八、他 代官所 一通

ホ三 佐竹右京大夫下向先触 (文化六)・四 川崎清右衛門、他 代官所 一通

祭 礼 仰

マ九 須田大宮司口上書 文政二・七 須田大宮司 祭礼用の車付大鼓台の引出しの件。 代官所 一通

マ二 須賀川町年寄等上申書 辰・七 町年寄・高年寄・検断 内藤平左衛門 一通

マ二 須賀川町年寄等上申書 辰・七 町年寄・高年寄・検断 内藤平左衛門 一通

マ三 須賀川町年寄等上申書 卯・七 町年寄・高年寄・検断・庄屋 内藤平左衛門 一通

丹羽左京大夫(五月一日)および佐竹右京大夫(五月二日)の

諏訪祭礼終了の件。

マ二四 須賀川町年寄等上申書

午・七 町年寄・高年寄

内藤平左衛門

一通

・検断

諏訪祭礼終了の件。

マ二五 須賀川町年寄等上申書

亥・七 町年寄・高年寄

代官所

一通

諏訪祭礼終了の件。

太々講

マ二六 太々講世話人会所舌代

(年代不詳)・正

太々講会所

加藤庄助、他

一通

・六

太々講廻文をいう。世話人十二名の列記がある。

マ二七 太々講世話人会所舌代

(年代不詳)・正

太々講会所

堀江平左衛門、他

一通

・六

太々講廻文。

マ二八 太々講世話人会所舌代

(年代不詳)・正

太々講世話人会所

中村金左衛門、他

一通

・十九

太々講廻文。

マ二九 太々講廻文

(年代不詳)・正

内藤龜之丞、他

桑名三郎兵衛、他

一通

・十四

マ三〇 太々講世話人会所廻文

内藤文書目録

(年代不詳)・三 太々講世話人

二十八

相楽七郎右衛門、他

一通

マ三一 太々講世話人会所廻文

(年代不詳)・四

太々講世話人

永瀬彦蔵、他

一通

・二

マ三二 太々講世話人会所廻文

(年代不詳)

太々講世話人

高久田金吾、他

一通

マ三三 太々講会所当番廻文

(年代不詳)

当番安藤彦十郎

一通

太々講金取立ての件。

マ三四 太々講会所廻文

(年代不詳)

太々講会所

一通

マ三五 太々講会所当番廻文

(年代不詳)・四

当番安藤彦十郎

内藤龜之丞、他

三通

・三

太々講出会の件。

マ三六 太々講会所世話人口上書

(年代不詳)

世話人

太々講世話人中

二通

太々講取立て催促の件。

マ三七 太々講世話人口上書

(年代不詳)

世話人

若旦那

一通

掛金納付済の件。

マ三八 着屋金吾口上書

(年代不詳)

着屋金吾

太々講世話人衆

一通

太々講金預り人承諾の件。

中

マ元 太々講金預り証文

文化 七・四 遊佐猶右衛門 内藤亀之丞

一通

伊勢内宮太々御神楽料金のうちより預る件。

マ言 太々講金預り証文

丑・九 預り人安藤太右 太々世話中
衛門

一通

伊勢内宮太々御神楽料金のうちより二兩二分を預る件。

マ三 太々講預り金返済証文

申・四 東源助 太々講世話中

一通

マ三 太々講預り金返済証文

午・四 太々講世話人 内藤亀之丞

一通

マ三 太々講預り証文

亥・四 市原忠藏 世話人中

一通

マ言 太々講会所世話人廻文

(年代不詳)・四 太々講世話人 糺屋喜兵衛、他

二通

・十二

太々講金貸付につき出会の件。

マ言 太々講貸付金証文

(年代不詳)・八 世話人 内藤亀之丞

一通

マ言 太々講貸付金先名前書

(年代不詳)

一通

マ毛 太々講代参届書

未・二 京屋藤兵衛、他 太々講世話人中

一通

・五

マ三 太々講奉納金引替覚書

巳・九 中屋喜右衛門他五名の代参。

一冊

マ元 太々講代参届書

(年代不詳)・二 叶屋市左衛門、
他 会主内藤源之助

一通

マ四 太々講代参出立祝書留

(年代不詳)・三 会主内藤源之助
・十 市原喜三郎、他

一通

マ四 太々神楽猷進届書

(年代不詳)・九 井向出雲
・朔 内藤平左衛門、
他

一通

代参猷進の件。

マ四 太々講出納覚書

寅五ノ卯八

一通

貸付金の利子計算。

マ四 永代太々講神楽講人数帳

享保十二・三

一冊

マ五 永代太々講神楽講人数帳

宝曆 十・三

一冊

マ三 伊勢永代太々百人講規定書

文化 四・正 内藤弥左衛門、
他

一冊

マ四 永代太々講神楽金親代預り証文

文化 五・七 内藤民五郎

一通

太々講再興世話
人中

マ 〇 永代太々講神楽金再興定書

文化 六・三 永代太々講世話

内藤亀之丞

一通

未・十一 須賀川町検断・

庄屋

一通

マ 〇 永代太々講連中名寄帳

文化 六・三 内藤亀之丞、他

連中合計百七十五人。

一冊

ヤ 四 相馬因幡守廻米六百石積雇船一札

寛政 十・十二 日本橋四日市船

主市郎兵衛

内藤亀之丞、他

相馬請戸浜で積載する約定。

一通

マ 〇 永代太々講再興口上書案

文化 八・二

・七

一通

ヤ 五 仙台壳石仕切帳

寛政 五・四

・吉

一冊

マ 〇 伊勢永代太々講再興貸付帳

文政五と天保三 永代太々講世話

人

一冊

ヤ 六 米相場調書

(年代不詳)・十一 常陸屋吉次郎

内藤亀之丞

一通

マ 〇 染谷正吉書状

(年月不詳)

・五

染屋正吉

当番吉田忠之助

一通

ヤ 七 米相場調書

(年代不詳)・十一 小網町常陸屋

内藤亀之丞

一通

マ 〇 永代太々講旧例覚書

(年代不詳)

永代太々御神楽講人数帳

世話人

一通

ヤ 八 馬場代太郎覚書

(年代不詳)・三 馬場代太郎

内藤亀之丞

一通

商品流通

廻米と払米

ヤ 一 会津二本松廻米問屋右衛門七伺書

申・十一 須賀川高年寄・

庄屋

代官所

一通

ヤ 九 内藤亀之丞書状案

(年代不詳)・閏八 内藤亀之丞

梶塚五助、他

二通

臨時に代わって廻米に従う件。

ヤ 二 守山廻米二百俵預り証文(断簡)

ヤ 二 内藤亀之丞覚書

常陸屋吉次郎に対する立替金の件。

・ 九 内藤亀之丞 梶塚五助、他 一通
常陸屋吉次郎方へ五百兩渡しずみの件。

ヤ二 常陸屋万次郎書状

(年代不詳)・閏八 常陸屋万次郎 内藤氏 一通
・ 五

取引上の意見開陳。

ホ七 上乘伊八届書

寛政十一・二 内藤亀之丞代上 栄久丸船頭勘右 一通
乗伊八 衛門

積荷米二百六十俵が海上水ぬれとなった件。

ヤ三 横田蔵米受取書

・ 九 木野崎相楽孫右 内藤亀之丞 一通
衛門
六百九十俵、代金百五十兩。

ユ一 間瀬次助代万太郎証文

享和 二・十一 間瀬次助代万太 内藤亀之丞 一通
郎

白河藩柏崎蔵米金千兩分の注文を受けた件。

ユ二 三春藩嶋田仙助一札

文化十四・四 秋田山城守内嶋 内藤尚一 一通
田仙助

預り米六千俵及び米大豆先納金について国元役人と評議する件。

ユ三 三春春山伝次郎他一名覚書

文政十一・四 三春春山伝次郎 岩城中ノ作吉田 一通
・ 二十九 須賀川内藤亀 利左衛門
之丞

岩城平米千八百俵を須賀川町鉄吉方へ売渡す件。

ユ四 須賀川本町町役人願書

申・正 本町安藤右衛門 代官所 一通

本町半兵衛へ十判到来につき出府するため添輸を希望する件。
七、他

ユ五 須賀川本町半兵衛他二名願書

未・十二 須賀川本町半兵 代官所 一通
衛、他

守山弘米の払下げの件。

ユ六 須賀川本町町役人答申書(断簡)

未・十二 検断・庄屋 代官所 一通

十判米の米代前金三十兩の廻送の件。

ユ七 某書留

文政 五・十一 包紙のみ。「相馬表本証文写」と書かれている。 一通

ユ八 某書留

西・四 相馬藩との引宛米係争の内済次第。 一通

ユ九 相馬因幡守米売渡方約定書

文化 六・十一 相馬因幡守内芳 常陸屋吉次郎 一通
賀純共、他

相馬米千八百俵の売渡し契約。

ユ一〇 米代前金受取証文

(文化六) 相馬因幡守内芳 常陸屋吉次郎 一通
賀純共、他

相馬米千八百俵の前金四百五十五兩の受取。

ユ二 内藤亀之丞願書案

子・五 内藤亀之丞

白河役所

一通

秋田山城守に対する金二千百兩調達金の払米につき三春藩役所への引合を希望する件。

ユ三 内藤亀之丞願書

(年代不詳)・四 内藤亀之丞

白河役所

一通

相馬藩米払米二千俵の引渡し不履行を公訴したい件。

ミ三 町内各商人代金受取帳

戌・九

本内藤内伝蔵

一冊

・十二

役人振舞用諸品の代金の受取。

無 尽

三益講等

ヘ一 三益講世話人案内

未・三 小笛治平、他

内藤平次右衛門

一通

三益講九会目の出会案内。

ヘ二 三益講世話人飛札

(年代不詳)・十一 小笛治平、他

内藤平次右衛門

一通

・二

三益講を定日の通り来る五日に興業する旨の飛札。

ヘ三 小笛治平等飛札

(年代不詳)

小笛治平、他

内藤平次右衛門

四通

講会の案内等。

ヘ四 三益講世話人飛札

(年代不詳)

小笛治平、他

内藤平次右衛門

一通

三益講を来る五日に興業する旨の飛札。

内藤文書目録

ヘ五 白河藩米方受取書

未・三 米方

船田久五郎

三通

頼母子講(三益講)の掛金の受取。

ヘ六 白河藩米方受取書

巳・七 米方

船田久五郎

一通

・五

三益講利金の受取。

ヘ七 三春無尽受取書

(年代不詳)・十一 本市原

本内藤

一通

・六

掛金一朱の受取。

相 楽 文 書 目 録

藩 政

諸取締

ハ三 須賀川町両目付達書

(年代不詳)・六 両目付
桑名与左衛門、他 一通
出火防止について代官よりの廻状を伝達する件。

ネ一〇 白河藩勘定奉行達書

(年代不詳)・七 白河藩勘定奉行
相楽七郎右衛門、一通
他

宿屋渡世の者の調査の件。

ネ一〇三 出火取締簡条

(年代不詳)・十二 代官
相楽七郎右衛門、一通
他

出火の際、火の元制道の件。

ネ一〇三 須賀川町両目付達書

(年代不詳)・十二 両目付
四か町役人 一通
町内火の元取締方廻勤の件。

ネ一〇四 須賀川町両目付達書

(年代不詳)・十二 両目付
四か町役人 一通
近所火事の際、町内火の元取締の件。

ネ一〇五 苗村長兵衛書状

(年代不詳)・十二 苗村長兵衛、他
相楽七郎右衛門 一通
消火働きを賞する件。

ネ一〇七 金銀具類調査書

相楽文書目録

ネ一〇六 銀具品調査書

天保十四・閏九 郷土当番相楽七
左衛門、他 一通

触書により個人所持の銀製品を町役人に届出たもの。

藩 札

ネ一〇八 札役所役人書状

元禄十二・五 永田小左衛門、一通
他

札銀売出しの件。

ネ一〇九 札銀引替仕舞触書

宝永 四・十一 相楽七郎右衛門 四か町役人 一通
十一月二十三日に銀札所を閉鎖する件。

ネ一一 藩札売上高書上控

宝永 二・十二 須賀川 一通

条 目 ・ 許 認 可

イセ 会津蒲生氏条目

慶長 三・二 蒲生源左衛門尉、一通
他

本町・中町・北町三か町に対する高荷卸し、駄賃付けの定め。

ミ一 白河藩郡代所申渡書

子・九 郡代所 相楽七郎右衛門 一通

・年寄・検断・

庄屋中

酒屋の在買い許可の件。

c 一 白河藩郡代所申渡書

一通

栗苗を植付た故、人馬の進入を禁止する件。

c 二 白河藩郡代所申渡書

子・十 郡代所

須賀川・中宿

一通

・下宿村

八幡山は古来より相楽七郎右衛門の持山。

c 三 白河藩郡代所申渡書

相良七郎右衛門

一通

(年代不詳)・三 弥九郎

・二十五 栗苗植付け許可の件。

郷士・目付等任免

㊦ 松平大和守初入祝儀口上書

享保十五・五 藤井源右衛門、

他

一通

㊧ 白河藩郡代早川茂左衛門礼状

・五 早川茂左衛門

一通

㊨ 白河藩勘定所達書

(年代不詳)・十 勘定所

安藤貞八、他

一通

目付役任命を町役人へ伝達する件。

㊩ 水野勘解由書状

(年代不詳)・正 水野勘解由、他

相楽七郎右衛門

一通

年頭の挨拶。

㊪ 石川外記他一名書状

・五 石川外記、他

相楽七郎右衛門

一通

年頭の挨拶。

㊫ 石川外記書状

(年代不詳)・六 石川外記

相楽七郎右衛門

一通

年頭の挨拶。

㊬ 白河藩勘定所達書

・六 勘定所

岩田平藏

一通

内藤平左衛門の病身の件。

㊭ 水野源七郎書状

(年代不詳)・十二 水野源七郎

相楽七郎右衛門、

他

年頭の挨拶。

㊮ 白河藩達書

・正

一通

相楽七郎右衛門への目録金二百疋下賜の件。

㊯ 白河藩役人達書

(年代不詳)・三 中嶋文左衛門、

相楽七郎右衛門

一通

他

白河表会所へ出頭を命ずる件。

㊰ 北郷代官問合書

(年代不詳)・三 北郷代官

須賀川役人中

一通

郷士筆頭の由緒等の件。

㊱ 岩瀬郡代官差紙

(嘉永二)・閏四 岩瀬郡代官

相楽七左衛門、

一通

他

速かに面談したい件。

㊲ 竹内又四郎等差紙

八四 相楽貞翰書留
安永元々寛政五
安永年間・天明年間・寛政年間の郷土任命の次第。
一通

八三 白河藩申渡書
(年代不詳)・十一 渋江監物
格禄を安堵する件。
相楽七郎右衛門
一通

八二 郷土誓紙
(年代不詳)・五 山口浜吉、他
郷土身分の者の心得。
相楽治左衛門
一通

八一 扶持米預り証文
文政七・ 木本祖右衛門、
他 相楽七蔵
一通

八〇 扶持米預り証文
天保十・十一 北郷代官
相楽治左衛門
一通

七九 代官達書
天保十二・ 六 務川庫次郎、他
相楽治左衛門
一通

七八 相楽治左衛門願書
未・ 正 相楽治左衛門
鈴木謙治、他
一通

八三 相楽七左衛門由緒届書
嘉永二・ 二 相楽七左衛門
鈴木謙治、他
一通

八二 扶持金受取証文
嘉永三・ 十一 相楽七左衛門
扶持金一兩三分・丁銀九百三十文の受取。
二通

八一 白河藩申渡書
午・ 十
内藤平次右衛門・相楽治左衛門その他白河領内町役人の扶持高
の申渡し。
一通

八〇 須賀川町郷土知行高辞退願書
(年代不詳)・ 九
郷土相楽七蔵他三名の知行高辞退の件。
一通

七九 金方受取証文
申・ 十二
申年知行高のうち金方受取書。
相楽七蔵
一通

七八 北郷代官申渡書
(年代不詳)・ 正 北郷代官
相楽七郎右衛門、
他
一通

七七 北郷代官申渡書
(年代不詳)・ 六 北郷代官
相楽七郎右衛門持高を丸一年辞退するようにとの勧告。
一通

七六 北郷代官申渡書
(年代不詳)・ 八 北郷代官
相楽七郎左衛門持高の内三十石を辞退するようにとの勧告。
一通

ハ七 相楽七左衛門届書

(年代不詳)・九 相楽七左衛門

岡本与右衛門、一通

他 「私分家相楽猪左衛門六年以前、義絶御届申上候」とある。

ハ八 北郷代官申渡書

(年代不詳)・十一 代官

相楽七蔵、他 二通

相楽七蔵・佐藤小三郎への被下高手形の辞退を勧める件。

ハ九 北郷代官申渡書

(年代不詳)・十一 北郷代官

相楽七左衛門 一通

相楽家の除役を廢し小前並みに納めさせる件。

郷学所

サ一 郷学所条目

(寛政十一・五)

一通

郷学所設置の趣意。

サ二 郷学所先入主語

(寛政十一・五)

一通

郷学所教学の精神。

サ三 白河藩勘定所申渡書

(年代不詳)・九 勘定所

一通

堀池金弥を学問指南役に任命する件。

サ四 白河藩申渡書

(寛政十一)・十二

相楽七郎右衛門

一通

この度郷学所設置につき郷学所世話役に任命する件。

内用達

内用達身分

ハ七 郷士内用達見習由緒書

永田小吉

一通

天保十二年四月郷士内用達見習に任命される。

仕送金・時借

タ二 御用金上納覚書

安政 二・

一通

タ三 北郷代官御用金受取書

西・十一 岡本与右衛門

郷士当番相楽七左衛門

一通

金六兩三分二朱の受取。

タ四 北郷代官御用金受取書

卯・六 国嶋藤四郎

相楽七左衛門

一通

タ五 北郷代官御用金受取書

(年代不詳)・十一 北郷代官岡本与右衛門、他

相楽七左衛門

一通

タ六 北郷代官御用金催促状

(年代不詳)・二 北郷代官

内藤八郎右衛門

一通

タ七 北郷代官御用金受取書

辰・正 国嶋藤四郎

相楽七左衛門

一通

タ八 北郷代官御用金受取書

西・九 岡本与右衛門

相楽七左衛門

一通

タ九 相楽七左衛門書状

(年代不詳)・十一 相楽七左衛門

岡本与右衛門、他

一通

猷納金三ツ割当寅納分の十兩を納める件。

タ一〇 白河藩申渡書

(年代不詳)・十

海岸御国武備入用献納金の割合の件。

一通

タ二 才覚金受取口上書

(年代不詳)

本町安藤

相楽

一通

タ三 北郷代官御用金催促状

(年代不詳)・二 北郷代官

相楽七左衛門

一通

タ三 内藤八郎右衛門願書

(年代不詳)・八 内藤八郎右衛門
所替につき御用金返済の件。

借方役所

一通

タ二四 北郷代官上屋敷献納金受取書

酉・三 岡本与右衛門

相楽七左衛門

一通

七両の内三両の受取。

タ二五 才覚金受取書

子・九 野沢卯之助

相楽七左衛門

一通

四両の受取。

タ二六 才覚金受取書

(年代不詳)・十二 国嶋藤四郎、他

相楽七左衛門

一通

タ二七 御用金残額猶予願書

(年代不詳)・十二 相楽七左衛門

岡本与右衛門、
他

一通

町会所の自治

政務

ノ九 町内取締方伺書案

卯・三 市原朔助、他

一通

須賀川町惣取締役四名の取締方についての伺。

ノ二〇 町方取締方届書案

卯・七

惣取締役四名

郡奉行所

一通

イ元 白河藩申渡箇条

子・八

郡代所

相楽七郎右衛門
・年寄・庄屋・
検断

一通

町政取締等の一般事項。

ノ二五 三沢某通達書

(年代不詳)

三沢

相楽

一通

手形発行者の変更の件。

ノ三〇 酒値上願書

卯・六

八木屋亀之丞、
他

一通

蔵出し一升を九百五十文としたい件。

ノ三三 酒値上願書

(年代不詳)・十 藤井金之助

市原朔助、他

一通

蔵出し一升及び生物一升等の値上げの件。

ハ四 白河藩郡代林甚五左衛門申渡書

元禄 十・十

甚五左衛門、他

三城目村外二十
六か村

一通

相楽貞陳を火消役に任命する件。

ハ五 白河藩郡代林甚五左衛門申渡書

(元禄十)・九

郡代甚五左衛門、
他

五人年寄・九人
年寄・庄屋・検
断

一通

火消役任命の伝達の件。

ハ 白河藩郡代林甚五左衛門申渡書

(元禄十)・九 郡代甚五左衛門、五人年寄・九人 一通

他 年寄・検断・庄屋

須賀川町の両度の大火事により相楽七郎右衛門を火消役に任命する件。

ノ二 町会所触書

子・九 会所

一通

農業を疎かにし出商いをなすを禁止する件。

ノ六 銭相場値下通達書

(年代不詳)・七 井上惣兵衛

市原朔助、他 一通

一貫七百文を一貫七百五十文に値下げする件。

ノ三 白米値下願書

卯・八

一通

白米を金一分につき三升五合としたい件。

ノ三 穀屋相場引下通達書控

卯・九 藤井栄太郎 四人

一通

一升を五百十三文にする件。

ノ元 白米値下願書

卯・十一 藤井惣右衛門

市原朔助、他 一通

ノ三 白米相場通達書控

(年代不詳)・十一 藤井惣右衛門

一通

金一分につき五升二合五勺、一升につき三百九十文。

ノ三 温飩値下願書

辰・四 藤井栄太郎

市原朔助、他

一通

ノ五 豆腐油揚値上願書

(年代不詳)・八 吉田忠之右衛門 市原朔助、他 一通

豆腐を二十文、油揚を十二文としたい件。

ノ六 飯盛女花代値上願書

(年代不詳)・八 吉田忠之右衛門 市原朔助、他 一通

飯盛女花代を二朱としたい件。

ノ七 湯銭値上願書

(年代不詳)・十 藤井金之助 市原朔助、他 一通

湯銭一人十八文、子供十四文、小兒十文としたい件。

ノ四 銭安摺合通達書

(年代不詳)・三 藤井金之助 市原朔助、他 一通

一両につき銭九貫二百文。

ハ 閔谷重左衛門急廻文

卯・十 閔谷重左衛門 相楽七左衛門、他 一通

御用状到来についての廻文。

ハ 相楽七左衛門返書

(年代不詳)・正 相楽七左衛門 野沢卯之助、他 一通

当十一日の御年始目見、病氣につき不参の件。

ハ 戊五人組頭名前書

戊・正 安藤治兵衛、他 一通

ハ 郷士当番急廻文

(年代不詳)・二 郷士当番内藤治 内藤安之助、他 一通

右衛門、他

北郷代官よりの廻文の伝達の件。

ハ 山口浜吉等急廻文

(年代不詳)・三 山口浜吉、他 内藤欣三郎、他 二通

達書の通達。

八二 山口浜吉等急廻文

(年代不詳)・三 山口浜吉、他
御用状の趣旨の伝達の件。

永田小吉、他

一通

八三 相楽七左衛門返書

(年代不詳)・五 相楽七左衛門
藩主への年賀、病気につき不参の件。

岡本与右衛門、
他

三通

八四 白河藩触書写

(年代不詳)・五 郷土当番安藤勇
水戸中納言関東守備のため下向の件。
助

内藤八郎右衛門、
他

一通

八五 内藤治右衛門等急廻文

(年代不詳)・六 内藤治右衛門、
道山氏よりの沙汰による廻勤の件。
他

内藤仁右衛門、
他

一通

八六 相楽七左衛門返書

(年代不詳)・八 相楽七左衛門
藩主への年賀、病気につき不参の件。

栗原安左衛門、
他

一通

八七 相楽治左衛門返書

(年代不詳)・九 相楽治左衛門
藩主帰城の出迎え、病気につき不参の件。

中山藤吉、他

一通

八八 須賀川町役人順席御用書

(年代不詳)・十一 山口伝左衛門

三通

八九 北郷代官書状

(年代不詳)・十一 国嶋藤四郎
耕蔵の宿料払方の遅延の件。

相楽七左衛門

一通

八二 御用状到来通達書

(年代不詳)・十一 柳沼新兵衛、他

郷土当番内藤八
郎右衛門、他

一通

八三 中町年寄見習任用申渡書

文政 八・

橋本四郎平

一通

八四 相楽七左衛門返書

天保十四・正
年始不参の件。

務川庫次郎、他

一通

八五 北郷代官差紙

嘉永 四・六

北郷代官

三通

八六 北郷代官所差紙

慶応 三・三
年貢納付方の件。

北郷代官所

一通

八七 北郷代官達書

(年代不詳)・三
願書の書改めの件。

北郷代官

一通

八八 北郷代官差紙

(年代不詳)・三

北郷代官

一通

八九 北郷代官差紙

(年代不詳)・五
「耕蔵一条追々及延引、面談致度」とある。

北郷代官
相楽七左衛門、
他

一通

九〇 白河藩小林弥八郎書状

（年代不詳）・六 白河小林弥八郎 相楽七左衛門 一通
呼出しにつき代人を差立てるべき件。

ハ三 北郷代官差紙
（年代不詳）・八 北郷代官 相楽七左衛門 一通
藤井半右衛門・味戸半六郎兩名の呼出し。

ハ四 郡奉行触書
（年代不詳）・九 北郷代官 関谷重右衛門 一通
藩主の奏者番御免の件。

ハ五 町役人月番割書上控
（年代不詳）・十 月番割名前の上申。

ハ三 北郷代官差紙
（年代不詳）・十 北郷代官国嶋藤 相楽七左衛門 一通
四郎

ハ三 相楽氏覚書
「目付役相勤候に付、若年寄大和守様御代、検断・庄屋呼出」
の通達をなすとある。 一通

ハ三 北郷代官差紙
（年代不詳）・十一 北郷代官 相楽七左衛門 一通

ハ三 北郷代官急差紙
（年代不詳）・十二 北郷代官 内藤八郎右衛門、 一通
他

ハ三 北郷代官差紙
亥・十二 北郷代官 相楽七左衛門 一通

ハ二八 改名許可申渡書
文政 八・正 北郷代官 相楽七藏 一通
七藏を七郎右衛門と改名する件。

ハ五 相楽七郎右衛門改名願書
文政 八・ 相楽七郎右衛門 中山長五郎、他 二通
天保 九・

ハ二九 伊勢参宮暇許可申渡書
文政十二・二 北郷代官 相楽七郎右衛門 一通
七郎右衛門と改名、その後さらに治左衛門と改名。

ハ二五 相楽氏覚書
弘化 四・五 「阿部能登守様御代、治左衛門岩太郎へ家督相続」とある。 一通

ハ二五 養子縁組願書
嘉永 六・二 深沢勘左衛門、他 役所 一通

ハ二二 相楽治左衛門届書
子・三 相楽治左衛門 市川儀左衛門、 一通
他

ハ二二 相楽治左衛門口上書
午・三 相楽治左衛門 中山藤吉、他 一通
治左衛門娘しげと吉田修平との縁組の件。

ハ二二 検断吉田修平届書
午・三 検断吉田修平 代官所 一通
相楽治左衛門娘しげの宗旨変更の件。

ハ九 北郷代官縁組許可申渡書
（年代不詳）・二 北郷代官 相楽七左衛門 一通

ハ六 北郷代官縁組許可申渡書

(年代不詳)・三 北郷代官

相楽七左衛門

一通

田村郡金沢村郷士仁井田半助息子泰太郎と相楽某妹との縁組の件。

ハ一〇 北郷代官縁組許可申渡書

(年代不詳)・三 北郷代官

相楽治左衛門

一通

ハ六 小林家由緒届書

文政 六・

小林

相楽

一通

ハ一四 相楽治左衛門届書案

未・三 相楽治左衛門

鈴木謙治、他

一通

ハ七 安藤勇助由緒届書

文政十五・六

安藤勇助

一通

ハ一七 相楽治左衛門家督讓渡願書

未・四

鈴木謙治、他

一通

ハ三 市原良平由緒届書

天保 三・六

市原良平

一通

岩太郎へ家督を相続させる件。

ハ二三 相楽岩太郎願書案

未・八 相楽岩太郎

鈴木謙治、他

一通

ハ七 青沼修助由緒届書

辰・三

青沼修助

一通

格禄を従前通りとする件。

ハ二〇 相楽治左衛門暇願書

(年代不詳)・二 相楽治左衛門

北郷代官

一通

ハ三 山口浜吉由緒届書

辰・三

山口浜吉

一通

水戸へ赴く件。

ハ二六 三春誓吉称美書写

(年代不詳)・三 三沢作藏

相楽七左衛門

一通

ハ五 竹内庄三郎由緒届書

辰・三

竹内庄三郎

一通

ハ一六 北郷代官家督相続許可申渡書

(弘化四)・四 北郷代官

相楽治左衛門

一通

ハ七 井上才兵衛由緒届書

辰・三

井上才兵衛

一通

ノ三 皆沢九兵衛書状

(年代不詳)・八 皆沢九兵衛、他

相楽七左衛門、他

一通

ハ七 内田孫左衛門由緒届書

辰・三

内田孫左衛門

一通

会津表愁訴一件。

ハ六 婚姻願書案

(年代不詳)

相楽文書目録

一通

ハ六 内田孫左衛門由緒届書

辰・三

内田孫左衛門

一通

相楽文書目録

八三 石井勝右衛門由緒書

辰・三

一通

天保十二年四月に大庄屋格に任命される。

八四 小林喜右衛門由緒書

辰・六 小林喜右衛門

一通

文化十一年十月に先代が苗字帯刀御免を命ぜられる。

八五 佐藤良蔵由緒書

辰・六 佐藤良蔵

一通

文政五年六月に高十五石を賜り郷士格に任命される。

八六 坂路文六由緒書

辰・六 坂路文六

一通

文政六年九月に先代の高九十石と郷士を相続する。

八七 中山喜左衛門由緒書

(年代不詳)

一通

天保十年以後、中山喜左衛門の苗字帯刀・庄屋格等任命の次第。

八八 佐藤健蔵由緒書

亥・四

二通

歴代の郷士任命の次第。

八九 市原良平由緒書

(年代不詳)

市原良平

一通

先代以前より郷士格に任命され、良平は市原良平組大庄屋を命ぜられる。

九〇 永田種蔵由緒書

(年代不詳)

永田種蔵

一通

天保十年二月に苗字帯刀御免を命ぜられる。

九一 柳沼衆蔵由緒書

(年代不詳)

柳沼衆蔵

一通

八二 藤井惣右衛門・三沢作蔵・藤井栄太郎外二十一名前書

(年代不詳)

一通

八三 安藤三郎右衛門・藤井源右衛門等町役人由緒書

(年代不詳)

一通

八一 居屋敷四軒前上納過ニ出方入用控

嘉永 四・六

一冊

元締・郡奉行・代官等への進物控もある。

八〇 相楽七郎右衛門持高書出控

天明 四・正 相楽七左衛門

一通

高四十八石五斗三升九合。

七九 相楽氏持分田畑調書

万延 元・

一冊

上田三畝二十七歩はじめ諸田畑。

七八 町役人月番割覚書

嘉永 五・

一通

二月より翌年正月迄。

七六 議定書写

天保 八・八

一通

町役人相楽七郎右衛門・佐藤良蔵その他十四名の連署。

七五 町役人月番割覚書

寅・正 内田孫左衛門

一通

七四 廻勤覚書

卯・七 相楽七郎右衛門 御用番中

二通

急御用の件についての廻状。

七三 町役人月番割控

一通

戌・

戌二月より翌年正月迄。

(年代不詳)

一通

イ三 白河藩郡奉行等達書

亥・七 郡奉行・元締

北郷組代官

一通

町益金由緒及び預託

四町万雑帳見出し箇条

安政 三・三 本町三沢作蔵

相楽七左衛門

一通

町役人月番割覚書

(年代不詳)

一通

講会仲間議定書

慶応 三・三 相楽七左衛門、

一通

ハ六 町役人名前書

辰・正

一通

町益二十四会掛溜講の議定書。同年二月初会。

ハ三 白河藩郡代早川茂左衛門達書

(年代不詳)・九 早川茂左衛門

相楽七郎右衛門

一通

町会所普請入用金明細書控

(嘉永二)・閏四 相楽七左衛門

代官所

一通

市場・米穀等の取締に関する諸注意。

ハ六 当番相楽七左衛門廻文控

(年代不詳)・十

三通

道中諸入用覚書

(年代不詳)・六

一通

寅・卯両年年貢納入の件。

ハ元 須賀川町役人月番割御用覚書

(年代不詳)

一通

四町入用覚書

(年代不詳)・十一 八木

相楽

一通

ハ三 辰巳年月番割覚書

(年代不詳)

一通

四町帳元書状

(年代不詳)

相楽

四通

ハ三 町会所当番役名前書

(年代不詳)

一通

相楽治左衛門四十六歳、内藤欣三郎四十四歳、その他十六名の記載がある。

ハ三 須賀川町役人仲間順席覚留

相楽文書目録

ノ五 白河表出張等金銭出納書

(年代不詳)

一通

ノ三 白河藩差紙

(年代不詳)・二 鈴木謙治、他 内藤平次右衛門、一通

町益無尽につき至急面談したい件。

ヒ二 浜尾無尽案内

(年代不詳)・二 浜尾有我 本町会元 一通

二月会・三月会の花くじ当りを差上げる。

街道交通

往来問屋

ホ一 往来問屋届書

元文 四・ 相楽藤兵衛 相楽七郎右衛門 一通

往来問屋役を相楽七郎右衛門が勤める。

ホ二 往来問屋譲受証文

寛政 八・ 四 中町検断佐藤宗 相楽七郎右衛門 一通

藏

相楽七郎右衛門所持の往来問屋を佐藤宗藏が譲受ける。

ホ三 往来問屋譲渡証文

寛政 八・ 四 本町問屋相楽七 中町検断佐藤宗 一通

郎右衛門 藏

相楽七郎右衛門所持の往来問屋を宗藤宗藏方へ譲渡す。

ホ四 往来問屋上下継立日割書

寛政 八・ 四 本町問屋相楽七 中町検断佐藤宗 一通

郎右衛門、他 藏

相楽七郎右衛門所持の往来問屋の継立ては下り継は一日より

十二日、上り継立ては二十一日より晦日迄とする。

ホ五 四町問屋一札 寛政 八・ 四 中町検断佐藤宗 相楽七郎右衛門 一通

藏

相楽七郎右衛門所持の本町往来問屋の継立て日割の譲渡。

ホ六 往来問屋譲渡状写 寛政 八・ 四 本町問屋相楽七 佐藤宗藏 一通

郎右衛門

相楽七郎右衛門所持の本町往来問屋を佐藤宗藏へ譲渡す。

ホ七 往来問屋日割継立書写 寛政 八・ 四 中町検断佐藤宗 本町問屋相楽七 一通

藏 郎右衛門

ホ二 往来問屋日割書 寛政 八・ 四 本町問屋相楽七 中町検断佐藤宗 一通

郎右衛門、他 藏

ホ七 人足賃銭帳 嘉永 六・ 四 水戸結城宗寿門 相楽道太郎 一通

相楽道太郎

須賀川から相馬までの人足賃。

ホ六 従須賀川至若松往来駄賃帳 慶応二・ 八 野州大沢山小堀 主水 一通

主水

ホ三 四ヶ町往来問屋一集覚書 辰・ 三 相楽七郎右衛門 代官中 一通

ホ元 従須賀川至棚倉馬引代覚書 辰・ 五 穀屋弥五郎 相楽七左衛門 一通

辰・ 五 穀屋弥五郎

ホ四 鉛受取書 (年代不詳)・ 五 武具方 一通

ホ八 三町駄市由来書

(年代不詳)

商品荷卸し三か町等分の由来。

一通

ホ九 相楽氏覚書

須賀川三か町の商業発達の事および相楽孫右衛門の訴状などを書留める。

ホ三 往来問屋日割書

(寛政八)

相楽七郎右衛門
・問屋仲間

一通

ホ三 送り荷日数覚書

(年代不詳)

十二月江戸出立、十七日須賀川着。

一通

宿 駅

ホ三 役馬建金覚書

(年代不詳)

本町の役馬組の件。

一通

ホ三 役馬請負代金受取証文

万延 二・正

建主清五郎

相楽七左衛門

一通

ホ三 役馬請負代金受取証文

慶応 四・正

建主安積屋弁治

本町役元

一通

ホ三 役馬請負代金受取証文

慶応 四・正

建主兵次郎

本町役元

一通

ホ三 役馬請負代金受取証文

慶応 四・正

本町役元

一通

相楽文書目録

ホ三 役馬請負代金受取証文

慶応 四・正 建主虎吉

本町役元

一通

ホ三 飛脚送り証文

(明治六)・四 八木屋伊左衛門
金銭の送付。

相楽七左衛門

一通

ホ三 口演

亥・十 嶋屋佐右衛門、

他

一冊

ホ三 御用状受取証文

(年代不詳)

飛脚賃銀の改正の件。

一通

ホ五 相楽七左衛門受取書

(年代不詳)・十

相楽七左衛門
岡氏宿陣のため上り継ぎ、下り継ぎ十九人の人足賃等の受取。

一通

ホ六 先触

(年代不詳)・三 芦野家中築瀬多

膳 宿々問屋中

一通

ホ六 先触

(年代不詳)・閏四 庄内家中水野勘

兵衛 断所

庄内を出発、江戸までの先触。駕籠一挺、本馬八疋、歩夫二人の要請。

一通

ネ二六 村継先触

(年代不詳)・四 長尾常右衛門、

他

相楽七郎右衛門 一通

南部修理大夫家中の鹿討ちのための村継ぎ先触。

信 仰

ホ 壹 半田御金荷覚書

(年代不詳)・十一 荒木屋治兵衛
十一月七日二本松、翌八日須賀川を通過して上る。

一通

ハ 一 町役人上申書案

辰・二 半田金荷物通過のさいの挨拶関係。

四通

助 郷

ホ 元 泊り宿賃受取証文

辰・五 馬宿青木弥五郎
馬一疋分の宿料三朱二百文。

一通

ホ 二 小高村名主願書

酉・五 小高村名主
人足不足の件。

一通

ホ 七 純義総督先触

(慶応四)・五 純義惣督

成田村・小高村、
他五宿間屋役人
中

一通

ホ 一四 須賀川宿助郷村々覚書

(年代不詳)
下宿村・堤村・江持村・塩田村その他。

一通

ハ 四 諏訪明神祭礼首尾届書

(年代不詳)・七 坂路文六、他
七月二十七日に祭礼が無事に終了。

一通

ハ 五 祭礼廻勤付添覚書控

(年代不詳)・七
代官加役へ付添名前の報告を必要としない件。

一通

ハ 六 祭礼廻勤覚書

(年代不詳)・七 安藤三郎右衛門、御用番役人、他
他

一通

ハ 七 祭礼廻勤覚書

(年代不詳)・七 坂路文六、他
御用番役人
付添役人、目明し代一人、先払二人を従える。

一通

ハ 八 祭礼廻勤覚書控

(年代不詳)・七 相楽七郎右衛門、御用番役人、他
他

一通

ハ 二〇 須賀川町両目付達書

(年代不詳)・七 両目付
坂路豊六屋台請けの件。
塚原嘉兵衛、他

一通

ハ 九 御紋提灯使用覚書控

(年代不詳)・九

一通

太々 講

マ 四 永代太々講世話人約定

文化 六・三 永代太々講世話 相楽七蔵 一通

中絶の永代太々講再興の件。

マ五 永代太々講世話人約定

文政 五・正 永代太々講世話 橋本丈右衛門 一通

怠慢なく再興を修行する件。

マ六 永代太々講連衆書替証文

天保 四・十 永代太々講世話 鈴野民右衛門 一通

人



須賀川の「す」の字を図案化し、
末広がりにより市勢の発展を表わして
います。

須賀川町会所史料目録（古文書等緊急調査事業）

昭和56年3月25日 印刷

昭和56年3月31日 発行

発行 福島県須賀川市教育委員会

〒962 福島県須賀川市八幡町135

TEL 02487 - 5 - 1111 (代)

編集 須賀川市教育委員会社会教育課

印刷 有限会社 和田印刷所

〒962 須賀川市袋田字本郷188

TEL 02487 - 5 - 2256

